

國	佛	英
機百五千四約 (屬所省空航)	飛行機 約一五〇中隊 偵察機 約一五〇中隊 偵察機 約一五〇中隊 偵察機 約一五〇中隊 偵察機 約一五〇中隊	上以機千二約 (屬所省軍空 (す有を上以機千一機育教に別)) 目下擴張中なるを以て現在の状況は判明せざるも、一九三七年末既に一二八中隊に達し、又一九三九年迄に左の如く擴張の計畫である。 本土防空 一二九中隊 海外艦隊空軍 六三三中隊以上 陸軍協同 一九二中隊以上 別に氣球隊あり 尙海外自治領及植民地に 七二五機
法萬十九百九千一億二十 (算豫省空航年度七三九一)	五聯隊	約八千二百五十五萬磅 (一九三九年航空軍算) (算豫加追合) (む含を磅萬百六千二價公防國)
	正規軍高射砲隊 (海外のものを含む) 二三個中隊 (機械化) 砲數 二二〇 (二五〇)門 一部は旅團に編成せらる 戦時は戦車を合して防空師團を編成す 地方軍高射砲隊 二十三個中隊 砲數 未詳	戦車 約 三五〇輛 右の外軍の機械化に伴ひ歩騎兵用輕戦車相當數を有す。 装甲自動車 約 一二〇〇輛(推定) 印度には外に戦車三中队装甲自動車五中队を有す。
	輕戦車聯隊(六中队) 獨立戦車大隊 獨立戦車中队 右戦車數 約 一、五〇〇輛 其他豫備戦車多數 装甲自動車中队 約 二〇	

國	米	邦聯蘇	本日	名國
機百四千約	機百五千五約	機千一約	飛行機	陸軍所屬 飛行機數
又別に護國軍 一九がある。 一二五中隊 (内非實 設十中)	飛行機 約 五〇〇中隊 外に氣球隊・海軍機中队各若干 偵察機 約 一〇〇中隊 其他(本部及勤務) 約 一〇〇中隊 偵察機 約 一〇〇中隊 其他(本部及勤務) 約 一〇〇中隊 偵察機 約 一〇〇中隊 其他(本部及勤務) 約 一〇〇中隊	飛行機 約 一〇〇中隊	約 一〇〇中隊	航空部 隊數 豫算
約一億弗	未詳	二聯隊と一隊	高射砲旅團・獨立大隊・高射砲隊等各多數あり。	高射及砲數
八聯隊 砲數 約二〇〇門 外に高射機關銃 約五、〇〇〇 (本數字は豫備兵器を含む)	獨立機械化部隊 獨立戦車大隊 右の外部兵及騎兵師團の大部は機械化部隊を有す。 右戦車數 約 六、七〇〇輛	戰車聯隊	戰車及機械化部隊 兵力及戰車數	戰車及機械化部隊 兵力及戰車數
中戦車聯隊(八中队) 輕戦車聯隊(八中队) 右戦車數(豫備戦車を含む) 約 一七中隊 装甲自動車中队(騎兵師團配屬) 約 五〇〇輛 其他を合し装甲自動車數 約 二〇〇輛				

列國新兵器整備一覽(昭和十二年未調)

偵		機				戦				種			
米	英	蘇	伊	佛	米	英	米	英	機	別國			
カーチスO-43	カーチスO-40	ホーカー・オーダクス	アプロ・アンソン	イ	イ	ファイアットCR30	ファイアットCR30	デボアチンD500	モラーヌ・ソルニエI	カーチスP6E	ボーイングP26	グロスター・グラヂェイター	ホーカー・フュリー
金	鋼	鋼	布	鋼	金	金	布	ジュラルミン	ジュラルミン	木	鋼	鋼	鋼
高單	高單	複葉	低單	低單	複葉	複葉	複葉	低單	高單	複葉	低單	複葉	複葉
コンケラー	サイクロン	ケストレル	アプロ・チー	M-13	M-13	ファイアット	ファイアット	イヌバノ	グノーム・ロ	コンケラー	ワスプ	マキキユリー	ケストレル
						二・〇	二・五	二・五	二・五				三
三三〇	三三〇	三〇〇	二九〇	三〇〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	四〇〇
	七、〇五〇	七、六〇〇	六、三〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
三、〇〇〇米迄七分〇六秒	三、〇〇〇米迄七分四三秒	三、〇〇〇米迄七分三〇秒	二、〇〇〇米迄四分〇七秒		七、〇〇〇米迄	五、〇〇〇米迄九分一〇秒	六、〇〇〇米迄八分一九秒	五、〇〇〇米迄	五、〇〇〇米迄	四、〇〇〇米迄	五、〇〇〇米迄	六、〇〇〇米迄九分〇〇秒	五、〇〇〇米迄八分四三秒

列強優秀軍用機性能概見表 (現用)

波	伊	獨
機百七約	機百五千約 (屬所省軍空)	上以機千二約 (屬所省空航) ふ謂もと機百五千二
飛行球	飛行球	飛行球
二大隊	六聯隊	六大隊
未詳	空軍直轄部隊九〇 陸軍協同隊三〇〇 海軍協同隊二〇〇 植民地軍協同隊五〇	一九三五年六月迄に整備せられたりと稱せらるゝもの 偵察 一〇中隊 六千機保有を目標として擴張中なる如し。
未詳	利萬千七億二十約 (度年八三一七三九一) (算豫軍空)	未詳
未詳	野戰高射砲聯隊 五(十二大隊) 義勇軍に屬する 陣地高射砲司令 二五	二十個聯隊以上
未詳	約一四〇門	未詳
未詳	聯隊(六大隊) 快速戰車大隊 右戰車數 約二〇〇輛 右裝甲自動車數 未詳	未詳

米	英	國名
	キング・ジョージ五世	艦名
	三五、〇〇〇	基準排水量
	三五、〇〇〇	軸馬力
	二五	速力
	四〇糎砲或ハ三六糎砲	主砲

列國最新主力艦

機		擊		爆		重		英		獨	
獨	蘇	伊	佛	米	英	獨	蘇	伊	佛	米	英
ドルニエ D ₀ 23	テールベール 5	テールベール 3	サポイア S 81	カプロニ 133	フアルマン 221	マルセル・プロツシユ 200	ボーイング 299	カーチス BT 32	フェアリー・ヘンドン	ハンドレー・ベード	ユンカース JU 52
金	金	金	金	金	金	輕金	金	鋼	金	鋼	金
屬	屬	屬	屬	屬	屬	屬	屬	布	屬	布	屬
高單	低單	低單	低單	單葉	高單	高單	低單	複葉	低單	複葉	低單
七五〇 P 二基	八〇〇 M 四基	八〇〇 M 四基	メオ六五〇基	五〇〇 A 三基	グノーム・ロ 一七〇〇基	グノーム・ロ 一七〇〇基	グノーム・ロ 一七〇〇基	セイクロン 一、八〇〇基	セイクロン 一、八〇〇基	セイクロン 一、八〇〇基	B 六〇〇 M W
	三、〇〇〇疋	二、〇〇〇疋	一、五〇〇疋		四、七五〇疋	一、二〇〇疋	四、五〇〇疋	一、八〇〇疋	一、〇〇〇疋	一、五〇〇疋	一、五〇〇疋
二六〇	二四〇	二四〇	三五〇	二八〇	二四〇	三〇〇	三七〇	二九〇	二八〇	二五〇	三〇〇
五、八〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇		五、七〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇	七、五〇〇	六、一〇〇	八、八〇〇	八、〇〇〇	五、八〇〇
		二、〇〇〇米迄		三、〇〇〇米迄	四、〇〇〇米迄	四、〇〇〇米迄	四、〇〇〇米迄	四、〇〇〇米迄	四、〇〇〇米迄	四、〇〇〇米迄	二、〇〇〇米迄
		一分五〇秒		一分三七秒	一分三〇秒	一分三〇秒	一分三〇秒	一分三〇秒	一分三〇秒	一分三〇秒	一分三〇秒

機		擊		爆		輕		機		察	
獨	蘇	伊	佛	米	英	獨	蘇	伊	佛	獨	蘇
エス・ベール	ブレイダ	ファイアット BR 3	ポテロ	アミオ	ボーイング B 9	マーチン B 10	オールバートンポンド	ホルカー・ハート	ハインケル 46	エール 6	エール 5
輕合	金	布鋼	木	金	金	輕合	鋼	鋼・ジュラル	金	金	金
金	屬	木	金	屬	屬	金	布	複葉	單葉	複葉	複葉
中單	低單	複葉	高單	高單	低單	中單	複葉	複葉	單葉	複葉	複葉
七五〇 二基	テラヂオ・ス 六〇	ファイアット 九七〇	イリス 六〇〇	ゲノーム・ロ 一、八〇〇	セイクロン 七〇〇	セイクロン 七〇〇	ペガサス 五五〇	ケストレル 五五〇	シーメンス 六〇〇	M 一、七〇〇	M 一、七〇〇
六〇〇疋		六〇〇疋	五〇〇疋	一、八〇〇疋	一、二〇〇疋	一、四〇〇疋	一、〇〇〇疋	二四〇疋	二〇〇疋	三〇〇疋	三〇〇疋
三六〇	三三〇	二四〇	三三〇	三三〇	二五〇	三四〇	三三〇	二八〇	三〇〇	三三四	三三四
	六、八〇〇	六、六〇〇	八、〇〇〇	八、五〇〇	五、八〇〇	七、六〇〇	九、〇〇〇	六、三〇〇	七、〇〇〇	六、五〇〇	六、六〇〇
	五、〇〇〇米迄	四、〇〇〇米迄	四、〇〇〇米迄	三、〇〇〇米迄	三、〇〇〇米迄	三、〇〇〇米迄	四、〇〇〇米迄	三、〇〇〇米迄	三、〇〇〇米迄	三、〇〇〇米迄	三、〇〇〇米迄
	一分三〇秒	一分三〇秒	一分三〇秒	一分三〇秒	一分三〇秒	一分三〇秒	一分三〇秒	一分三〇秒	一分三〇秒	一分三〇秒	一分三〇秒

米	英					
レ キ ン グ レ ン ト ン	フ ユ ー リ ア ス	ア ー ク ロ ー ヤ ル	グ ロ ー リ ア ス	カ レ ー ヂ ア ス	イ ー グ ル	ハ ー メ ス
一 一、 五〇〇	二 二、 四五〇	二 二、 〇〇〇	二 二、 五〇〇	二 二、 五〇〇	一 〇、 八五〇	一 四、 四五〇
三 三、 〇〇〇	三 一、 〇〇〇	二 七、 〇〇〇	三 〇、 五〇〇	三 〇、 五〇〇	二 四、 〇〇〇	二 五、 〇〇〇
一 五〇	三 一〇	二 七〇	三 〇五	三 〇五	二 四〇	二 五〇
四 一 一 三 〇	六 〇 四 〇 〇	一 六 〇	一 六 〇	五 九 〇	三 六 〇	六 〇 四 〇 〇
二 〇 五 〇	二 〇 〇 〇	二 〇 〇	二 〇 〇	〇 五 〇	〇 四 〇	〇 〇 〇
九 〇	三 四	七 〇	五 二	五 二	二 一	二 〇
					二 〇	三 六

列國航空母艦一覽

獨	伊	佛	米	英
ニ ユ ル ン ベ ル ヒ	ド ウ カ デ グ リ ー ア プ ル ヂ イ	モ ン ト カ ー ム	サ ヴ ア ン ナ	サ ザ ン ブ ト ン
六、 〇〇〇	七、 八七四	七、 六〇〇	一 〇、 〇〇〇	九、 〇〇〇
七二、 〇〇〇	一〇〇、 〇〇〇	八八、 〇〇〇	一〇〇、 〇〇〇	七五、 〇〇〇
三 二	三 五	三 五	三 五	三 二
八 九 六 〇 九	一 八 九 六 〇 九	一 八 九 六 〇 九	一 八 九 六 〇 九	一 八 九 六 〇 九
五 〇 五 〇 二 二	五 〇 五 〇 二 二	五 〇 五 〇 二 二	五 〇 五 〇 二 二	五 〇 五 〇 二 二
一 二	一 四	一 四	一 八	一 八

日	國名	艦名	基準排水量	軸馬力	速力	砲兵	雷
最上	日	愛宕	九、八五〇噸	八〇、〇〇〇	三三節	一四〇門	八門
	英	エキゼター	八、三九〇	八〇、〇〇〇	三二節	一四〇門	六門
	米	ウイチタ	一〇、〇〇〇	一〇七、〇〇〇	三三節	一四〇門	六門
	佛	アルゼリ	一〇、〇〇〇	八四、〇〇〇	三一節	一四〇門	六門
	伊	ボルザ	一〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	三六節	一四〇門	八門
	獨	ヒッパ	一〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	三六節	一四〇門	八門
	日	愛宕	八、五〇〇噸	七五、〇〇〇	三三節	一四〇門	六門

列國最新乙級巡洋艦

列國最新甲級巡洋艦

獨	伊	佛
ア ド ミ ラ ル ・ ク ラ フ ・ ス ペ ー ル	リ ッ ト リ オ	ス ト ラ ブ リ ル グ ウ
二 六、 〇〇〇	三 五、 〇〇〇	二 三、 五〇〇
五 四、 〇〇〇	一 三〇、 〇〇〇	一 二五、 〇〇〇
二 六	三 〇	三 〇
二 八 糧 砲	三 八 糧 砲	三 四 〇 糧 砲
六 九 門	九 門	一 八 二 門

艦種	國別	主力艦		航空母艦	巡洋艦		潛水艦	
		戰艦	舊戰艦		A級	B級	艦隊	艇
戰艦	日本	21,000	9	31,000	10,000	11	10,000	5,000
戰艦	米	20,000	15	20,000	10,000	10	10,000	5,000
戰艦	英	15,000	15	11,000	10,000	10	10,000	5,000
戰艦	佛	15,000	15	11,000	10,000	10	10,000	5,000
戰艦	伊	15,000	15	11,000	10,000	10	10,000	5,000
戰艦	獨	15,000	15	11,000	10,000	10	10,000	5,000
戰艦	「ソ」	15,000	15	11,000	10,000	10	10,000	5,000
戰艦	支那	15,000	15	11,000	10,000	10	10,000	5,000
戰艦	那	15,000	15	11,000	10,000	10	10,000	5,000

列國海軍既成艦艇概要 (基準排水量)

昭和十二年九月三十日調

國名	艦名	水上排水量	水中排水量	水上速力	水中速力	兵装	雷装
獨	ユベ	2,500	1,300	17.0	8.5	21.2	8
伊	ベフ	5,915	1,767	17.0	11.0	11.4	29.4
佛	ミナ	5,977	800	14.0	9.0	7.6	7.5
英	スピ	6,700	960	13.75	10.0	11.7	6
日	呂三	7,000	1,000	16.0	11.8	11.8	8
伊	ビエ	1,356	1,965	17.0	8.5	21.2	8
佛	アゴ	1,379	2,060	17.0	11.0	11.4	29.4
米	ボサ	1,350	2,710	??	10.0	7.6	??
英	セバ	1,800	2,710	22.5	10.0	11.0	6
日	伊伊	1,950	2,710	21.7	11.0	11.4	6

列國最新中及小型潛水艦

列國最新大型潛水艦

列國軍備の概観

年度	日	米	英	佛	伊
昭和二十二年	20,000,000	20,000,000	10,377,710	18,800,000 ^法	30,678,000 ^利
(一九二七)年	9,800,000	4,800,000	9,900,120	11,000,000	22,000,000
同 (一九二八)年	8,800,000	4,800,000	9,900,120	11,000,000	22,000,000
同 (一九二九)年	8,800,000	4,800,000	9,900,120	11,000,000	22,000,000
同 (一九三〇)年	8,800,000	4,800,000	9,900,120	11,000,000	22,000,000
同 (一九三一)年	8,800,000	4,800,000	9,900,120	11,000,000	22,000,000
同 (一九三二)年	8,800,000	4,800,000	9,900,120	11,000,000	22,000,000
同 (一九三三)年	8,800,000	4,800,000	9,900,120	11,000,000	22,000,000
同 (一九三四)年	8,800,000	4,800,000	9,900,120	11,000,000	22,000,000
同 (一九三五)年	8,800,000	4,800,000	9,900,120	11,000,000	22,000,000
同 (一九三六)年	8,800,000	4,800,000	9,900,120	11,000,000	22,000,000
同 (一九三七)年	8,800,000	4,800,000	9,900,120	11,000,000	22,000,000

列國軍備の概観

- 一、△は水上機母艦を示す
- 二、米國には本表に示せる以外に掃海艦にして補助航空母艦として使用中のもの十隻あり
- 三、米艦隊中には輕敷設艦四隻、六四〇噸を含む
- 四、「ソ」聯邦航空母艦は其の存在疑問なり

列國海軍艦艇製造費(兵器費)果年支出一覽表

昭和十二年九月三十日調

年度	日	米	英	佛	伊
大正二十一年	19,567,000	38,300	30,733 ^{千圓}	11,400	18,556
同 (一九二二)年	10,110,100	38,300	30,733 ^{千圓}	11,400	18,556
同 (一九二三)年	8,900,000	38,300	30,733 ^{千圓}	11,400	18,556
同 (一九二四)年	8,800,000	38,300	30,733 ^{千圓}	11,400	18,556
同 (一九二五)年	8,800,000	38,300	30,733 ^{千圓}	11,400	18,556
同 (一九二六)年	8,800,000	38,300	30,733 ^{千圓}	11,400	18,556

計合	71,555	1,101,475	1,141,100	1,175	107,108	369,010	25,110	35,980
	(△ 11,000)	(△ 11,000)	(△ 11,400)	(△ 10,000)	(△ 1,175)	(△ 1,175)	(△ 1,175)	(△ 1,175)

機 話 電 機 交 換 機 日 立



所 作 製 日 立

近代陸海軍裝備の趨勢

世界大戦に依る裝備の發達

戰鬪の勝敗の重大なる因子を爲すものに、數と質とがある。而して、裝備は質の形而下的部分を形成するものであるが、裝備劣れる軍隊は假令士氣及訓練等形而上に優る處あるも犠牲のみ多く生じて而も所望の効果を擧ぐるに困難なるに立到つた。

近世科學の發達に伴ひ、列國軍は何れも文明の利器を活用して勝を制する工夫を凝すに至つたのであるが、就中世界大戦に於ては參加列國各々其の國運を賭して戦つた關係上、必然的に裝備の長足なる進歩を齎した。即ち戰費として投ぜられた莫大の國費に依て、新戰用資材、特に新兵器の考案、研究製造に全力を盡されたる結果、航空機

近代陸海軍裝備の趨勢

戰車、化學戰に伴ふ各種資材や長射程砲等の現出を見、又在來の火炮、銃器通信器材其他、あらゆる戰用資材が翻期的進歩發達を遂げたのである。此間平時狀態に在つた國軍の裝備が、自然列國に取殘さるゝ結果となつたことは亦止むを得なかつた所である。

加ふるに列國陸軍は戰後益々競うて新兵器の研究と裝備の改善とに努力せる結果其の編制裝備は更に改善せられ今や劣等裝備の軍隊は戰場の優勝者たるを得ざることになつた。

近代的裝備の内容と其趨勢

近代的裝備の内容は大體、火力裝備機械化裝備、航空及防空裝備、化學戰裝備の四種に分類することが出来る。

火力裝備

火力裝備とは輕、重機關銃、各種歩兵砲、各種機關砲、擲彈筒、火炮特に重砲等、各種の威力大なる兵器を増加して、小は分、小隊より、大は師團、軍團に至る迄、夫々火力を最大に發揮し得る如くするを目的とするものであつて、列強は前述の如く世界大戦に於て多大の犠牲を拂つて之が充實に努力した結果何れも優秀なる裝備を有し、而も戰後引續いて之が充實改善に努力してゐる。

今參考の爲、各國野戰師團火力裝備の概況を比較すれば左表の如くである。我が軍は輕機關銃に於ては列國に近きも、其他に於ては多大の遜色がある。

列國陸軍野戰師團裝備比較表

考 備	野戰重砲	野砲	曲射歩兵砲	平射歩兵砲	銃關機重		銃關機輕		區 分
					當り	師團總數	當り	師團總數	
一、師團内歩兵大隊數は蘇佛九、米英一二である。 二、本表の外、各國軍共、師團の外に強大なる重砲等を有するも、夫等の數の師團に對する比率は不詳である。	約	約	約	約	約	約	約	約	蘇聯邦軍師團
	二七	三〇 (聯隊砲を含む)	五〇 (對空・對戰車用を含む)	二〇	一六内外	一四〇	約	三二四 (自動小銃)	佛軍師團
	一六	三六 最小限	一八	九	一六内外	高射約	約	一、三〇〇	米軍師團
	二四	四八	三二	四二	一六内外	八〇	約	一〇八	英軍師團
	一八	一五四 輕榴彈砲	未詳	未詳	一六内外	對戰車機關銃	約	約二〇〇 約三〇〇	

列國機械化裝備比較表

國 別	戰 車	裝 甲 自 動 車	機 械 化 部 隊 に 關 する 傾 向
佛 國	約 一、五〇〇	約 二〇〇	軍全般に亘り一部を機械化しあり、近く機械化せる騎兵師團、戰車師團の出現を見るべし。
蘇 聯 邦	約 五、〇〇〇	詳細不明なるも相當多數を有す	騎兵一旅團、野戰砲兵一聯隊を機械化しあるの外、近く五箇年計畫を以て更に軍の機械化の促進を企圖しあるもの、如し。
米 國	約 五〇〇	約 二〇〇	機械化師團、獨立機械化旅團、同聯隊等十數箇あり、其他軍全般に亘り機械化せられ師團の大部は固有機械化部隊を有す。
英 國	約 三五〇	約 一、二〇〇	
國 別			

機械化裝備
大戦間火力裝備の發達並陣地の鞏強に伴ひ各國は裝甲に依る火力の損害軽減と内燃機關の利用に依る軍の機動性増大との二つの目的から、機械化裝備に著意するに至つた。即ち機械化裝備は、戰車、裝甲自動車、自動車砲兵

牽引自動車等を在來の部隊に配屬することに依つて、耐火力性と機動性を増加し、更に進んで右兩目的を具備せる裝甲移動兵器及特種自動車のみを以て所謂機械化兵團を創設し以て近代戰闘の要求に應ぜんとするものである。列國中特に本裝備に力を注いで居る

のは英・米・佛及蘇聯邦であつて、其の現況は概ね左表の如くである。我が軍に於ては鋭意整備中なるも、未だ以て有力なる機械化部隊を編成し得ざる實情に在る。

航空及防空裝備 (別述)

化學戰裝備

化學戰裝備とは、毒瓦斯、燒夷彈、發煙劑等の化學的兵器を以て軍隊に攻防の威力を増加せんとする裝備を謂ふ

のであるが、此處には主として毒瓦斯に就て論ずることとする。
毒瓦斯禁止の諸條約と各國の見解
毒瓦斯の兵器的使用は西曆一八九九年の海牙條約に依つて夙に禁止せられて居るのであるが、世界大戰間、對手國

が使用せりとの口實の下に、參戰各國悉く之を使用したるのみならず、航空機、戰車と共に戰場に缺くべからざる武器として認められたるは周知の事實である。
戦後一九二一―二三年の華府會議に

於て日英米佛伊の五大國は更に右海牙條約の尊重を協定せしむ、

米國は、會議の主宰者たりしにも拘らず、毒瓦斯の使用は他の戰鬥手段より遙に人道的にして危険少く且經濟的なりと稱し、爾來其施設を完備して大々的研究に従事し、英國も亦華府會議の協定は五箇國間に限られ他の國の參戰の場合には効果なきを以て敵の毒瓦斯攻撃に對し國家及國民を防禦するは爲政者の責任なりとなし、尙英、米、中、米國に在りては催淚瓦斯は人を殺害することなく警務用として極めて重寶のものなるが故に、之をしも戰用に供することを禁止するは却て非人道の譏を免れずと軍縮會議に於て公言し、一切の瓦斯使用の禁制に關しては留保せんとする意圖を有し、國際軍縮會議專門委員の報告も亦化學戰禁止は實際問題として著しく困難にして寧ろ不可能なることを指摘して居る。其他佛獨・伊は固より波蘭・西班牙・チエツ

コスロバキヤ・羅馬尼等に至るまで之が研究及施設に努力しあるの現況であつて、各國の瓦斯使用に關する觀念は自ら窺はれる次第である。殊に、聯邦蘇聯邦が華府會議に於ける協定に參加しあらず、最近甚大の努力を以て化學戰準備に關する諸般の施設を整備し、化學戰に任ずる専門部隊を有するのみならず、一般部隊も小單位部隊に至るまで化學部隊を附屬するの徹底振を示しあるは、吾人の大いに注意を要する處である。

各國化學戰準備の施設 各國は、紋上の如く毒瓦斯が戰時に於て必ずや用ひらるべきことを豫期して萬端の準備を整へて居るのであつて、其の性質上表面的には多く喧傳せられぬが、實際の研究は眞に眞剣深刻なるものがある。其の施設は各國共、基礎の研究を政府に於て行ふの一方、他面に於て毒瓦斯の平時用途を獎勵助長し、盛に化學工業の發達を促進し、以て有事の日に有利に轉換利用することを企圖して居る。

るのであつて、化學戰に對する國民一般の常識を普及せしむるの努力と其の關心とは、未だ毒瓦斯の洗禮を受けざる我が國民の想像も及ばざる處である。細菌戰 近來、細菌を以て敵國を攻撃するの策案が論議されるやうになつた。固より條約に於て禁止されて居る處であり、又人道より黙視し難い處であるが、世界大戰の末期に於て既に一部使用せられたるやの形跡もあり又近來隣邦中に特に此方面の研究準備に力を用ひある國もあるから、吾人は之に對しても無防禦であつてはならず十分なる研究準備を整へて萬一の日に悔を貽さぬの用意が必要である。

列國陸軍兵器界の概観

列國陸軍兵器の主な傾向を概説すれば、
1 科學技術を最高度に兵器に應用して陸軍兵器の新式化に努め、歐洲大戰時代の所謂大戦型舊式兵器を逐次新式兵器と更新すること。

- 2 戰法の進歩改變に伴ひ、火力兵器即ち自動火器たる各種機關銃及各種火砲を増加し、且新式化せること。
 - 3 機械化兵器殊に裝甲兵器たる戰車裝甲車等を増加せること。
 - 4 飛行機を極度に新鋭ならしむると共に其の量を増加し、空中威力を強大ならしめたること。
 - 5 對空兵器を充實し防空設備を完備しつゝあること。
 - 6 指揮、連絡、情報蒐集、通信等に必要なる各種兵器を充實せること。
 - 7 化學戰裝備を充實せること。
 - 8 兵器整備に當りては之と併行して戰時に於ける補給の方途を講ぜること。
 - 9 戰鬥は勿論其他に必要な各種器材を準備せること。
- 等で、其の範圍は直接戰鬥に必要な兵器から行軍、宿營は勿論、國內防備自衛に必要なものに至る迄實に多種多様である。而して師團の編組の如きも從來あつた師團の外機械化師團、快速師

團空中投下部隊等が編成されてゐる國がある。

自動火器の激増

近來輕、重機關銃の發達に伴ひ歩騎兵火力の主體は之に移るやうになつたが、小銃も亦其狙撃威力を増すため鏡照準具を附し、或は自動小銃の研究を進め、米國の如きは既に之を採用してゐる。現在列國銃器類を大別すると次の通りである。

自動小銃(從來使用のもの) 各國共小銃として發達完了し、口径、構造等に若干の差異はあるが性能は略々同一である。

輕機關銃 構造機能が進歩し、近來完成せる各國輕機關銃は重量も軽く操用の便利のものが多く、一般に空氣

冷却式で銃身交換式のものが多い。

重機關銃 各國共概ね完全に近く、構造上空氣冷却式、水冷却式に大別せられ我國、佛國の空氣冷却式に對し蘇、米、英、獨は水冷却式を採用して居る。

高射機關銃 高射を主任務とする機關銃で、銃身は重銃身、時としては輕機關銃々身を用ひ、高射照準具を附し、高射に便ならしめたものである。威力を増大する爲銃身を二乃至四箇並列したものも米、蘇兩軍に使用せられて居る。

航空用機關銃 固定式 飛行機に固定的に裝備して使用するものである。

旋回式 飛行機と同乗席に裝備し、廣き射界を有し、又發射速度を増加する爲二銃身としたものもある。車載用機關銃 重、輕機關銃を戰車、裝甲自動車等機械化兵器に裝備する爲、狹隘なる所に於ても操用を便ならしめたものである。

樂銃 近接戦闘又は護身用として列國に於て廣く使用せられてゐる携帯兵器で、現今専ら自動拳銃が賞用せられて居る。

機關短銃 近戰戰鬥自衛用、警務用として拳銃彈を機關銃の如く自動式に發射するもので、各國に種々使用せられ、米國では警官も之を採用してゐる。

而して今列國新銳機關銃の特徴と認むべきものを述べれば、照準眼鏡を採用し射撃精度の増進を圖り、銃口焰(發射の際の銃口に於ける火花)を除去し敵に發見せられざる如く消焰器を附し對空射撃を便ならしむる如く補助具を設け、徹甲彈(裝甲板を貫徹する力を有するもの)、曳光彈(彈道を示す爲彈丸飛行中光を發しつゝ進むもの)等特殊實包を採用せる事等を擧げる事が出来る。

各種火炮の威力増進

現代陸軍の火炮は一般に砲種、數量

が著しく増加し、且新式化した。即ち戰術上の要求に基く威力及運動性の増進、彈藥類の改良、照準具の改善、製造技術の進歩等は其の主要なる事項で砲種の如きも從來あるものゝ外對戰車砲、戰車砲、飛行機搭載砲、各種機關砲等新しき砲種を必要とし、又砲兵に裝備する火炮の外歩騎兵に於ても直接必要なる歩兵砲、騎兵砲對戰車砲等を裝備せらるゝに至つた。

既往戰役の教訓に基き、近代火炮に要求せられつゝある要件を列擧すれば次の通りである。

- イ 射程を増大すること
 - ロ 火力の連用並對戰車射撃の爲構造を改良し方向射界を増加して火力の集中を容易ならしめ、且發射速度を増加すること。
 - ハ 自動車に依り運動性を著しく増大すること。
 - ニ 彈丸の改良火藥の進歩に伴ひ威力を増進すること。
- 等で、今現代火炮の種類を大別すれば

次の通りである。

火炮

小口徑機關砲 口徑十三耗、二十耗二十五耗、三十七耗級を主とし對戰車、對空及搭載用に區分せられ殊に二十耗級が最も多い。

對戰車砲 對戰車専用の火炮にして列國共三十七耗、四十七耗等の對戰車砲を裝備す。自動砲と稱するものもある。

歩兵砲、騎兵砲 平射、曲射、平射曲射兩用、二砲身等種々あり曲射砲として輕迫撃砲を採用せる所多く、又隨伴砲は聯隊砲として七・五耗級の火炮を裝備せる所がある

騎兵砲は騎兵に裝備する外歩兵に概ね同じ。

野戰砲

野砲、山砲、騎砲 概ね口徑七・五耗級の加農(彈道底伸するもの)を使用す。

輕榴彈砲 十耗乃至十二耗級の榴彈砲(彈道彎曲するもの)を採用し近

時其の數を増加すると共に獨軍の如きは野砲を廢し全部本砲を採用せんとしてゐる。

野戰重砲

加農、榴彈砲 十耗半級の加農及十五耗級の榴彈砲を採用せる所が多い。

高射砲 小口徑機關砲を高射に使用する外、七耗五級高射砲を採用せる所多く、一部に十耗級のものを使用せる所がある。

攻守城重砲 攻守城及陣地戰に使用する十五耗以上四十耗五十耗に達する加農又は榴彈砲

海岸砲

榴彈砲 十五耗級以上の各種列車砲 各種迫撃砲 各種戰車砲、飛行機用小口徑砲 各種特種砲 長距離砲等の如きもの

近來戰車、裝甲車類の著しい發達は、これ等の裝甲兵器専門の對戰車兵器を必要として、列國共對戰車に専任すべ

き對戰車砲を多數歩騎兵各部隊に裝備し、逐次其の充實を圖つてゐる。即ち佛國は二十五耗、及四十七耗級、英國及獨國は三十七耗、蘇國は三十七耗及四十五耗級を採用して居る。又近迫せる對戰車用として十三耗の對戰車銃を歐洲大戰當時より使用したが、近時二十耗級を使用する所もある。又飛行機の顯著なる進歩に伴ひ、從來使用せる機關銃又は高射砲の外二十耗級の機關砲を對空用として裝備せる國があり、獨、伊等之である。

機械化兵器の發達

近代陸軍兵器界に於ける注目すべき問題の一つは、軍の機械化である。即ち現今發動機の顯著なる發達と自動車の進歩に伴ひ、快速なる運動性と偉大なる攻撃力及強固なる防護力とを有する裝甲戰闘車輛、即ち戰車及裝甲車等を戰闘に使用し、又各種自動車を軍

用に供することは各國共皆同様で、現在各國共之が整備に餘念なく、戰闘が行はるゝ所、戰車及飛行機は必ず出現すると謂ふ迄に至つた。

現に西班牙の内亂に於ても兩軍共戰車が活躍し、各國の有する數も蘇軍の六千を始めとし佛、獨等皆數千輛を有し、尙續々と増加せられ、之を機械化兵團に編合し、大規模の運用が企圖せられて居る。今機械化兵器を大別して概説すると次の通りである。

機械化兵器

戰車 歐洲大戰以來顯著なる進歩を來たせる戰車は現今著しく發達し、各國共新型強力なるものとなり、快速力、堅固なる装甲、威力ある兵器を始め無線電信等を裝備し、用途に依り偵察、輕、中、重特種等に區分せられ、又水陸兩用の戰車もある。

裝甲車 快速力を有し偵察、搜索、警戒に任ずる所謂裝甲自動車と稱するもので、四輪、六輪、裝軌式

等構造上種々の種類がある。
牽引車 火炮等重材料の牽引車には一部に六輪自動式のものもあるが大部は裝軌(無限軌道を裝するもの)又は半裝軌式のもので牽引力の大小に依り種々の種類がある。
乗用自動車 指揮官用、偵察連絡用等色々の乗用車が使用せられて居る。
自動車 用途に依り四輪の外六輪半裝軌等種々のものが使用せられてゐる。
特種自動車 特種用途の爲通信、觀測、修理、患者用、寫眞等各種の用途に使用せられる。
自動三輪車 傳令、斥候、連絡等に自動二輪車が使用せられ歐洲各國には其の部隊もあり輕機關銃も裝備せられて居る。
 而して自動車機構としては近時軍用自動車として最も必要なる路外運動性の増加を企圖し、又從來専ら使用したガソリン機關に換へ、重油機關を賞用

せんとする傾向がある。要するに機械化兵器の進歩に伴ひ其の利用は益々擴大すべく、歐洲大戰當時佛、米軍等は十萬に近き自動車を使用し、米軍の如きは其の型式數十種に達し、補給上大の困難を感じたと傳へられる。歐洲戰當時に於て然り。況んや將來戰に於ては自動車類の利用は實に驚くべき數に達するは明らかで、軍事上の見地よりも速かに國產自動車工業の確立、自動車型式及部分品の統一、燃料補給政策の完成等國防上必須なる産業の確立を期する事が急務と考へる。

防空兵器

防空を完全ならしむる最良手段 は敵空軍を根本的に破壊し禍根を除去するにあるのは勿論であるが、之が實施は容易の業ではないので、勢ひ敵の空襲を覺悟せねばならぬ。
爆撃 は各種投下爆彈の命中に依る破壊作用の外、燒夷彈の燒夷的效力、投下瓦斯彈の化學的效力等で、近來爆

擊技術の進歩と爆弾性能の向上とは效力を著しく増加し且飛行機特に爆撃機の性能が著しく進歩したので、防空施設は一層徹底せしむることが急務である。
地上防空兵器 としては高射砲、高射機關砲、高射機關砲の如き高射火器と、敵機を偵知する聽音機、照空燈等を始めとし、情報を蒐集し、適時適切なる防空指揮に任ずべき各種電氣的通信連絡裝置等を必要とする外防空氣球、風等も倫敦を始め大都市の防空に使用せられた。
 現今歐米諸國に於ける飛行機は特に速度、高度、要部の裝甲及迅速なる方向轉換運動等の諸點に著しく進歩せるに鑑み、高射砲にも極力改善を加へられ、高空を火制すべき七厘半以上の高射砲、中空を火制すべき三十七乃至四十七耗級高射砲、低空を火制すべき二十耗級機關砲及高射機關銃等各種高射兵器を裝備する外、威力を發揚する爲砲數を増加し、照準算定具及精度良好

なる測高機を附し、且應響機を有する照空隊が配屬せられ、其の威力は益々向上して居るのである。

化學戰兵器の發達

歐洲大戰以來化學兵器の研究が列國

に於て活發に行はれ、化學戰準備が著しく進展し、蘇、米軍等は化學戰部隊を常備し、先年伊エ戰爭に際しても化學兵器が使用せられエ軍に多大の被害を與へ、敗戰の因をなしたと傳へられて居る。

現今列國に於て化學兵器と稱せらるるものの中には毒瓦斯、防護器材、發煙器材、燒夷器材が含まれて居る様である。

主要毒瓦斯の性質

區別	名稱	性質	毒作用	消毒劑	救急處置	持久力及防毒
窒息性	鹽素	刺激性臭、枯草臭	呼吸器を侵し窒息致死せしむ	アルカリ液、チオ硫酸ソーダ液、アルカリ液、アンモニア水、ウロトロピン水溶液	絶對安靜・酸素吸入、瀉血・強心劑注射、熱き茶又はコーヒーを與ふ	防毒面、活性炭、石灰、石膏、依り毒を除去
中毒性	青酸	青酸	神經系統及血液に作用し中毒致死せしむ	アルカリ液、水とグリセリンの混液	酸素吸入	防毒面、活性炭、石灰、石膏、依り毒を除去
催涙性	鹽化アセトフ、鹽化ビクリン、臭化ベンジル、青臭化ベンジル	刺激性臭	眼の粘膜炎を刺戟し、催涙せしむ	炭酸ソーダ液、苛性ソーダ液(熱溶液なれば効果大)	硼酸水或は重曹水にて洗眼す	防毒面、活性炭、石灰、石膏、依り毒を除去

表 見 一 體 處 急 救 と		
性 質	備 考	性 質
ルイサイト	イペリット	シアン酸塩、チフエニール、青化砒素、アダムサイト
葉臭ムニラ	臭芥子	無臭、同臭、殆無臭
體は液又氣	體は液又氣	固體、固體、固體
腎等に侵す	皮膚を發癢、同時に眼を刺激、呼吸器を侵す	鼻腔及咽喉、粘膜炎、刺激性嘔吐、及嘔吐を發せしむ
カリ液	晒粉・晒粉泥	苛性ソーダ液、過マンガン酸カリ液、晒粉
水溶性、酸化、鐵質、泥質、漆布	皮膚に附着せる場合、ガリセ又は布にて吸ひ取る、石油又はアルコール等にて洗滌す	初期に於て重曹水の合嗽又は吸入
性 質	持 久	性 質
（外靴）布油は又布ムゴ袋手成り	及面毒防、衣毒防	（及ブルバ）防毒面、トルエフ、過濾にて

理學兵器と電氣兵器

銃砲火力が益々威力を發揮する様になつたのは、火力の運用殊に射撃術の進歩に負ふ所頗る多く、適時適當なる地點に有效なる火力を集散離合し、最も有効に威力を發揮することが、今日

進歩せる射撃術の眞髓であつて、之が爲には各種光學的電氣的觀測、射撃指揮及照準用具を必要とする。即ち戰場に於て敵の未だ視えざるに我は十分敵情を偵知し、敵の距離測定等の精度不良なる際、我は速かに精密なる諸元を決定し敵に先んじて、有效火力を發揚

することは精密なる理學兵器の力に俟たなければならぬ。又火光、砲聲に依り敵の位置を決定する。火光標定機、音源標定機や、高所又は上空より眞實又は測量に依り、地理的位置を決定する光學的兵器等、理學兵器の進歩は誠に著しいものがある。

電氣兵器は之を分類すると電氣應用兵器と電氣的威力兵器とに區分することが出来る。電氣應用兵器は通信器材、警戒及觀測器材、離測器材、照明器材、各種動力器材等其の種類が多く、今や世界は電氣の世界と稱せらるゝが如く兵器に於ても益々其の使用範圍擴大せられつゝあるが、これ等は寧ろ補助兵器である。戰闘の主目的たる殺傷、破壊等の威力兵器として歐洲大戰後半期より列國に於て研究せられつゝあるものに殺人光線、無線操縱、電氣砲等があると傳へられる。

飛行機に依る投下部隊と兵力の輸送

各種飛行機の驚異的進歩に對しては今更述べる迄もないが、最近飛行機に依る投下部隊がソ軍に於て大々的に發

成訓練せられ、時には千數百名を降下せしめた事もある。即ち多數の爆撃機にて輕機又は小銃に依り武装せる部隊を所望の地點に運搬し、落下傘に依り降下せしめ、地上に到着するや直ちに戰闘行動に著手し、要點を占領し、次いで後援部隊として戰車、裝甲車、火砲等を携行する部隊を運搬し、適當なる地點に著陸して、先遣せる投下部隊と協力し戰闘行動を進捗せしめんとするのである。

又單に飛行機を利用し、軍隊及軍需品を輸送することは各國にて試験済で先年米國に於てパナマ運河に於ける演習に於て、爆撃機十機を使用し、七十六耗山地榴彈砲一個大隊を空中輸送した事がある。即ち將來空軍の發達に伴ひ單に空中戰闘、對地攻撃のみならず有力なる兵力を投下又は空輸して地上戰闘に多大の影響を與ふるに至るであらう。

兵器の進歩と研究及製造能力の向上

今や兵器は科學工藝技術の進歩と時代の要求とに伴ひ、劃期的に進歩したが、其の進歩の程度は將來益々進展を來たすべく、又來たさなければならぬ。故に列國は國家の全智全能を擧げて新銳兵器の研究に日夜努力しつゝありと共、軍需工業能力の擴充に努め優良なる兵器の製造補給上寸毫の遺憾無きを期し、以て國家總動員準備の完成に邁進しつゝあるものを見るにつけても、我國に於ても一層官民協力一致益々新式精銳なる兵器を完成すると同時に其の製造能力を擴充し、之が實用に際しては其の取扱及用法の周密的確を期し、以て益々皇軍獨特の兵器威力を發揚し、國防上の完璧を期することが急務であると信ずる。

海軍現代兵器

砲

戰艦主砲 一九一〇年頃迄は各國共戰艦の主砲に十二吋砲を採用したが、

砲身の長さ、弾量、初速孰れも其限度に達し之れ以上威力を増大することは頗る困難とせられた。然るに船體防禦の進歩に伴ひ、穿徹後に於ける砲彈の炸裂力を高むるにあらざれば破壊力を逞しうすることは出来ないと言ふことが問題となつた。此の問題を解決するには砲の口径を大にさへすれば初速を減じても所要の力を得ることは可能なるのみならず、砲の長蝕を減じ、其命數を大ならしめ得、尙其上に大距離の彈着観測も容易であるとの理由の下に十三吋半を計畫製出し、續て一九一三年には十五吋砲を採用し、更に現代最新、戦艦には十六吋砲を裝備し、口径は益々増大するの趨勢にあつた。然るに一九二一年華府に於ける軍備制限條約に依り主力艦は口径十六吋砲以上を製備すること能はざる状況の儘今日に及んだ。

中小口径砲 水雷艇の出現により之が防禦として一八七〇年代にガットリソグ、ノルデンフェルト、ホツチキス

等各種の機砲が案出せられ、何れも小銃口径より漸次發達して口径一寸乃至一寸半のものも造られるやうになつた。爾來更に水雷艇の發達と魚雷射程の延伸により必然的に水雷艇防禦砲の威力増大に當面し、遂に一八八三年にホツキス及ノルデンフェルトの五七徑速射砲が現出、同時に一吋及三吋速射砲も製造され、間もなくクルツプ社口径一二徑半の速射砲を製作し、次で一八八七年アームストロング速射砲の出現を見た。一八九〇年頃無煙火薬採用、高脚砲架の出現によつて名實共に速射砲となり、十二徑砲、十五徑砲の如きは戦艦の副砲、巡洋艦の主砲として各國海軍殆んど同時に採用した。一方華府會議に依り新に出現する一萬噸巡洋艦の主砲としては八吋砲に制限せられ次で一九三〇年ロンドン海軍條約に依り巡洋艦にして六・一吋砲、驅逐艦五・一吋砲の備砲を搭載するものも出現し得るやうになつて現在に至つた。高角砲は歐洲大戰時代に於ける航空機の發

達に刺戟せられ、漸次艦船にも裝備されるに至り、其口径三吋乃至五吋位である。

彈丸

徹甲彈 彈帽を有し、此彈丸の主目的は重裝甲艦を貫徹し且重要部を破壊するにある。従て大口徑砲用彈丸に主用される。

通常彈 概ね第二流以下の裝甲を貫徹し、且つ其内部機關に大損害を與へんとするもので、徹甲彈に比較すれば炸薬量を多くしてあり中口径砲用彈丸に主用される。

高機彈 爆發威力により非裝甲部を破壊し人員を殺傷せんとするにあるので、多量の炸薬を有し小口径砲に使用される。

機銃彈丸 之は對航空機用として使用され、襲撃し來る敵機を打落す爲めには高角砲と機銃とを併用する必要がある。列國軍艦は兩者を併せ搭載す彈丸の大きさは昆式四十耗から留式七耗七

に至る迄種々雑多であり、又同じ口径の機銃彈でも用途により彈丸の種類が分れる。

水雷兵器

魚雷水雷 世界各國共魚雷兵器に關しては之を嚴秘にするも從來各國共水上艦艇用魚雷の直徑は二十一吋(五十三徑)が最大のものであつたが、最近英國ネルソン級戦艦に二十四吋魚雷を使用することを公表し、米國では二十五吋魚雷を實驗中とのことである。又五吋魚雷を實驗中とのことである。獨逸は歐洲大戰の終期に二十五吋魚雷を用ひたと傳へられ、漸次雷徑増加に努めてゐることは明かである。又炸薬量も増加し、米國二十五吋魚雷は三七一七磅、獨逸の二十五吋魚雷は其量實に四〇〇磅と稱せられる。

推進機關並原動力も從來は空氣式多氣筒機關が主用されたが、米國に於て電氣推進機關實現し無線操縱魚雷に成功せりと傳へ、又獨逸は潜水艦に使用する内火式機關を魚雷に採用すれば魚

雷として極めて重要な利點であると稱し此等より推察するに將來は空氣式多氣筒に代り、電氣推進機關、内火式機關等幾多一層兵術上の要求に副ふものが實現するものと思惟される。

主力艦に於ける魚雷

最近主力艦に於ける魚雷の價値を疑はれ、主力艦より魚雷發射管を撤去せんとする傾向にあり、最近伊太利海軍は戦艦は勿論巡洋艦に對しても發射管を半減又全廢するに至つたと傳へられる。然るに獨逸の新巡洋艦には四聯裝水上發射機二臺を裝備する計畫の由推知し得た。尙ほ一萬噸以下の小艦艇に對する魚雷兵裝に關しては各國共相當の考慮を拂つて居る現狀である。

魚雷空襲

伊太利海軍に於ては飛行機を以てする新雷撃法が試みられた。其の方法は高度約一萬呎魚雷にパラシュートが裝著され、縦舵は魚雷が射入後弧圓を畫く如く固定され、魚雷は水面を打つと同時にパラシュートから離脱して機械

が發動し、五十節の速力で圓を畫いて馳走し、敵艦隊の集合する港内若は碇泊地に對し使用するもので、今日の實驗は不成功であつたが、攻撃法に就ては更に研究中の由である。

雷艇モーターボート

世界大戰の産んだもので主として潜水艦の驅逐に使用された。従つて主兵裝が爆雷である。現時は魚雷を主兵器とするモーター・トロー・ボートと改稱され、目標は戦艦襲撃にある。佛海軍採用のエスコルツールと稱するものは一種の對潜水艦用で驅逐艦類似の小艇ではあるが、船體の構造を強固にし凌波性を加へて大洋上の行動に適せしめ商船隊保護に任せしめんとする由である。

機械水雷

機雷種別には管制式、非管制式、無繫維式あり、管制式には感知發火式、電氣觸發式あり、非管制式には繫維式、無繫維式あり、無繫維式には自動式、他働式あり、今各名稱に就き作働の大

要を述べる。
電氣管制機雷 信號浮標、水中聽音機又スモーク、ブイ等を使用して敵艦位置を感知し、陸上にて發火する。
視認兼觸發機雷 陸上にて敵艦を視認發火するか、或は敵艦の觸雷により發火する。

普通機雷(角式機雷) 一般に使用されてゐる標準機雷で、艦の外部に突出せる數本の角が艦船に觸れると内部のガラス罐が破壊し、其藥液が電池の基飯に作用し電流を起し信管に通ずる。

特種機雷(アンテナ機雷) 機雷罐の上にて一定の長さのアンテナを附し、其の何れの部分が艦船に觸れても爆發する。即ちシーセルを應用したものである。

二重機雷 一個が爆發するか又敵に掃海されると、他の一個が海底から上昇して有効な位置をとるもの。

潮流機雷 強潮流の海面では機雷が傾くので、流壓の少ない流線型にしたもの。

潜水艦用機雷 潜航中敷設するもので、筒の中より送り出すものと艦外搭載のものを離脱せしむるものがある。
連繫機雷 機雷二個を繋いで沈置するもので、形式ではなく使ひ方による名稱である。

網機雷 防潜網に附けるもの
時限機雷 敷設後暫らく海底にとまり調定時限經過後適當な深度に浮上するもの。
浮沈機雷 浮沈水雷の一種で潮上から敵艦へ流しかけるもの、又上下に浮沈して一定の調整深度を保つもの二種がある。

曳航機雷 機雷を曳航して之を潜水艦に衝突させ、爆破の目的を達する爲に用ゐられる。
對潜兵器 對潜水艦兵器として機雷水中聽音機、防潜網等がある。

火雷 軍用火薬は性能用途により次の如く分類する。
(一)性能(爆發の程度)による分類

- イ 緩性火薬類(火薬)の速度が比較的小(一秒間二〇—三〇〇米程度)なるもの、黒色火薬、無烟火薬
 - ロ 猛勢火薬類(爆發)爆發速度極めて大(一秒間二、〇〇〇—八、〇〇〇米程度)なるもの、爆薬、起爆薬
- (二)用途による分類
- イ 發射薬(装薬)
 - ロ 破壊薬(炸薬、爆破薬)
 - ハ 點火爆薬(起爆薬、點火薬)

安慶で射落したSB機
本年七月三日安慶附近で海軍が撃墜したSB機はTBK機と云ふに現在ソ聯が世界に誇る各種の飛行機中斷然秀でゐる最新、最優秀機である、全金屬製低翼單葉M二五型七百五十馬力、空冷式發動機二基を裝備した双發中型爆撃機で最大速度三百五十キロで五百キロラムの爆弾を携行して航続距離は八百キロメートルである。

條約

國際聯盟脫退ニ關スル詔書

朕惟フニ曩ニ世界ノ平和克復シテ國際聯盟ノ成立スルヤ皇考之ヲ憚ヒテ帝國ノ參加ヲ命ジタマヒ朕亦遺緒ヲ繼承シテ苟モ憚ラス前後十有三年其ノ協力ニ終始セリ

今次滿洲國ノ新興ニ當リ帝國ハ其ノ獨立ヲ尊重シ健全ナル發達ヲ促スヲ以テ東亞ノ禍根ヲ除キ世界ノ平和ヲ保ツノ基ナリト爲ス然ルニ不幸ニシテ聯盟ノ所見之ト背馳スルモノアリ朕乃チ政府ヲシテ慎重審議遂ニ聯盟ヲ離脱スルノ措置ヲ採ラシムルニ至レリ

然リト雖國際平和ノ確立ハ朕常ニ之ヲ冀求シテ止マズ是ヲ以テ平和各般ノ企圖ハ向後亦協力シテ渝ルナシ今ヤ聯盟

ト手ヲ分チ帝國ノ所信ニ是レ從フト雖固ヨリ東亞ニ偏シテ友邦ノ誼ヲ疎カニスルモノニアラス敎信ヲ國際ニ篤クシ大義ヲ宇内ニ顯揚スルハ夙夜朕力念トスル所ナリ

方今列國ハ稀有ノ世變ニ際會シ帝國亦非常ノ時艱ニ遭遇ス是レ正ニ舉國振張ノ秋ナリ爾臣民克ク朕力意ヲ體シ文武互ニ其ノ職分ニ恪循シ衆庶各其ノ業務ニ淬勵シ綱ヲ所正ラ履ミ行フ所中ヲ執リ協贊邁往以テ此ノ世局ニ處シ進ミテ皇祖考ノ聖猷ヲ翼成シ普ク人類ノ福祉ニ貢獻セムコトヲ期セヨ

昭和八年三月二十七日
御名御璽

日獨防共協定

(共產インターナショナル)
(ナルニ對スル協定)
(昭和一一、一一、二八)
條約第八號

大日本帝國政府及獨逸國政府ハ
共產「インターナショナル」(所謂「コミンテルン」)ノ目的ガ其ノ執リ得ル凡ラユル手段ニ依ル現存國家ノ破壊及暴壓ニ在ルコトヲ認メ

共產「インターナショナル」ノ諸國ノ國內關係ニ對スル干渉ヲ看過スルコトハ其ノ國內ノ安寧及社會ノ福祉ヲ危殆ナラシムルノミナラズ世界平和全般ヲ脅スモノナルコトヲ確信シ

共產主義的破壊ニ對スル防衛ノ爲協力センコトヲ欲シ左ノ通協定セリ

第一條 締約國ハ共產「インターナショナル」ノ活動ニ付相互ニ通報シ、必要ナル防衛措置ニ付協議シ且緊密ナル協力ニ依リ右ノ措置ヲ達成スルコトヲ約ス

第二條 締約國ハ共產「インターナショナル」

ヨナルノ破壊工作ニ依リテ國內ノ安寧ヲ脅サル第三國ニ對シ本協定ノ趣旨ニ依ル防衛措置ヲ執リ又ハ本協定ニ參加センコトヲ共同ニ勸誘スベシ

第三條 本協定ハ日本語及獨逸語ノ本文ヲ以テ正文トス本協定ハ署名ノ日ヨリ實施セラルベク且五年前効力ヲ有ス締約國ハ右期間滿了前適當ノ期時ニ於テ爾後ニ於ケル兩國協力ノ態様ニ付了解ヲ遂グベシ

附屬議定書

本日共産「インターナショナル」ニ對スル協定ニ署名スルニ當リ下名ノ全權委員ハ左ノ通協定セリ

(イ)兩締約國ノ當該官憲ハ共産「インターナショナル」ノ活動ニ關スル情報ノ交換並ニ共産「インターナショナル」ニ對スル啓蒙及防衛ノ措置ニ付緊密ニ協力スベシ

(ロ)兩締約國ノ當該官憲ハ國內又ハ國外ニ於テ直接又ハ間接ニ共産「インターナショナル」ノ勤務ニ服

シ又ハ其ノ破壊工作ヲ助長スル者ニ對シ現行法ノ範圍内ニ於テ嚴格ナル措置ヲ執ルベシ

(ハ)前記(イ)ニ定メラレタル兩締約國ノ當該官憲ノ協力ヲ容易ナラシムル爲常設委員會設置セラルベシ

共産「インターナショナル」ノ破壊工作防遏ノ爲必要ナル爾餘ノ防衛措置ハ右委員會ニ於テ考究且協議セラルベシ

日・獨・伊防共協定

(昭和一二、一一、九) 條約第一六號

議定書

大日本帝國政府伊太利國政府及獨逸國政府ハ

共産「インターナショナル」ガ絶エズ東西兩岸ニ於ケル文明世界ヲ危險ニ陥レ其ノ平和及秩序ヲ攪亂シ且破壊シツツアルニ鑑ミ

平和及秩序ノ維持ヲ念トスル一切ノ國家間ニ於ケル密接ナル協力ノミガ右危

險ヲ滅殺シ且除去シ得ルコトヲ確信シ「ファシスト」政治ノ創始以來不撓ノ決意ヲ以テ右危險ト闘ヒ共産「インターナショナル」ヲ其ノ領土ヨリ驅逐シタル伊太利國ハ共産「インターナショナル」ニ對シ同様ノ防衛ノ意思ヲ堅持スル日本國及獨逸國ト共ニ右共同ノ敵ニ當ルコトニ決シタルニ鑑ミ

千九百三十六年十一月二十五日「ベルリン」ニ於テ日本國及獨逸國間ニ締結セラレタル共産「インターナショナル」ニ對スル協定第二條ノ規定ニ從ヒ左ノ通協定セリ

第一條 伊太利國ハ千九百三十六年十一月二十五日日本國及獨逸國間ニ締結セラレタル共産「インターナショナル」ニ對スル協定及附屬議定書ニ參加ス右協定及附屬議定書ノ本文ハ本議定書ノ附録トシテ添附セラル

第二條 本議定書ノ三署名國ハ伊太利國ガ前條ニ掲ゲラルル協定及附屬議定書ノ原署名國ト看做サルコトニ同意ス本議定書ノ署名ハ右協定及附

屬議定書ノ原本ノ署名ニ相當スルモノトス

第三條 本議定書ハ前記協定及附屬議定書ト一體ヲ爲スモノトス

第四條 本議定書ハ日本語、伊太利語及獨逸語ヲ以テ作成セラレ其ノ各本文ヲ以テ正文トス本議定書ハ署名ノ日ヨリ實施セラルベシ

國際聯盟規約(委任統治條項)

(大正九、一、一〇)

第二十二條 委任統治

一、今次ノ戰爭ノ結果從前支配シタル國ノ統治ヲ離レタル植民地及領土ニシテ近代世界ノ激甚ナル生存競爭狀態ノ下ニ未ダ自立シ得ザル人民ノ居住スルモノニ對シテハ、該人民ノ福祉及發達ヲ計ルハ文明ノ神聖ナル使命ナルコト、及其ノ使命遂行ノ保障ハ本規約中ニ之ヲ包含スルコトノ主義ヲ適用ス

二、此ノ主義ヲ實現スル最善ノ方法ハ

該人民ニ對スル後見ノ任務ヲ先進國ニシテ資源、經驗又ハ地理的位置ニ因リ最モ責任ヲ引受クルニ適シ且之ヲ受諾スルモノニ委任シ、之ヲシテ聯盟ニ代リ受任國トシテ右後見ノ任務ヲ行ハシムルニ在リ

三、委任ノ性質ニ付テハ人民發達ノ程度領土ノ地理的地位、經濟狀態其ノ他類似ノ事情ニ從ヒ差異ヲ設クルコトヲ要ス

四、從前土耳其帝國ニ屬シタル或部族ハ獨立國トシテ假承認ヲ受ケ得ル發達ノ程度ニ達シタリ、尤モ其ノ自立シ得ル時期ニ至ル迄施政上受任國ノ助言及援助ヲ受クベキモノトス、前記受任國ノ選定ニ付テハ主トシテ當該部族ノ希望ヲ考慮スルコトヲ要ス

五、他ノ人民殊ニ中央阿弗利加ノ人民ハ受任國ニ於テ其ノ地域ノ施政ノ責ニ任ズベキ程度ニ在リ、尤モ受任國ハ公ノ秩序及善良ノ風俗ニ反セザル限リ良心及信教ノ自由ヲ許與シ、奴隸ノ賣買又ハ武器若ハ火酒類ノ取引

ノ如キ弊習ヲ禁止シ並築城又ハ陸海軍根據地ノ建設及警察又ハ地域防衛以外ノ爲ニスル土民ノ軍事教育ヲ禁遏スベキコトヲ保障シ、且他ノ聯盟國ノ通商貿易ニ對シ均等ノ機會ヲ確保スルコトヲ要ス

六、西南阿弗利加及或南太平洋諸島ノ如キ地域ハ人口ノ稀薄、面積ノ狹小文明ノ中心ヨリ遠キコト又ハ受任國領土ト隣接セルコト其ノ他ノ事情ニ因リ受任國領土ノ構成分子トシテ其ノ國法ノ下ニ施政ヲ行フヲ以テ最善トス、但シ受任國ハ土着人民ノ利益ノ爲前記ノ保障ヲ與フルコトヲ要ス

七、各委任ノ場合ニ於テ受任國ハ其ノ委託地域ニ關スル年報ヲ聯盟理事會ニ提出スベシ

八、受任國ノ行フ權限、監理又ハ施政ノ程度ニ關シ、豫メ聯盟國間ニ合意ナキトキハ聯盟理事會ハ各場合ニ付之ヲ明定スベシ

九、受任國ノ年報ヲ受理審理セシメ且委員ノ實行ニ關スル一切ノ事項ニ付

聯盟理事會ニ意見ヲ具申セシムル爲
常設委員會ヲ設置スベシ

九國條約

太平洋方面ニオケル島嶼タル
屬地及島嶼タル領地ニ關スル
四國條約並同條約追加協定
(大正二、八、一七)

第一條 締約國ハ互ニ太平洋方面ニ於
テ其ノ島嶼タル屬地及島嶼タル領
地ニ關スル其ノ權利ヲ尊重スベキコ
トヲ約ス

締約國ノ何レカノ間ニ太平洋問題ニ
起因シ、且前記ノ權利ニ關スル爭議
ヲ生ジ外交手段ニ依リテ満足ナル解
決ヲ得ルコト能ハズ、且其ノ間ニ幸
ニ現存スル圓滿ナル協調ニ影響ヲ及
ボスノ虞アル場合ニ於テハ右締約國
ハ共同會議ノ爲他ノ締約國ヲ招請シ
當該事件全部ヲ考量調整ノ目的ヲ以
テ其ノ議ニ付スベシ

第二條 前記ノ權利ガ別國ノ侵略的行
爲ニ依リ脅威セラル、ニ於テハ締約

國ハ右特殊事態ノ念ニ應ズル爲共同
ニ又ハ各別ニ執ルベキ最有力ナル措
置ニ關シ了解ヲ遂ゲムガ爲充分ニ且
隔意ナク互ニ交渉スベシ

第三條 本條約ハ實施ノ時ヨリ十年間
効力ヲ有シ、且右期間滿了後ハ十二
月前ノ豫告ヲ以テ之ヲ終了セシムル
各締約國ノ權利ノ留保ノ下ニ引續キ
其ノ効力ヲ有ス

第四條 本條約ハ締約國ノ憲法上ノ手
續ニ從ヒ成ルベク速ニ批准セラルベ
ク且華盛頓ニ於テ行ハルベキ批准書
寄託ノ時ヨリ實施セラルベシ、千九
百一十一年七月十三日倫敦ニ於テ締結
セラレタル大不列顛國及日本國間ノ
協約ハ之ト同時ニ終了スルモノトス
合衆國政府ハ批准書寄託ノ調書ノ認
證書本ヲ各署名國ニ送付スベシ
本條約ハ佛蘭西語及英吉利語ヲ以テ
本文トシ、合衆國政府ノ記錄ニ寄託
保存セラルベシ、其ノ認證書本ハ同
政府之ヲ各署名國ニ送付スベシ

追 加

前記條約ニ使用セラレタル「島嶼タ
ル屬地及島嶼タル領地」ナル語ハ之ヲ
日本國ニ適用スルニ付テハ單ニ樺太
(即チ薩哈噠島ノ南部)臺灣及澎湖列島
並日本國ノ委任統治ノ下ニ在ル諸島ノ
ミヲ包含スルモノトス
本協定ハ前記條約ニ追加トシテ之ト
同一ノ効力ヲ有ス

四國條約

(支那ニ關スル九國條約)
(大正一四、八、六)

第一條 支那國以外ノ締約國ハ左ノ通
約定ス

- (一)支那ノ主權、獨立並其ノ領土の
及行政的保全ヲ尊重スルコト
- (二)支那ガ自ラ有力且安固ナル政府
ヲ確立維持スル最完全ニシテ且障
礙ナキ機會ヲ之ニ供與スルコト
- (三)支那ノ領土ヲ通ジテ一切ノ國民
ノ商業及工業ニ對スル機會均等主
義ヲ有効ニ樹立維持スル爲各盡力
スルコト

(四)友好國ノ臣民又ハ人民ノ權利ヲ
滅殺スベキ特別ノ權利又ハ特權ヲ
求ムル爲支那ニ於ケル情勢ヲ利用
スルコトヲ、及右友好國ノ安寧ニ
害アル行動ヲ是認スルコトヲ、及
右友好國ノ安寧ニ害アル行動ヲ是
認スルコトヲ差控フルコト

第二條 締約國ハ第一條ニ記載スル原
則ニ違背シマダハ害スベキイカナル
條約協定、取極マダハ了解ヲモ相互
ノ間ニマダハ各別ニモシクハ協同シ
テ他ノ一國マダハ數國トノ間ニ締結
セザルベキコトヲ約定ス

第三條 一切ノ國民ノ商業オヨビ工業
ニ對シ支那ニオケル門戶開放マダハ
機會均等ノ主義ヲ一層有効ニ適用ス
ルノ目的ヲモツテ支那國以外ノ締約
國ハ左ヲ要求セザルベクマダ各自國
民ノ左ヲ要求スルコトヲ支持セザル
ベキコトヲ約定ス

(イ)支那ノイヅレカノ特定地域ニオ
イテ商業上マダハ經濟上ノ發展ニ
關シ自己ノ利益ノタメ一般の優越

權利ヲ設定スルニ至ルコトアルベ
キ取極

(ロ)支那ニオイテ適法ナル商業モシ
クハ工業ヲ營ムノ權利、又ハ公共
企業ヲソノ種類ノイカンヲ問ハズ
支那國政府モシクハ地方官憲ト共
同經營スルノ權利ヲ他國ノ國民ヨ
リ奪フガ如キ獨占權又ハ優先權或
ハ其ノ範圍期間又ハ地理的限界ノ
關係上機會均等主義ノ實際的適用
ヲ無効ニ歸セシムルモノト認メラ
ルルガ如キ獨占權又ハ優先權

本條ノ前記規程ハ特定ノ商業上工業
上若ハ金融業上ノ企業ノ經營又ハ發
明及研究ノ獎勵ニ必要ナルベキ財產
又ハ權利ノ取得ヲ禁ズルモノト解釋
スベカラザルモノトス

支那國ハ本條約ノ當事國タルト否ト
ヲ問ハズ、一切ノ外國ノ政府及國民
ヨリノ經濟上ノ權利及特權ニ關スル
出願ヲ處理スルニ付本條ノ前記規定
ニ記載スル主義ニ遵由スベキコトヲ
約ス

第四條 締約國ハ各自國民相互間ノ協
定ニシテ支那領土ノ特定地方ニオイ
テ勢力範圍ヲ創設セントシ、又ハ相
互間ノ獨占的機會ヲ享有スルコトヲ
定メントスルモノヲ支持セザルコト
ヲ約定ス

第五條 支那國ハ支那ニ於ケル全鐵道
ヲ通ジ如何ナル種類ノ不公平ナル差
別ヲモ行ヒ又ハ許容セザルベキコト
ヲ約定ス、殊ニ旅客ノ國籍、其ノ出
發國若ハ到達國貨物ノ原產地若ハ所
有者、其ノ積出國若ハ仕向國又ハ前
記ノ旅客若ハ貨物ガ支那鐵道ニ依リ
輸送セララルル前若ハ後ニ於テ之ヲ運
搬スル船舶其ノ他ノ輸送機關ノ國籍
若ハ所有者ノ如何ニ依リ料金又ハ便
宜ニ付直接間接ノ差別ヲ設ケザルベ
シ支那國以外ノ締約國ハ前記鐵道中
自國又ハ自國民ガ特許條件、特殊協
定其ノ他ニ基キ管理ヲ爲シ得ル地位
ニ在ルモノニ關シ前記旨ノ義務ヲ負
擔スベシ

第六條 支那國以外ノ締約國ハ支那國

ノ參加セザル戰爭ニオイテ支那國ノ中立國トシテノ權利ヲ完全ニ尊重スルコトヲ約定シ、支那國ハ中立國タル場合ニ中立ノ義務ヲ遵守スルコトヲ聲明ス

第七條 締約國ハ其ノ何レカノ一國ガ本條約ノ規定ノ適用問題ヲ包含シ、且右適用問題ノ討議ヲ爲スヲ望マント認ムル事態發生シタルトキハ何時ニテモ關係締約國間ニ充分ニシテ且隔意ナキ交渉ヲ爲スベキコトヲ約定ス

第八條 本條約ニ署名セザル諸國ニシテ署名國ノ承認シタル政府ヲ有シ、且支那國ト條約關係ヲ有スルモノハ本條約ニ加入スベキコトヲ招請セラレベシ、右目的ノ爲合衆國政府ハ非署名國ニ必要ナル通牒ヲ爲シ且其ノ受領シタル回答ヲ締約國ニ通告スベシ、別國ノ加入ハ合衆國政府ガ其ノ通告ヲ受領シタル時ヨリ効力ヲ生ズベシ

第九條 本條約ハ締約國ニヨリ各自ノ

憲法上ノ手續ニ從ヒ批准セラルベク且批准書全部ノ寄託ノ日ヨリ實施セラルベシ、右ノ寄託ハ成ルベク速ニ華盛頓ニ於テ之ヲ行フベシ、合衆國政府ハ批准書寄託ノ調書ノ認證謄本ヲ他ノ締約國ニ送付スベシ

不戰條約

(戰爭放棄ニ關スル條約) (昭和四、七、二五)

第一條 締約國ハ國際紛争解決ノ爲戰爭ニ訴フルコトヲ非トシ且其ノ相互關係ニ於テ國家ノ政策ノ手段トシテノ戰爭ヲ放棄スルコトヲ其ノ各自ノ人民ノ名ニ於テ嚴肅ニ宣言ス

質又ハ起因ノ如何ヲ問ハズ平和的手段ニ依ルノ外之ガ處理又ハ解決ヲ求メザルコトヲ約ス

第三條 本條約ハ前文ニ掲ゲラルル締約國ニ依リ其ノ各自ノ憲法上ノ要件ニ從ヒ批准セラルベク且各國ノ批准書ガ總テ「ワシントン」ニ於テ寄託セラレタル後直ニ締約國間ニ實施セラレベシ

本條約ハ前項ニ定ムル所ニ依リ實施セラレタルトキハ世界ノ他ノ一切ノ國ノ加入ノ爲必要ナル間開キ置カルベシ一國ノ加入ヲ證スル各文書ハ「ワシントン」ニ於テ寄託セララルベク本條約ハ右寄託ノ時ヨリ直ニ該加入國ト本條約ノ他ノ當事國トノ間ニ實施セララルベシ(以下略)

宣言

帝國政府ハ千九百二十八年八月二十七日巴里ニ於テ署名セラレタル戰爭放棄ニ關スル條約第一條中ノ「其ノ各自ノ人民ノ名ニ於テ」ナル字句ハ帝國憲法ノ條章ヨリ觀テ日本國ニ限リ適用ナ

キモノト了解スルコトヲ宣言ス 昭和四年六月二十七日

日滿議定書

日本國ハ滿洲國ガ其ノ住民ノ意思ニ基キテ自由ニ成立シ獨立ノ一國家ヲ成スニ至リタル事實ヲ確認シタルニ因リ滿洲國ハ中華民國ノ有スル國際約定ハ滿洲國ニ適用シ得ベキ限リ之ヲ尊重スベキコトヲ宣言セルニ因リ日本國政府及滿洲國政府ハ日滿兩國間ノ善隣ノ關係ヲ永遠ニ鞏固ニシ互ニ其ノ領土權ヲ尊重シ東洋ノ平和ヲ確保センガ爲左ノ如ク協定セリ

一 滿洲ハ將來日滿兩國間ニ別段ノ約定ヲ締結セザル限り滿洲國領域内ニ於テ日本國又ハ日本國臣民ガ從來ノ日支間ノ條約協定ノ他ノ取極及公私ノ契約ニ依リ有スル一切ノ權利利益ヲ確認尊重スベシ

二 日本國及滿洲國ハ締約國ノ一方ノ領土及治安ニ對スル一切ノ脅威ハ同

時ニ締約國ノ他方ノ安寧及存立ニ對スル脅威タルノ事實ヲ確認シ兩國共同シテ國家ノ防衛ニ當ルベキコトヲ約ス

之ガ爲所要ノ日本國軍ハ滿洲國內ニ駐屯スルモノトス

本議定書ハ署名ノ日ヨリ効力ヲ生ズベシ

本議定書ハ日本文及漢文ヲ以テ各二通ヲ作成ス日本文本文ト漢文本文トノ間ニ解釋ヲ異ニスルトキハ日本文本文ニ據ルモノトス

右證據トシテ下名ハ各本國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ本議定書ニ署名調印セリ

昭和七年九月十五日即チ大同元年九月十五日新京ニ於テ之ヲ作成ス

日本帝國特命全權大使 武藤信義團

滿洲國國務總理 鄭孝胥團

滿洲國ニ於ケル治外法權ノ撤廢及南滿洲鐵道附屬地行政權ノ移讓ニ關スル日本國滿洲國間條約

(昭和一二、一一、八)

大日本帝國政府ハ昭和十一年六月十日即チ康德三年六月十日調印ノ滿洲國ニ於ケル日本國臣民ノ居住及滿洲國ノ課稅等ニ關スル日本國滿洲國間條約前文ノ趣旨ニ據リ且該條約實施ノ成績並ニ滿洲國ノ法令及諸制度ノ整備ノ狀況ニ鑑ミ日本國カ現ニ滿洲國ニ於テ有スル治外法權ヲ完全ニ撤廢シ且南滿洲鐵道附屬地行政權ヲ全般的ニ移讓スルコトニ決シタルニ因リ

滿洲帝國政府ハ右日本國政府ノ決定ニ對應シテ其ノ建國ノ本旨ニ從ヒ滿洲國ニ於ケル日本國臣民ノ安住發展ヲ一層確保増進スル爲必要ナル一切ノ保障ヲ與ヘ得ルコトヲ爲リタルニ因リ

兩國政府ハ日本國ガ現ニ滿洲國ニ於テ

有スル治外法權ノ撤廢及南滿洲鐵道附屬地行政權ノ移讓ニ關シ兩國間ノ關係ヲ規律センガ爲左ノ通協定セリ

第一條 日本國政府ハ現ニ日本國ガ滿洲國ニ於テ有スル治外法權ヲ本條約附屬協定ノ定ムル所ニ從ヒ撤廢スベシ

第二條 日本國政府ハ南滿洲鐵道附屬地行政權ヲ本條約附屬協定ノ定ムル所ニ從ヒ滿洲國政府ニ移讓スベシ

第三條 日本國臣民ハ滿洲國ノ領域内ニ於テ本條約附屬協定ノ定ムル所ニ從ヒ同國ノ法令ニ服スベシ

前項ノ規定ノ適用ニ關シ日本國臣民ハ如何ナル場合ニ於テモ滿洲國人民ニ比シ不利益ナル待遇ヲ受クルコトナカルベシ

第四條 日本國法令ニ依リ成立シタル會社其ノ他ノ法人ニシテ本條約實施當時滿洲國ノ領域内ニ本店又ハ主タ

ノ罪竝ニ治安維持法違反ノ罪ニ付テハ滿洲國政府ハ犯人ヲ證據物ト共ニ日本國政府ニ引渡スベシ

第六條 條約實施當時日本國領事官ニ於テ捜査中ノ刑事事件ニシテ滿洲國法令ニ依リ處罰スルコトヲ得ベキモノハ之ヲ書類及證據物ト共ニ滿洲國當該官憲ニ引繼グベシ

第七條 滿洲國政府ハ條約實施前日本國法令ニ依リ作成セラレタル債務名義ノ効力ヲ承認ス本協定第三條第一項ノ規定ニ依リ處理セラルル事件ニ關シ作成セラレタルモノニ付亦同ジ

第八條 滿洲國政府ハ條約實施前日本國領事官ガ日本國法令ニ依リ爲シタル登記ニ付滿洲國當該官憲ガ滿洲國法令ニ依リ爲シタルト同一ノ効力ヲ認ムベシ

第九條 日本國政府ハ條約實施ト同時ニ南滿洲鐵道附屬地ノ課稅、警察、通信其ノ他ノ行政ヲ滿洲國政府ニ移讓スベシ

第十條 滿洲國政府ハ前條ノ規定ニ依リ行政ノ移讓アリタル後ニ於テハ南滿洲鐵道附屬地ノ行政ヲ行フニ付一般文化ノ向上及產業ノ進展等ヲ阻害セザル様適當ナル措置ヲ講ズベキコトヲ約ス

第十一條 南滿洲鐵道附屬地ノ行政ノ移讓ノ際日本國政府ノ課稅權ニ屬シタル租稅ハ滿洲帝國駐劄大日本帝國特命全權大使ト滿洲帝國國務總理大臣トノ間ニ協議決定セララルル所ノ金額ヲ日本國政

第五條 日本國臣民ガ滿洲國領域内ニ於テ條約實施前犯シタル日本國刑法第七十三條乃至國七十九條、第八十一條乃至第八十九條及第九十七條

ノ罪竝ニ治安維持法違反ノ罪ニ付テハ滿洲國政府ハ犯人ヲ證據物ト共ニ日本國政府ニ引渡スベシ

第六條 條約實施當時日本國領事官ニ於テ捜査中ノ刑事事件ニシテ滿洲國法令ニ依リ處罰スルコトヲ得ベキモノハ之ヲ書類及證據物ト共ニ滿洲國當該官憲ニ引繼グベシ

第七條 滿洲國政府ハ條約實施前日本國法令ニ依リ作成セラレタル債務名義ノ効力ヲ承認ス本協定第三條第一項ノ規定ニ依リ處理セラルル事件ニ關シ作成セラレタルモノニ付亦同ジ

昭和十二年十一月五日即チ康德四年十一月五日新京ニ於テ本書ニ通テ作成ス 滿洲帝國駐劄大日本 植田謙吉(印) 帝國特命全權大使 張景惠(印) 滿洲帝國國務總理大臣

附屬協定(甲) 本日滿洲國ニ於ケル治外法權ノ撤廢及南滿洲鐵道附屬地行政權ノ移讓ニ關スル日本國滿洲國間條約ニ署名スルニ當リ兩國全權委員ハ左ノ通協定セリ

第一章 裁判管轄 第一條 滿洲國ニ於テ日本國臣民ノ爲ニ存スル領事裁判制度ハ條約實施ト同時ニ終止スベク爾後日本國臣民ハ滿洲國ノ裁判管轄權ニ服スベシ

第二條 滿洲國政府ハ日本國臣民ノ身體及財產ニ對シ國際法及法ノ一般原則ニ適合スル裁判上ノ保護ヲ保障スベキコトヲ約ス

第三條 條約實施當時日本國領事裁判所ニ於テ未決ニ係ル民事及刑事ノ訴訟事件竝ニ非訟事件ニ關シテハ引續キ從前ノ例ニ依リ處理セラルベク日

ル事務所ヲ有スルモノハ本條約ノ實施ト同時ニ滿洲國法令ニ依リ成立スルル同種ノ會社其ノ他ノ法人又ハ最之ニ類似スル法人ト認メラルベシ

第五條 本條約ノ規定ハ日滿兩國間ノ特別ノ約定ニ基ク特定ノ日本國ノ臣民又ハ法人ノ權利、特權、特典及免除ニ影響ヲ及ボサザルモノトス

第六條 本條約ハ昭和十二年十二月一日即チ康德四年十二月一日ヨリ實施セラルベシ

第七條 本條約ノ正文ハ日本文及漢文トシ日本文本文ト漢文本文トノ間ニ解釋ヲ異ニスルトキハ日本文本文ニ依リ之ヲ決ス

右證據トシテ下名ハ各本國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ本條約ニ署名調印セリ

ノ罪竝ニ治安維持法違反ノ罪ニ付テハ滿洲國政府ハ犯人ヲ證據物ト共ニ日本國政府ニ引渡スベシ

第六條 條約實施當時日本國領事官ニ於テ捜査中ノ刑事事件ニシテ滿洲國法令ニ依リ處罰スルコトヲ得ベキモノハ之ヲ書類及證據物ト共ニ滿洲國當該官憲ニ引繼グベシ

第七條 滿洲國政府ハ條約實施前日本國法令ニ依リ作成セラレタル債務名義ノ効力ヲ承認ス本協定第三條第一項ノ規定ニ依リ處理セラルル事件ニ關シ作成セラレタルモノニ付亦同ジ

第八條 滿洲國政府ハ條約實施前日本國領事官ガ日本國法令ニ依リ爲シタル登記ニ付滿洲國當該官憲ガ滿洲國法令ニ依リ爲シタルト同一ノ効力ヲ認ムベシ

第九條 日本國政府ハ條約實施ト同時ニ南滿洲鐵道附屬地ノ課稅、警察、通信其ノ他ノ行政ヲ滿洲國政府ニ移讓スベシ

第十條 滿洲國政府ハ前條ノ規定ニ依リ行政ノ移讓アリタル後ニ於テハ南滿洲鐵道附屬地ノ行政ヲ行フニ付一般文化ノ向上及產業ノ進展等ヲ阻害セザル様適當ナル措置ヲ講ズベキコトヲ約ス

第二章 南滿洲鐵道附屬地ノ行政

第九條 日本國政府ハ條約實施ト同時ニ南滿洲鐵道附屬地ノ課稅、警察、通信其ノ他ノ行政ヲ滿洲國政府ニ移讓スベシ

第十條 滿洲國政府ハ前條ノ規定ニ依リ行政ノ移讓アリタル後ニ於テハ南滿洲鐵道附屬地ノ行政ヲ行フニ付一般文化ノ向上及產業ノ進展等ヲ阻害セザル様適當ナル措置ヲ講ズベキコトヲ約ス

第十一條 南滿洲鐵道附屬地ノ行政ノ移讓ノ際日本國政府ノ課稅權ニ屬シタル租稅ハ滿洲帝國駐劄大日本帝國特命全權大使ト滿洲帝國國務總理大臣トノ間ニ協議決定セララルル所ノ金額ヲ日本國政

決シタルル所ノ金額ヲ日本國政

決シタルル所ノ金額ヲ日本國政

決シタルル所ノ金額ヲ日本國政

決シタルル所ノ金額ヲ日本國政

府ニ交付スベシ

第三章 警察其ノ他ノ行政

第十二條 日本國政府ハ條約實施ト同時ニ滿洲國領域内ニ於テ日本國民ニ對シ警察其ノ他ノ行政ヲ行ハザルベク爾後日本國臣民ハ滿洲國ノ警察其ノ他ノ行政ニ服スベシ

滿洲國政府ハ日本國臣民ニ對シ警察其ノ他ノ行政ヲ行フニ付日本國臣民ノ身體及財産ノ保護ニ關シ一切ノ保障ヲ與フベキコトヲ約ス

第十三條 條約實施當時日本國當該官

憲ニ於テ處理中ノ警察其ノ他ノ事件ハ書類ト共ニ原則トシテ之ヲ滿洲國當該官憲ニ引繼グベシ

第四章 神社、教育及兵事ニ關スル行政

第十四條 滿洲國政府ハ條約實施後滿洲國領域内ニ於テ日本國又ハ其ノ臣民ガ日本國法令ニ依リ神社ヲ設置スルコト及日本國政府ガ其ノ神社ニ關スル行政ヲ行フコトヲ承認スベシ

第十五條 滿洲國政府ハ其ノ日本國臣

民ニ對シ行フベキ教育行政ニ關シ重要ナル事項ニ付テハ當分ノ間豫メ滿洲帝國駐劄大日本帝國特命全權大使ト滿洲帝國國務總理大臣トノ間ニ協議決定セラルル所ニ從フベキコトヲ約ス

滿洲國政府ハ滿洲帝國駐劄大日本帝國特命全權大使ト滿洲帝國國務總理大臣トノ間ニ協議決定セラルル所ニ從ヒ條約實施後當分ノ間滿洲國領域内ニ於テ日本國又ハ其ノ臣民ガ日本國法令ニ依リ學校其ノ他教育施設ヲ開設、經營又ハ管理スルコト及日本國政府ガ日本國臣民ノ教育ニ關スル行政ヲ行フコトヲ承認スベシ

日本國政府ハ前項ノ學校其ノ他ノ教育施設ノ開設、經營又ハ管理ヲ爲サシムル爲滿洲國領域内ニ於テ日本國法令ニ依リ公法人タル學校組合及學校組合聯合會ヲ設クルコトヲ得滿洲國政府ハ右學校組合及學校組合聯合會ノ成立ヲ承認スベシ

第十六條 滿洲國政府ハ條約實施後日

本國政府ガ滿洲國領域内ニ於テ日本國臣民ニ對スル徵集、服役、召集等兵事ニ關スル行政ヲ行フコトヲ承認スベシ

第十七條 本章ノ規定ニ依ル日本國法令ノ適用ニシテ司法手續ニ依ルベキモノハ日本國司法官憲ニ於テ之ヲ行フ

第十八條 滿洲國政府ハ本章ノ規定ニ依ル日本國法令ノ適用ヲ援助スベク且之ガ爲日滿兩國當該官憲間ニ於テ協議決定セラルル所ニ從ヒ必要ナル措置ヲ講ズベキコトヲ約ス

第五章 施設及職員ノ引繼

第十九條 滿洲國政府ハ治外法權ノ撤廢及南滿洲鐵道附屬地ノ行政ノ移讓ニ付ニ滿洲帝國駐劄大日本帝國特命全權大使ト滿洲帝國國務總理大臣トノ間ニ協議決定セラルル所ニ從ヒ關係日本側ノ施設(土地、建物及附屬諸設備ヲ含ム)及職員ヲ原則トシテ條約實施當時ノ狀態ニ於テ引繼グベシ

第六章 雜則

第二十條 滿洲國政府ハ條約實施前日本國當該官憲ガ日本國法令ニ依リ爲シタル認可、許可、免許等ノ行政處分ニ付滿洲國當該官憲ガ滿洲國法令ニ依リ爲シタル同一ノ效力ヲ認ムベシ

滿洲國政府ハ前項ノ行政處分ニ付滿洲國法令ト日本國法令トノ間ニ其ノ條件ヲ異ニスル場合ニ於テハ一定ノ猶豫期間ヲ設ケ當該行政處分ヲ受ケタル者ヲシテ滿洲國法令ノ定ムル條件ニ依ラシムルコトヲ得ベシ

第二十一條 日本國政府ハ本協定ノ實施ニ必要ナル司法、警察、課税、通信其ノ他ニ關スル記録、登記簿、圖面、證書其ノ他ノ物件ヲ滿洲國政府ニ引渡スベシ

第二十二條 本協定ノ實施ニ關スル細目ハ必要ニ應ジ滿洲帝國駐劄大日本帝國特命全權大使ト滿洲帝國國務總理大臣トノ間ニ協議決定セラルベシ

第二十三條 本協定ハ條約ト同時ニ實

施セラルベシ

右證據トシテ兩國全權委員ハ本協定ニ署名調印セリ

昭和十二年十一月五日即チ康德四年十一月五日新京ニ於テ之ヲ作成ス

滿洲帝國駐劄大日本帝國特命全權大使 植田謙吉(印)
滿洲帝國國務總理大臣 張景惠(印)

滿洲國ニ於ケル治外法權ノ撤廢及南滿洲鐵道附屬地行政權ノ移讓ニ關スル日本國滿洲國間條約及附屬協定(甲)ニ關スル日滿兩國全權委員同了解事項

第一條 條約第三條及附屬協定第一條ニ

付 一 日本國臣民ノ身分ニ關スル事項ニ付テハ滿洲國裁判所ハ日本國法令ニ準據スベキモノトス

二 滿洲國政府ハ條約實施當時日本國臣民ガ日本國法令又ハ慣行ニ依リ現ニ享受スル權利又ハ利益ノ保護ニ付必要ナル措置ヲ講ズベシ

第二條 條約第四條ニ付

一 滿洲國政府ハ本條ノ規定ニ依リ法人ノ成立ヲ認ムルニ付テハ何等ノ手数料ヲ徵セザルベシ

二 滿洲國政府ハ本條ノ規定ニ依リ法人ノ成立ヲ認メタルモノニ付テハ其ノ現ニ享受スル輕減稅率ノ利益ヲ保護スベシ

第三條 附屬協定第三條ニ付

一 本條第一項ノ規定ニ依リ處理セラルベキ事件ハ條約實施前日本國領事官ニ於テ取扱ヒタル事件及本條第一項ノ規定ニ依リ日本國領事官ノ取扱フ事件ニ關聯シテ生ズル爾後ノ手續ヲ包含スルモノトス

二 本條第一項ノ規定ニ依リ日本國領事官ノ行フベキ司法手續ニ關聯シテ生ズル刑事事件ハ本條第一項ノ事件ト同様ニ處理セラルベキモノトス

第四條 附屬協定第八條ニ付

滿洲國政府ハ日本國法令ニ依リ爲サレタル登記ニ付不動産上ノ權利ハ滿

洲國法令ニ於ケル同種ノ權利又ハ最
之ニ類似スル權利ト又商號及支配人
ハ夫々滿洲國法令ニ於ケル商號及經
理人ト看做スベシ

第五 附屬協定第九條ニ付

一 滿洲國政府ハ南滿洲鐵道附屬地
居住民ノ福祉及利益ニ直接ノ影響
アルベキ地方行政ニ付滿洲國地方
官憲ガ該居住民ノ意見ヲ確ムルコ
トヲ得ル爲從前地方委員會ノ存シ
タル地ニハ原則トシテ諮問機關ヲ
設置スベキモノトス

二 南滿洲鐵道株式會社ガ南滿洲鐵
道附屬地ニ於テ現ニ徵收スル公費
ハ同附屬地ノ行政ノ移讓ト同時ニ
廢止セラルベシ

第六 附屬協定第十五條ニ付

一 本條第一項ノ教育行政ハ原則ト
シテ初等教育ニ關スル行政トス
二 滿洲國政府ハ日本國臣民ニ對ス
ル初等教育ヲ出來得ル限り整備充
實スベク且之ガ經營團體ニ對シ必
要ニ應ジ滿洲國政府ヨリ相當ノ補

助金ヲ交付シ又日本國政府ヨリ之
ニ財政的援助ヲ爲スベシ

三 滿洲國政府ハ滿洲帝國駐劄大日
本帝國特命全權大使ト滿洲帝國國
務總理大臣トノ間ニ協議決定セラ
ルル所ニ從ヒ滿洲國領域内ニ於テ

日本國側ノ行フ日本國臣民ニ對ス
ル教育事業ニ要スル費用ヲ毎年分
擔スベシ

第七 附屬協定第十七條ニ付

本條ノ日本國司法官憲ハ當分ノ間日
本國領事官トス

第八 附屬協定第十九條ニ付

滿洲國政府ハ本條ノ規定ニ依リ引繼
ギタル關係施設ノ組織、職員ノ配置
等ニ付事務ノ處理ヲ圓滑ナラシムル
爲適切ナル措置ヲ講ズベシ

第九 附屬協定第二十條ニ付

滿洲國政府ハ日本國臣民ヲシテ條約
實施前日本國當該官憲ヨリ發給ヲ受
ケタル認可證、許可證、免許證等ノ
書替ヲ受ケシムルコトヲ得ベシ但シ
此ノ場合手数料ヲ徵セザルベシ

昭和十二年十一月五日即チ康德四年十
一月五日新京ニ於テ之ヲ作成ス

滿洲帝國駐劄大日本
帝國特命全權大使 植田謙吉(印)
滿洲帝國國務總理大臣 張景惠(印)

附屬協定(乙)

本日滿洲國ニ於ケル治外法權ノ撤廢及
南滿洲鐵道附屬地行政權ノ移讓ニ關ス
ル日本國滿洲國間條約ニ署名スルニ當
リ兩國全權委員ハ滿洲國ニ於ケル通信
業務及其ノ附帶業務ニ關シ左ノ通協定
セリ

第一條 南滿洲鐵道附屬地通信業務中

第三國ト關係アルモノハ滿洲帝國駐
劄大日本帝國特命全權大使ト滿洲帝
國國務總理大臣トノ間ニ協議決定セ
ラルル時ニ至ル迄日本國業務トス

第二條 日本國政府ハ其ノ内國制度ニ

於ケル取扱ニシテ滿洲國ノ内國制度
ニ類似ノ取扱ナキモノ其ノ他特ニ必
要アル事務ノ取扱ヲ滿洲國政府ニ委
託スルコトヲ得委託セラルベキ事務
ノ種類及範圍ハ日滿兩國主管機關ノ

業務協定ヲ以テ之ヲ定ム

滿洲國政府ハ前項ノ委託事務ニ付善
良ナル管理者ノ注意ヲ以テ日本國政
府ノ爲ニ日本國法令ニ準據シテ之ガ
處理ヲ爲スベシ

日本國政府ハ委託事務ノ處理ニ付滿
洲國政府ニ手数料ヲ支拂フモノトス

第三條 委託事務ニ使用セラルル通貨
ハ滿洲國通貨トス

日滿兩國通貨ノ換算割合ハ日滿兩國
主管機關ノ協議ニ依リ之ヲ定ム

第四條 本協定ノ施行ニ關スル事項ハ
日滿兩國主管機關ノ業務協定ヲ以テ
之ヲ定ム

第五條 昭和十年十二月二十六日即チ
康德二年十二月二十六日新京ニ於テ

日本と主要國間の條約締結年月

對 手 國 條 約 名 稱

アメリカ合衆國 通商航海條約△
著作權保護に關する協約
ヤップ島條約
アフガニスタン 修好條約

調 印 年 月 日
明治 四四・二・二一
大正 一三・八・一一
昭和 三・四・二

批准書交換 年月日
明治 四四・四・一四
大正 一三・九・一三
昭和 六・六・一一

約 條

滿洲國	波蘭	秘魯	白耳義	伯刺西爾	佛蘭西	フィンランド	パラグアイ	諸威	獨逸	土耳其	丁抹	智利
滿洲國に關する條約	通商航海條約	修好通商航海條約	通商航海條約	修好通商航海條約	日本佛蘭西支那通商協定	通商航海條約	通商航海條約	通商航海條約	防共協定	通商航海條約	特別通商航海條約	修好通商航海條約
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一〇	一三	一三	一三	二八	四四	一八	四四	四四	一一	五〇	四四	三〇
一〇	一三	一三	一三	二八	四四	一八	四四	四四	一一	五〇	四四	三〇
一〇	一三	一三	一三	二八	四四	一八	四四	四四	一一	五〇	四四	三〇
一〇	一三	一三	一三	二八	四四	一八	四四	四四	一一	五〇	四四	三〇

滿洲國	波蘭	秘魯	白耳義	伯刺西爾	佛蘭西	フィンランド	パラグアイ	諸威	獨逸	土耳其	丁抹	智利
滿洲國に關する條約	通商航海條約	修好通商航海條約	通商航海條約	修好通商航海條約	日本佛蘭西支那通商協定	通商航海條約	通商航海條約	通商航海條約	防共協定	通商航海條約	特別通商航海條約	修好通商航海條約
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一〇	一三	一三	一三	二八	四四	一八	四四	四四	一一	五〇	四四	三〇
一〇	一三	一三	一三	二八	四四	一八	四四	四四	一一	五〇	四四	三〇
一〇	一三	一三	一三	二八	四四	一八	四四	四四	一一	五〇	四四	三〇
一〇	一三	一三	一三	二八	四四	一八	四四	四四	一一	五〇	四四	三〇

約 條

アルゼンチン	アルバニア	英吉利	伊太利	和蘭	希臘	哥倫比亞	暹羅	瑞典	瑞典	西班牙	ソヴェート露西	亞丁自由	中華民國	チエツコ・スロバキヤ
修好通商航海條約	修好通商條約	通商航海條約	通商航海條約	通商航海條約	修好通商航海條約	修好通商航海條約	通商航海條約	司法的解決條約	通商航海條約	特別通商航海條約	日露基本條約	小包郵便物交換に關する約定	日本波蘭間通商航海條約の効力をダンチ	郵便物交換に關する約定
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
三〇	三〇	四四	四四	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五
三〇	三〇	四四	四四	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五
三〇	三〇	四四	四四	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五
三〇	三〇	四四	四四	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五

アルゼンチン	アルバニア	英吉利	伊太利	和蘭	希臘	哥倫比亞	暹羅	瑞典	瑞典	西班牙	ソヴェート露西	亞丁自由	中華民國	チエツコ・スロバキヤ
修好通商航海條約	修好通商條約	通商航海條約	通商航海條約	通商航海條約	修好通商航海條約	修好通商航海條約	通商航海條約	司法的解決條約	通商航海條約	特別通商航海條約	日露基本條約	小包郵便物交換に關する約定	日本波蘭間通商航海條約の効力をダンチ	郵便物交換に關する約定
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
三〇	三〇	四四	四四	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五
三〇	三〇	四四	四四	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五
三〇	三〇	四四	四四	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五
三〇	三〇	四四	四四	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五

條 約

ビ ル マ	通商條約	昭和	一二・六・七	昭和	一二・一〇・一五	公布
墨 西 哥	〔通商航海條約△ 同公文交換△〕	大正	一三・一〇・九	昭和	一四・三・一五	告示
ユ ー ゴ ス ラ ヴ	通商航海條約	大正	一二・一一・一六	大正	一四・一・一三	
ラ ト ヴ ァ イ ア	通商航海條約	同	一四・七・四	昭和	三・八・二五	
リ ス ア ニ ア	通商航海條約△	昭和	一五・五・二	同	六・一一・三〇	
暹 羅	通商航海條約	昭和	一二・一二・八	昭和	一三・三・九	公布
(多數國同條約)						
對 手 國	條 約 名 稱	調 年 月 日 印		批 准 書 寄 託 年 月 日		
英、米、獨、伊、外四十國	國際紛爭平和處理條約	明治	四〇・一〇・一八	明治	四五・一・一三	
英、佛、伊、リ	「メーメル」に關する條約	大正	一三・五・八	大正	一四・八・二五	
英、米、獨、佛、伊、外二十五國	「スピッツベルゲン」に關する條約	同	九・二・九	同	一四・一・二〇	
英、米、佛、伊、外二十二國	對獨平和條約	同	八・六・二八	同	九・一・一〇	
英、米、佛、伊、白	〔對埃平和條約 對波平和條約 對洪平和條約〕	同	九・八・九	同	一〇・九・七	
英、米、佛、伊、外十國	對勃平和條約	同	八・一一・二七	同	九・八・九	
獨、外九ヶ國	一九三〇年ヘーゲ協定及取極	昭和	五・一・二〇	昭和	六・八・二七	

條 約

英、米、佛、伊	セルボ・クロアイト・スロヴァキア條約	大正	八・八・八	大正	九・九・一〇	
英、米、佛、伊	〔波蘭國條約〕	同	八・八・八	同	九・九・一〇	
英、佛、伊、希	對土平和條約	大正	一二・七・二四	大正	一三・八・六	
英、佛、獨、伊、外十九國	常設國際司法裁判所規定	同	九・一二・七	同	一〇・一一・一六	
英、米、佛	太平洋四國條約	同	一〇・一二・一三	同	一一・八・一七	
英、米、伊、佛	海軍々備制限條約	同	一一・二・六	同	一二・八・一七	
英、米、佛、伊	〔支那に關する九國條約 支那の關稅に關する條約〕	同	一一・二・六	同	一四・八・五	
英、米、獨、佛、伊	戰爭拋棄に關する條約 (不戰條約)	昭和	三・八・二七	昭和	四・七・二四	
英、米、佛、伊	一九三〇年倫敦海軍條約	同	五・四・二二	同	五・一〇・二七	
瑞 西、外十國	赤十字條約	明治	一九・六・五	明治	一九・一一・一六	
獨、外九國	國際阿片條約	同	四五・一・二二	大正	九・一・一〇	公布
英、獨、佛、伊、外三十四國	第二阿片會議國際條約	大正	一四・二・一九	昭和	三・一二・二九	
英、米、獨、佛、伊、外十九國	萬國農事協會に關する條約	明治	三八・一二・一九	明治	四〇・六・六	
英、米、獨、佛、伊、外十國	露國獸醫保護條約△	明治	四四・七・七	明治	四四・一二・二二	
英、米、獨、佛、伊、外十國	〔萬國工業所有權保護修正「パリ」 同盟條約〕	同	四四・六・二	大正	二・四・一	

英、獨、佛、伊 外二十三國	文學的及美術的著作物保護修正 「ベルヌ」條約 同追加議定書	明治 大正	四一・一一・一三 三・三・二〇	明治 大正	四三・六・九 四・三・一六
英、佛、伊外十 九國	國際航空條約	同	八・一〇・一三	同	一一・六・一
英、米、獨、佛 伊、外二十五國	通過の自由に関する條約	同	一〇・四・二〇	同	一三・二・二〇
英、米、獨、佛 伊、外二十七國	國際無線電信條約	昭和	二・一一・二五	昭和	四・一・三〇
米、獨、伊、外 三十五國	萬國郵便條約	同	四・六・二六	同	五・六・二六
英、米、獨、佛 伊、外十二國	國際電氣通信條約	同	七・二・九	同	九・三・二五
英、獨、伊、外 九國	小切手に關する三國際條約	同	六・三・一九	同	八・二・二六
獨 伊 外 九 國	爲替手形及約束手形に關する 三國際條約	同	五・六・七	同	八・二・二六
英、米、獨、佛 伊、外十三國	「メートル」條約△	明治	八・五・二〇	明治	一八・一〇・九加入
英、米、獨、佛 伊、外十四國	「メートル」條約修正に關する國際條約	大正	一〇・一〇・六	大正	一三・二・三〇
英、米、獨、佛 伊、外二十八國	國際貿易統計作成に關する條約	大正	二・二・三一	大正	三・六・二三
英、獨、佛、伊 外二十一國	失業に關する條約	同	八・一一・二八	同	一一・一一・二三登錄
英、獨、佛、伊 外十五國	海員に對する職業紹介所設置に 關する條約△	同	八・一一・二八	同	一一・一一・二三登錄
伊、羅、波蘭、 外十國	農業使用兒童年齡に關する條約	同	一〇・一一・一六	同	一一・一一・一九登錄

英、獨、佛、伊 婦人及兒童の賣買禁止條約
外二十九國 同 一〇・九・三〇 同 一四・二・二一

日、英、佛、ソ 日、獨、伊 防共協定
日、外三國 同 一一・七・二〇 同 一一・

日、獨、伊 防共協定
同 一二・一一・六 同 一二・一一・九公布

條約の下に△印を附せるは有効期間満了し、印を附せるは初めより其定めなく、孰れも一方の通告により所定期間
(多くは一年内)に廢棄されるものである。但し多數國間にありては廢棄は之を爲したる政府にのみ其效果を生ずる。

帝國在外公館

【大使館】 イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、ベルギー、ロシア、トルコ、アメリカ、ブラジル、滿洲國、中華民國(歸朝)、ポーランド

【公使館】 スイス、スペイン、オランダ、スウェーデン(兼ノルウェー、デンマーク)、ラトヴィ、チエッコスロヴァキヤ、南阿聯邦、パナマ、ハングリー、ルーマニヤ(兼ユーゴスラヴィヤ)、ポルトガル、フィンランド、カナダ、キューバ、メキシコ、ペルー、チリー(兼ボリヴィヤ)、アルゼンチン(兼パラグアイ、ウルグアイ)、コロンビヤ、シヤム、イラン、

アフガニスタン、エジプト

【總領事館】 ロンドン、ハンブルグ、ジュネーブ、桑港、紐育、ホノルル、メキシコ、サンパウロ、カルカッタ、シンガポール、盤谷、マニラ、ハノイ、バタヴィヤ、シドニー、香港、上海、天津、青島、濟南、漢口、成都、福州、北京、厦門、ハルビン、張家口、奉天、南京、河南、新京、チハル浦鹽、アレクサンドロフスク、ハバロフスク、維納、ウエリントン

【領事館】 リヴァプール、マルセイユ、ミラノ、アンヴェルス、ストツクホルム、アヂス・アベバ、ベイルート、ケープタウン、モンバサ、オデッサ、ロザンゼルス、ポートルランド、シヤ

【其他】 在ジュネーブ國際會議帝國事務局

トル、シカゴ、ニュー・オルレアンス、オッタワ、ヴァンクーヴァア、パナマ、ハヴァナ、ブエノス・アイレス、リオデ・ジャネイロ、ベレーン、パウルーサントス、リマ、サン・サルヴァドル、アレキサンドリア、ポートルサイド、コロンボ、ボンベイ、ラングーン、西貢、ダヴァオ、スラバヤ、サンダカン、オハ、カサブランカ、メダン、ベトロバヴロフスク、ブラゴウエス、チエンスク、ヴォシビリスク、石家莊、芝罘、杭州、延吉、密山、宜昌、沙市、吉林、綏芬河、錦州、滿洲里、海拉爾赤峰、承德

在本邦各國大使館所在一覽

獨逸	大公使館	麴町區永田町一ノ一四
米國	大使館	赤坂區榎町一
英國	大使館	麴町區五番町一
白蘭國	大使館	麴町區下二番町三三
佛國	大使館	赤坂區表町三ノ二
伊國	大使館	麻布區富士見町三三
土其耳國	大使館	芝區三田一ノ二八
ソザイエト聯邦	大使館	澁谷區代々木山谷町二八三
滿洲國	大使館	麻布區狸穴町一
ポーランド國	大使館	麻布區櫻田町五〇
アルゼンチン國	公使館	芝區三田綱町九
アフガニスタン國	公使館	麴町區五番町二
カナダ國	公使館	澁谷區青葉町七
チリ國	公使館	赤坂區表町三ノ一六
キューバ國	公使館	麴町區內幸町大阪ビル內
丁抹國	公使館	麻布區新龍土町一一
西班牙國	公使館	赤坂區水川町五
フィンランド國	公使館	麻布區市兵衛町一ノ二
メキシコ國	公使館	麻布區簞笥町六二
		麴町區永田町二ノ二一

在本邦列國領事館

葡國	公使館	麴町區丸ノ内三ノ二 三麥
荷蘭國	公使館	芝區榮町一
ベルギー國	公使館	麻布區廣尾町二
イラン國	公使館	麻布區材木町五五
ボリヴァイア國	公使館	澁谷區青葉町七
ポルトガル國	公使館	麴町區三年町一
ルーマニア國	公使館	麻布區材木町五五
暹羅國	公使館	赤坂區臺町二
瑞典國	公使館	麻布區西町二
瑞西國	公使館	麴町區下二番町一二
チェコスロヴァキア國	公使館	麻布區霞町二二
ウルグアイ國	公使館	麴町區內幸町一ノ三 大阪ビル內
コロンビア國	公使館	麴町區丸ノ内二ノ二〇 郵船
白耳義	公使館	麴町區丸ノ内二ノ二〇 郵船

存置地

ボリヴァイア	△東京△横濱	大阪 神戸
伯刺西爾	△神戸 横濱	長崎
智利	△東京 神戸	
哥倫比亞	△横濱	
玖馬	△神戸 東京	
丁抹	東京 横濱 神戸	長崎 大阪
西班牙	横濱 神戸	
北米合衆國	△東京 横濱	名古屋 神戸△大阪 長崎
芬蘭	神戶 横濱	大連
佛蘭	神戶 横濱	長崎 淡水 大連 京城
英吉利	東京△横濱△大阪	神戸 下關 長崎
希臘	淡水△京城 大連	仁川 函館 小樽
希亞	横濱 神戸	大阪
エストニア	大連	
伊太利	神戶 横濱	長崎 臺北 大連
墨西哥	横濱 神戸	
諸威	△東京 横濱	神戸 下關 長崎 淡水
和蘭	大連	
巴拿馬	東京 名古屋 横濱	神戸 長崎 臺北
秘魯	京城 大連	
	横濱 大阪	
	横濱 神戸	

葡萄牙	東京 神戸	名古屋 京都 大阪 門司
ソザイエト聯邦	下關 長崎	
瑞典	△神戸 函館△京城	小樽 敦賀 大連
瑞西	横濱 大阪 神戸	下關 門司 長崎
ウエネズエラ	東京	
グアテマラ	神戶△東京 横濱	
波多	大阪 東京 横濱	
チエツコ・スロ	横濱 東京△大阪	神戸
グアキア	東京△神戸	
パラグアイ	東京 神戶	名古屋 横濱
暹羅	大阪 神戸	
ホンヂユラス	△東京 神戶	横濱
サルヴァドル	△東京	
リビア	東京	
ラトヴィア	東京	
ドミニカ	神戶△横濱	
グアテマラ	東京 横濱	神戸
土耳其	大阪 横濱	東京
ウルグアイ	神戶 横濱	
羅馬尼亞	△大阪	
ルクセンブルグ	△東京	
埃及	神戶	

ユーゴスラヴ 大阪
 アイアチ 神戸
 ホンジュラス △神戸△東京 横濱
 ニカラグア △東京
 滿洲國 京城 門司 大阪
 新義州
 △印は總領事館なり。

毛布の獻品に就て(陸軍)
 獻納毛布は絨製(廢物を含む)綿製で使用し得る程度なれば新品、古品共に可なり。獻納品は聯隊區司令部、各軍、師團司令部、陸軍省、陸軍被服廠へ直接獻納すること。獻納品は一應消毒した上で、獻納者の住所氏名、獻納月日を標示し事變地に對する補給用に充てられる。現品獻納の輸送費は獻納者の負擔である。

航空機用部品、兵器部品
 一般精密諸機械
 材質試験及熱處理



株式 各和製作所

取締役社長 各和福次

東京市板橋區志村前野町一、一一一番地

電話 大塚 (86) 二二九三番
 板橋 一〇六番
 振替東京七七〇五四番

財 政

帝國陸軍豫算

十三年度の陸軍が要する經費は作戰部隊の爲必要な、支那事變に關する經費と、之に關係なき官衙、學校、軍隊等に要する經費とに區分される。支那事變に關する經費は去る第七十一第七十二議會に提案され臨時軍事特別會計豫算として、合計一、七三六、〇一九、二七〇圓が成立して居るのであるが、之は既に概ね使用され今後の所要を更に追加豫算として第七十三議會に提案される事とならう。而して之は今後に於ける戦局の見透如何により兵

力並に作戰行動を判断し、所要經費を積算される譯であるが、此の經費の詳細なる説明は帝國の對支具體的方針作戦企圖、兵力等を察知せられることとなるのと、戦争豫算は平時豫算と異なり、所要經費の豫測は、豫算積算上、一應の基礎はあるが、作戦推移の細部は中々豫断を許さぬものがあるので、其の豫算構成の形式も包括的であり、其の説明も極めて抽象的、概括的たるざるを得ぬ。之は各國共皆然りて、議會政治の最もやかましい英國の如きでさへ、戦争豫算の内容は非公開である。以下一般會計に屬する陸軍豫算に就

て説明する。
十三年度一般會計陸軍豫算編成の趣旨及其の大要
 編成の趣旨 今日事變の爲、多くの部隊が動員され作戰して居るのであるが、之等は、十三年度も依然現在の態勢を以て派遣されあるものとして、諸般の關係を律した。即ち之により當然減少する經常費を積算し、且つ別に對事變費の巨額の所要を考へて極力經常的經費の節約を行ひ、以て財政的努力に協力した。乍併十二年度より實行に入つた軍備充實計畫は新に展開される新事態に應ずる爲にも、之を遂行することを、絶対に必要とするので、事變の爲、若干の支障を受けるのではあるが、所要の修正を施しつゝ、主要なる部分之を遂行することになつてゐる。
豫算の大要

區 分	第一 豫算概要		差 引 増 減 額
	十三年度要求額	十二年度豫算額	
經常部	一六五、六三、〇〇〇	一一七、七〇、〇〇〇	△

(△印は減)

合	陸軍本省			臨時費			計
	其	其	計	其	其	計	
陸軍本省	六五二、九一八	二六、〇九八、〇六六	四、五八七	六四七、五三一			
臨時費	一六四、三六九、五三四	一、〇五八、四七四		一六五、四二八、〇四八			
其	七六一、九九七	八一三、五六九、五三九		七八四、五六六、五三六			
其	三九八、八一〇、七五〇	二三四、四九三、二五九		六四一、三〇三、〇〇九			
計	二五〇、四三三、四五一	五七九、〇七六、三〇〇		八一九、五〇九、七五一			
計	一四八、三三七、二九九	一、〇三二、三七一、〇一〇		一、一八〇、七〇九、〇〇九			
計	五六四、五九四、一八九			五六四、五九四、一八九			

本年度要求額を既定額と新規事項とに区分すれば左の如し。

既定額(十三年度標準豫算額)	既 定 額		新 規 増 額		計
	既 定 額	新 規 増 額	新 規 増 額	新 規 増 額	
陸軍本省	三三二、〇七九、七一九	二七、〇七九、七一九	三三二、〇七九、七一九	二七、〇七九、七一九	六二六、七三八、一六九
臨時費	三四四、六五八、四四〇	八〇、三三八、〇四四	三四四、六五八、四四〇	八〇、三三八、〇四四	四二四、〇三六、四八四
其	四九、二八九、三三六	九三九、四一三	四九、二八九、三三六	九三九、四一三	一、三三三、七四九
其	九三九、四一三	二、三七二、七七七	九三九、四一三	二、三七二、七七七	一、三三三、七四九
計	一、九八五、八九四	一、九八五、八九四	一、九八五、八九四	一、九八五、八九四	三、九七〇、七八八
計	一、三三三、七四九	一、三三三、七四九	一、三三三、七四九	一、三三三、七四九	二、六六七、四九八
計	一、三三三、七四九	一、三三三、七四九	一、三三三、七四九	一、三三三、七四九	二、六六七、四九八
計	一、三三三、七四九	一、三三三、七四九	一、三三三、七四九	一、三三三、七四九	二、六六七、四九八

新規増減差引計	計	計	計
10K、11K、120	五四、一五、三、一〇	五三、一四、三、九八〇	
一六五、七八三、四九九	三九八、八一〇、七五〇	五六四、五九四、一八九	

右の内十二年度豫算額一、〇三一、三七三、六一〇圓は北支事件費として追加された三〇三、一〇八、二七〇圓を含んで居るので年度頭初の豫算額七二七、九六五、三四〇圓に本年の豫算額を比べると、一六三、三七一、一五一圓の減少となる。之れ前述の如く事變による當然の減少と節約と、且つは新規増加も極力制限した結果によるのである。

新規増加額合計一億四千餘萬圓の内在滿地上兵力充實、在滿航空防空充備の計一二九、六一七、三八〇圓は滿洲事件費で之の大部分は十二年度計費の引續きの経費であるが、豫算上の取扱から新規事項となつて居るに過ぎぬ。從て其他の新規増加は一〇、五五一、五五六圓となる譯である、尙滿洲事件費は在滿兵力に要する経費の内、或る部分

は事變に關して臨時軍事費の支辨となるものもあるので、昨年度より減少して居るのである。

新規増加経費中包含されて居る主要なる事項を説明すれば以下の如し。

内地航空防空充備、兵備改善補足
 之等は何れも昨年度計費の補備に伴ふ経費で其の内容は騎兵部隊の機械化に要する経費、在營年限が短縮せられあする歩兵、衛生兵を一般兵と同様に在營二年とするに要する経費、幹部候補生を在營二年とするに要する経費、將校生徒増加に要する経費等より成立して居るのである。

傷病による除隊者に一時賜金支給
 從來一般には兵營生活若は兵業の結果と認められ乍ら、明瞭に公務に起因すると認められざる爲何等の救済の途なく傷病により除役されるものが相當あ

り兵役義務者及廢兵待遇審議會に於ても救済の要ありとして答申され永らくの懸案となつて居るものであるが、今回漸く其の解決を見んとして居るのである。

航空技術者養成に要する経費 航空兵力の擴充に伴ひ航空兵器の研究審査製造に當る技術者が質量共に要望されること切なるものがあるので、専門學校以上の在學學生より選抜して委託學生生徒とし手當を給して研究せしめて有爲才幹ある人士を吸収せんとするものである。

帝國在郷軍人會補助費 十二年度は三十萬圓であつたが今回六十萬圓に増加された。之は實に在郷軍人會の活動状態の目覺しきものあるにも拘らず其の會員負擔は可成に重く其上多數の出征により其の會費收入の減少すべきに

鑑み増加計上されたのである。

列國軍事豫算

ソ聯軍事豫算

年 度	豫 算 總 額	軍 事 豫 算	摘 要
一九三二年度	約 二七、五四二、〇〇〇 <small>千圓</small>	約 一、三九六、〇〇〇 <small>千圓</small>	
一九三三年度	約 三五、〇一一、〇〇〇	約 一、五七四、〇〇〇	
一九三四年度	約 四八、八七九、〇〇〇	約 一、七九五、〇〇〇	實際支出
一九三五年度	約 六五、九〇〇、〇〇〇	約 六、五〇〇、〇〇〇	實際支出
一九三六年度	約 七八、七一五、〇〇〇	約 一四、八〇〇、〇〇〇	八、二〇〇、〇〇〇
一九三七年度	約 九七、〇〇〇、〇〇〇	約 二〇、一〇一、〇〇〇	
備考	一九三五、三六年度豫算は特別軍隊費を含まざるものを表す。括弧内は特別軍隊費を含みたるものとす。		

統制經濟組織を採る蘇聯邦の國家豫算は、爾他の列國の豫算とは其趣を全然異にするのであつて、寧ろ全國民の國民經濟の豫算と見るが至當である。從て、之を以て他國のものと比較せんとするのは、殆ど意味の無いことであるが、實際上の軍事費が此處に示す軍

事豫算位のものでなく、遙かに大きいと謂ふことだけは言ひ得るのである。蓋し、本軍事豫算は國防省費のみであつて、特別軍隊費並莫大なる軍需工業費の如きは全然含んで居らず、又兵營の建築、射撃場の設備等の如き、地方經費の負擔となるもの亦少からずして、

此等を總計するときは、軍事費總額は尙莫大の額に上るからである。尙又國防飛行化學協會よりの獻納「シエフ」(「シエフ」とは後援者の意味であつて、共產黨、職業同盟、地方行政機關、各種組合、工場等が赤軍某々隊の「シエフ」となつて一部の給與等を擔任して

ゐるのを謂ふのである)。の各軍隊に對する援助等に要する經費は、固より本豫算以外のものであるし、又國家豫算

中の豫備金の使用も大部は軍事にあるが如く、其額も決して少くないのである。

米國の軍事豫算

最近七箇年に於ける豫算總額と陸軍豫算とを掲ぐれば左の通りである。

年 度	豫 算 總 額	陸 軍 豫 算
一九三一—三二年度	約 五、一五四、〇〇〇 <small>千圓</small>	約 四五〇、〇〇〇 <small>千圓</small>
一九三二—三三年度	約 五、一四三、〇〇〇	約 四六八、〇〇〇
一九三三—三四年度	約 七、一〇五、〇〇〇	約 二七九、〇〇〇
一九三四—三五年度	約 七、三七五、〇〇〇	約 三二一、〇〇〇
一九三五—三六年度	約 八、八八〇、〇〇〇	約 四二二、〇〇〇
一九三六—三七年度	約 七、七六三、〇〇〇	約 五七三、〇〇〇
一九三七—三八年度	約 八、一〇五、〇〇〇	約 四一五、〇〇〇

米國陸軍豫算中には巴拿馬地帶費、一般土木費等、純陸軍費にあらざるものをも含んでゐるが、逆に、老兵局(Veteran's Bureau)の經費中に在る莫大なる軍人恩給、公共事業費より支出

英國の軍事豫算

さるゝ軍需工業の經費、其他護國軍の爲各州の負擔する經費等は、純然たる軍費であるが陸軍豫算内に計上されて居ない。

最近六箇年に於ける英本國豫算總額と陸軍及空軍の豫算とを掲ぐれば、左の通りである。

年 度	豫 算 總 額	陸 軍 豫 算	空 軍 豫 算
一九三一—三二年度	約 八〇三、五〇〇 <small>千圓</small>	約 三八、六〇〇 <small>千圓</small>	約 一七、七〇〇 <small>千圓</small>
一九三二—三三年度	約 八四八、一〇〇	約 三六、四〇〇	約 一七、四〇〇

備考	一九三三—三四年	一九三四—三五年	一九三五—三六年	一九三六—三七年	一九三七—三八年
Aは追加豫算を含みます。	約	約	約	約	約
Bは追加豫算を含む。	七四四、七〇〇	七八四、八〇〇	七三四、四〇〇	七九二、五〇〇(A)	八六三、一〇〇(C)
C(前年度繰越金二五二千磅を含む)。	約	約	約	約	約
D 減債基金一九、〇五四千磅を含む。	三七、九〇〇	三九、六〇〇	四三、五〇〇	五五、八〇〇(B)	八二、一〇〇(D)
E(国防公債二六、〇〇〇千磅を含む)。	約	約	約	約	約
	一七、四〇〇	二七、八〇〇	二五、〇〇〇	五〇、七〇〇(B)	八二、五〇〇(E)

右豫算中には自治領及植民地軍隊の經費を含まざるに注意するを要する。

今、主要な海外自治領及植民地に於ける軍事費を擧ぐれば次の如くである。

國(地名)	年	度	金	額	摘	要
南阿聯邦	一九三五—三六年度	約	約	一、三〇〇		
新西蘭	一九三五—三六年度	約	約	一、三〇〇		
印奈陀	一九三五—三六年度	大約	大約	三七、四〇〇		
加奈陀	一九三五—三六年度	大約	大約	二、二〇〇		
澳洲聯邦	一九三四—三五年度	約	約	一九、〇〇〇	一一、二五二、〇〇〇弗を換算せり。= 5,925,499,077,000 RS = 13,827,717 換算	

愛蘭自由國 一九三五—三六年度 約 一、五〇〇

佛國の軍事豫算

最近六年間に於ける豫算總額と陸軍豫算及空軍の豫算とを掲ぐれば左の通りである。

年	度	豫算總額	陸軍	航空
一九三一—三二年度	約	五〇、一四五、二〇〇	六、四九〇、六〇〇	二、二六二、〇〇〇
一九三二年度	約	四一、〇九七、五〇〇	五、二一八、七〇〇	一、八二六、〇〇〇
一九三三年度	約	五〇、四八六、七〇〇	六、〇八〇、八〇〇	一、九九六、〇〇〇
一九三四年度	約	五〇、一六二、五〇〇	五、九四六、七〇〇	一、六五四、〇〇〇
一九三五年度	約	四七、八一七、〇〇〇	五、六五六、五〇〇	一、四五〇、五〇〇
一九三六年度	約	四〇、三〇六、八〇〇	四、三七〇、八〇〇	九一三、六〇〇
一九三七年度	約	四八、二八一、一〇〇	五、八五七、二〇〇	一、二一九、九〇〇

佛國の會計年度は四月一日より翌年三月三十一日に至るものなりしが、一九三三年度以降一月より十二月に至ることに改訂せられた。従て、其變換期たる一九三二年度は一九三二年度四月一日より同年十二月に至る九箇月分のものである。

佛國豫算を觀察するに方りては、豫算總額の内におもなる國債費の存在せること、植民地軍事豫算が植民省豫算に計上されあるを忘れてはならない。従て陸軍豫算(空軍陸上部隊を含む)の豫算總額に對する比率の多少を以て、直に他國の夫れと比較するは正當でない。又佛國は一九三〇年より國境要塞費として今日まで約五十億法の巨費を支出して居る。

尙一九三七年度豫算を見るに、國防費は經常費、臨時費、特別會計等を合し二百八億三千九百萬法に及び、總豫算の二九%となり、又二月一般豫算の外に百九十億法の四ヶ年繼續國防充實

費議會を通過し、軍備充實に拍車をかけた。

獨逸の軍事豫算

獨逸に於ては一般國費は軍事上の意

義を有する國道建設の外、之を最小限に制限し、苟も使用し得る經濟力は擧げて之を國防力に集中しありて其細部は全然不明である。

伊國の軍事豫算

最近六箇年に於ける豫算總額と陸軍及空軍の豫算とを掲ぐれば、左の通りである。

年 度	豫 算	陸 軍 豫 算	空 軍 豫 算
一九三一—三二年度	約 二〇、四六四、一〇〇	約 二、九八九、五〇〇	約 七五二、八〇〇
一九三二—三三年度	約 二〇、九二二、九〇〇	約 二、九八四、六〇〇	約 七五四、二〇〇
一九三三—三四年度	約 二〇、六一四、一〇〇	約 二、六二〇、六〇〇	約 六九五、九〇〇
一九三四—三五年度	約 二〇、六三六、一〇〇	約 二、五二〇、六〇〇	約 七二〇、〇〇〇
一九三五—三六年度	約 一九、六四五、六〇〇	約 二、四五九、二〇〇	約 八三九、六〇〇
一九三六—三七年度	約 二〇、二九一、五〇〇	約 二、二九一、〇〇〇	約 九七〇、三〇〇
一九三七—三八年度	約 二五、四四八、二〇〇	約 二、五一二、五六七	約 一、二七〇、〇〇〇

伊國陸軍豫算を我が國のものと比較するには、特に左の點に注意を要する。

- 1 空軍豫算と陸軍豫算は各獨立して居る。
- 2 憲兵の行政、司法及警察執行費は内務省豫算に計上してある。
- 3 植民地陸軍の費用は、植民省豫算に計上してある。

4 護國義勇軍、税關兵團は、陸軍より獨立しあるを以て、其費用は大蔵省豫算に計上してある。尙「エチオピア」遠征軍費は約八十億利に達した。

滿洲國事情

支那事變と日滿不可分關係

政治、軍事關係

支那事變勃發以來滿洲國に於ては日滿議定書に則り官民一致して我が國を支持してゐる。即ち滿洲國國務總理大臣は事變勃發直後の七月二十日同國民衆に對し諭告を發し日滿共同防衛の大義に基づき官民相結束して一糸亂れず全面的に日本を支援すべき旨を諭し、同日治安部大臣は佈告を發して今次事變に際し滿洲國人がその言動を慎むべきことを諭し官民相協力して國內の治安を亂すが如き謀略の防遏及び事態の闡明に努めた。

支那事變勃發以來滿洲國に於ては日滿議定書に則り官民一致して我が國を支持してゐる。即ち滿洲國國務總理大臣は事變勃發直後の七月二十日同國民衆に對し諭告を發し日滿共同防衛の大義に基づき官民相結束して一糸亂れず全面的に日本を支援すべき旨を諭し、同日治安部大臣は佈告を發して今次事變に際し滿洲國人がその言動を慎むべきことを諭し官民相協力して國內の治安を亂すが如き謀略の防遏及び事態の闡明に努めた。

同國が我が政府と所信を同じくし特に蒙疆、北支等諸政權の發展興隆に協力し更に進んで新興支那政府の建設を支援し、眞に日滿支三國共榮提携、東亞復興の大業に邁進せんことを切望する旨同國の態度を更に明確にしてゐる。かくの如くして滿洲國は數次の機會に其の態度を明らかにしてこれを實行に表はし、或は日滿共同防衛の見地に於て同國軍の一部を熱河省境を越えて出動せしめ察南治安工作に任じ、或は昨年七月より八月に亘り全滿防空演習を實施する等あらゆる努力を惜まず我が國策に全幅の支持を寄せてゐる次第である。

經濟關係

日滿兩國の經濟的關係は逐年緊密の度を深めてゐる。殊に近年國際情勢緊迫の結果は兩國經濟の合理的融合が一層切實なる問題となり來つたのであるが、支那事變勃發に伴ひ我が國經濟の戰時體制への急速移行と共に日滿經濟一體化は茲に愈々最高度に發揚され

なければならぬ情勢となつたのである。

我が國に於ては事變對處の爲物資の需要が急速に増加し就中多額の軍需品工業原料を海外より輸入せねばならなくなつた。然しながら國際收支の情勢に鑑みれば貿易統制、爲替管理等あらゆる手段を盡して極力不要不急品等の輸入抑制に努むると共に全力を擧げて生産力の擴充を圖らねばならぬ。幸にして日滿兩國の經濟關係は我が國の資本技術を滿洲國に供給して同國の資源を開發し、その重要原料資源を我が國に輸入する關係にあるを以てこの際此の緊密關係を一層擴充して滿洲國の原料資源の開發輸入を圖り以て我が國不足資源の補填に資すべきであらう。この情勢に鑑み滿洲國に於ては滿洲重工業開發株式會社の設立となり、産業五年計畫に所要の積極的修正を加へ生産力擴充を更に極度に増進せんとし就中鐵、石炭、液體燃料、金、バルブ等の如き重要資源の開發には全能力を動

員して以て我が國策に寄與せんとしてゐる。

滿洲國建國以來同國の經濟建設の爲には我が國はあらゆる支持支援を續けて來たものであり従つて今次事變に際會して微動だもしない同國經濟の安定は、我が國に負ふところ大なるものがあると共に、又同國經濟が我が國に寄與して居ることの一端は叙上の通りである。かくして日滿經濟一體化の具現により我が國經濟は安固を期し得べく我が國は事變解決最終目的達成の爲長期抗戰に悠々對處し得るものである。かくの如く不可分關係にあるが故に、滿洲國は今大事變に際しても我が國と一體となりこれに對處してゐる次第であつて、既に述べたものゝ外我が國が事變對處のため採り來つた政策に相呼應して諸種の措置を講じ以て非常時局を克服せんとして居る。

支那事變と民心の動向

支那事變發生以來の滿洲國一般民心

の動向は官憲並びに協和會等の指導宜しきを得たる爲よく事變の真相を理解し居るものゝ如く、極めて平穩にして今更ながら支那各地に出動した皇軍の迅速果敢なる行動に驚嘆してゐる。又積極的に獻金等をなすものも尠くない有様である。全滿各地に於ては市民大會又は省民大會等を催し多數滿人會合して皇軍支持の氣勢を擧げて居る。又八月二十三日には新京に於て滿洲國人民大會を開催して皇軍感謝文を議決したことやその他各地に於ける戰捷祝賀人民大會の開催等は人民の皇軍支持熱が愈々旺となつたことを物語るものであらう。

なほ滿洲國當局に於ても十月十三日より十九日迄國民精神總動員週間として我が國に相呼應し全滿一齊に精神作興運動、統後の後援の強化持續及び非常時經濟政策への協力を圖る等事變に對する心構への程が察知し得られる。これを要するに滿洲國は今大事變に際會して何等の不安動搖を來すことな

く擧つて我が國を支持支援し本事變を契機として政治的に、經濟的に日滿一體關係を一層強化促進するの機運に向ひつゝあることは誠に欣快に堪えぬところである。

滿洲國皇帝ノ即位詔書

奉

天承運ノ皇帝詔シテ曰ク我國、基ヲ肇メ國ヲ滿洲ト號シテ茲ニ二年、天意ノ愛民ニ厚ツキ友邦ノ仗義ニ頼リ、其始メ凶殘虐ヲ肆ニシ安忍兵ヲ阻ミ無辜天ニ籲フモ能ク自ラ振フコトナカリシニ、日本帝國群疑ヲ冒シテ避ケス、衆咎ヲ犯シテ辭セス、事ハ解懸ニ等シク功ハ援瀾ニ同シ、朕藐躬ヲ以テ乃チ天眷ヲ承ケ、我ニ尺柄ヲ假シ我ニ丘民ヲ援ケ、流亡漸ク集マリ其驅歌ヲ興シ、丘氣潛銷シ化シテ日月ト爲ル、夫レ皇天親ナク惟タ德是レ輔ク、而シテ生民欲アリ主ナケレハ乃チ亂ル、位ヲ正サンコトヲ願請シ、詢謀僉ナ同シ、敢テ天命ヲ敬

承セサランヤ、其大同三年三月一日ヲ以テ皇帝ノ位ニ即キ改メテ康徳元年トシテ仍ホ滿洲ノ國號ヲ用ユ、世難未タ艾キス何ソ敢テ苟安セン、有ラユル守國ノ遠圖、經邦ノ長策ハ常ニ日本帝國ト協力同心以テ永固ヲ期スヘシ、凡ソ統治ノ綱要成立ノ約章ハ一ニ其舊ノ如シ、國中ノ人民種族各異ルモ此レヨリ心ヲ推シテ腹ニ置キ利害與ニ共ニス、此言ヲ渝エサル敵日ノ如キ有リ朕カ命ヲ替ルコトナカレ成ラシテ聞知セシム

御名 御 璽

康徳元年三月一日

回鑾訓民詔書

朕登極ヨリ以來亟ニ躬カラ日本皇室ヲ訪ヒ修睦聯歡以テ積慕ヲ伸ヘンコトヲ思フ今次東渡宿願克ク遂ク日本皇室懇切相待テ備サニ優隆ヲ極メ其臣民熱誠迎送亦禮敬ヲ殫竭セサルナシ衷懷銘刻殊ニ忘ルル能ハス深ク維フニ我國建立

御名 御 璽

康徳二年五月二日

滿洲國建國宣言

惟フニ我カ滿蒙各地ハ邊陲ニ屬シ開國綿遠ナリ。諸レヲ往籍ニ徵シテ分併積フヘシ。地質膏腴、民風樸茂、開放ヲ經ルニ迫ンテ生聚日ニ繁ク、物產豐饒實ニ奧府トナル。乃チ辛亥革命自リ共和民國成立以來、東省ノ軍閥ハ中原變亂ノ機ニ乘シテ、政權ヲ攫取シ、三省ニ據リテ己カ有トナシ、豺狼相繼キ、竟ニ將ニ廿年ナラントス。狼鷹貪婪、驕奢淫佚、民生ノ休戚ヲ顧ミルコトナク一ニ惟レ私利ヲノミ是レ圖ル。内ハ則チ暴飲橫征、恣意揮霍、以テ幣制紊亂、百業凋零ヲ致セリ。且復時ニ野心ヲ逞ウシテ兵ヲ關内ニ進メ、地方ヲ擾害シ、民命ヲ傷殘ス。一再敗屢スルモ尙後悔セス。外ハ則チ信義ヲ踐棄シ、盟ヲ隣邦ニ開キ、夙ニ親仁ノ規ヲ昧マシ、專ラ取ツテ排外ヲ事ト爲ス。加フルニ警政修マラサルヲ以テ、盜匪ノ橫行四境ニ遍ク、至ル處、擄掠焚殺シテ村里一空、老若溝壑、餓殍塗ニ載

ス。我カ滿蒙三千萬民衆、命ヲ此ノ殘暴無法ノ區域内ニ託スルハ死ヲ待ツノミ、何ソ能ク自ラ脱センヤ。今ヤ何ノ幸ソ、手ヲ隣師ニ借リテ茲ニ醜類ヲ驅リ、積年軍閥盤踞シ、秕政萃聚セル地ヲ擧ケ一旦ニシテ之ヲ廓清ス。此レ天我カ滿蒙ノ民ニ蘇息ノ良機ヲ予ヘシナリ。吾人ノ當ニ奮然トシテ興起シ邁往無前、以テ更始ヲ圖ルヘキノミ。是ヲ惟フニ内、中原ヲ顧ミレハ改革自リ以還、初メハ則チ群雄角逐シテ爭戰頻年、近クハ則チ一黨專橫ニシテ國政ヲ把持ス。何ヲカ民生ト云フ、實ニ之ヲ死ニ置クナリ。何ヲカ民權ト云フ、唯利ヲ是レ專ラニスルナリ。何ヲカ民族ト云フ、但シ黨アルヲ知ルノミ。既ニ曰ク天下ヲ公ト爲スト。又曰ク黨ヲ以テ國ヲ治ムト。矛盾乖謬自ラ欺キ、人ヲ欺ク。種々ノ詐偽ハ究詰スルニ勝ヘス。比來内閣迭々起リ、疆土分崩シ、黨且自ラ存スル能ハス、國何ソ能ク顧ミラレン。是ニ於テ赤匪橫行シ、災禍屬リニ告ク。毒、海内ヲ痛マシメ、民怨

沸騰シ政體ノ不良ヲ痛心疾首セサルハ無シ。而シテ曩昔ノ政治清明ノ會ヲ追思ス。直ニ唐虞三代ノ遠キ如キハ幾及スヘカラス。此レ我カ各友邦ノ共ニ目睹シ、而シテ同シク感慨ヲ深ウスル所ナリ。夫レ二十年試驗ノ得ル所ヲ以テスレハ、其ノ結果一ニ此ニ至ル。亦廢然トシテ返ルヘシ矣。乃チ猶疾ヲ諱ミ醫ヲ忌ミ、其ノ舊惡ヲ怙ミ、詞ヲ民意ノ從新未タ退仰スヘカラサルニ藉ランカ、然ラハ則チ其ノ之ク所ヲ縱ニセハ浸ク共產ニ至ルノミニ非ス、自ラ亡國滅種ノ地ニ陥リテ己マサラン。今我カ滿蒙民衆ハ天賦ノ機緣ヲ以テ、力メテ振拔ヲ求メ、自ラ政治萬惡國家ノ範圍外ニ脱セサレハ、熱必ス胥ヒ載セテ溺ニ及ヒ、同盡ニ歸サンノミ。數月來幾度カ奉天、吉林、黑龍江、熱河、東省特別區、蒙古各聯盟旗ノ官紳士民ノ集合ヲ經テ、詳ニ研討ヲ加ヘ、意思既ニ一致ニ趨ク、以爲ヘラク爲政ハ多言ヲ取ラス、只實行如何ヲ視ルノミ。政體ハ何等ヲ分タス、只安集ヲ以テ主

ト爲ス。滿蒙ハ舊時本ト別ニ一國ヲ爲ス。今ヤ時局ノ必要ヲ以テ自ラ樹立ヲ謀ラサル能ハスト。應ニ即チ三千萬民衆ノ意向ヲ以テ即日宣告シテ中華民國ト關係ヲ脫離シ、滿洲國ヲ創立ス。茲ニ特ニ建設綱要ヲ將テ中外ニ昭布シ、咸ク聞知セシム。竊ニ惟フニ改ハ道ニ本ツキ、道ハ天ニ本ク。新國家建設ノ旨ハ一ニ以テ順天安民ヲ主ト爲ス。施政ハ必ス真正ノ民意ニ徇ヒ、私見ノ或存ヲ容サス。凡ソ新國家領土内ニ在リテ居住スル者ハ皆種族ノ岐視尊卑ノ分別ナシ。原有ノ漢族、滿族、蒙族及日本、朝鮮ノ各族ヲ除クノ外、即チ其他ノ國人ニシテ長久ニ居留ヲ願フ者モ亦平等ノ待遇ヲ享クルコトヲ得。其ノ應ニ得ヘキ權利ヲ保障シ、其ヲシテ絲毫モ侵損アラシメス。竝ニ力ヲ竭クシテ往日黑暗ノ政治ヲ鏟除シ法律ノ改良ヲ求メ、地方自治ヲ勵行シ、廣ク人材ヲ收メテ俊賢ヲ登用シ、實業ヲ獎勵シ、金融ヲ統一シ、富源ヲ開闢シ、生計ヲ維持シ、警兵ヲ

訓練シ、匪禍ヲ肅清セム。更ニ進ンテ教育ノ普及ヲ言ヘハ、常ニ福教ヲ是レ崇フヘシ。王道主義ヲ實行シ必ス境内一切ノ民族ヲシテ熙熙皞皞トシテ春臺ニ登ルカ如クナラシメ、東亞永久ノ光榮ヲ保チテ世界政治ノ模範ト爲サム。其ノ對外政策ハ即チ信義ヲ尊重シ力メテ親睦ヲ求メ、凡ソ國際間ノ舊有ノ通例ハ遵守ヲ敬謹セサルコトナシ。其ノ中華民國以前各國ト定ムル所ノ條約、債務ノ滿蒙新國領土以内ニ屬スルモノハ、皆國際慣例ニ照シ繼續承認シ、其ノ自ラ我カ新國境内ニ投資シテ商業ヲ創興シ利源ヲ開拓スルコトヲ願フモノ有ラハ、何國ニ論ナク一律ニ歡迎シ、以テ門戶開放機會均等ノ實際ヲ達セム。以上宣布セル各節ハ、新國家立國主要ノ大綱ナリ。新國家成立ノ日ヨリ起リ、即チ當ニ新組織ノ政府ニ依リテ其ノ責任ヲ負フヘシ、極メテ誠懇ナル表示ヲ以テ、三千萬民衆ノ前ニ向ヒ實行ヲ宣誓ス。天地昭鑑、此ノ言ヲ渝フルコトナシ。

大同元年三月一日

滿洲國政府

滿洲帝國政府組織法要綱

(康德元年三月一日)

- 第一條 滿洲帝國ハ皇帝之ヲ統治ス
- 第二條 皇帝ノ尊嚴ハ犯サル、事ナシ
- 第三條 皇帝ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ本法ノ條項ニヨリ之ヲ行フ
- 第四條 國務總理ハ皇帝ヲ補助シソノ實ニ任ス
- 第五條 皇帝ハ立法院ノ翼贊ニヨリテ立法權ヲ行フ
- 第六條 皇帝ハ法律ニヨリ法院ヲシテ司法權ヲ行ハシム
- 第七條 皇帝ハ公共ノ安寧福利ヲ維持増進シ又ハ法律ヲ執行スル爲命令ヲ發布シ又ハ發布セシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ變フル事ヲ得ス
- 第八條 皇帝ハ公安ヲ維持シ非常ノ災害ヲ防遏スルタメ立法院ヲ召集スルコトヲ得サル場合ニ於テ參議府ニ諮

詢シ法律ト同シ效力ヲ有スル緊急勅令ヲ發布スルコトヲ得但シコノ勅令ハ次ノ會期ニ於テ立法院ニ報告ス

第十條 第十三條 皇帝ハ宣戰媾和又ハ條約締結ノ權ヲ有シ陸海軍ヲ統率シ勳章ソノ他ノ榮典ヲ授與シ大赦特赦減刑及ヒ復權ヲ行フ

第十五條 參議府ハ左ノ事項ニ關シ皇帝ノ諮詢ヲ俟テ其ノ意見ヲ奏請ス

(一)法律 (二)勅令及帝室令 (三)豫算及豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスノ件 (四)列國交渉ノ條約約束並ニ皇帝ノ名ニ於テ行フ對外交言 (五)重要ナル官吏ノ任免 (六)其ノ他重要ナル國務

第十六條 參議府ハ重要ナル國務ニ關シ皇帝ニ意見奏請スルコトヲ得

第十七條 凡テ法律案豫算案及ヒ豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ハ立法院ノ覆登ヲ經ルコトヲ要ス

第二十條 立法院ハ皇帝毎年之ヲ召集常會ノ會期ハ一個月トス但シ必要ア

ル場合ハ皇帝之ヲ延長スルコトヲ得

第二十四條 立法院ノ議決セル法律案及豫算案ハ皇帝之ヲ裁可シ公布施行セシム

立法院法律案又ハ豫算案ヲ否決セルトキハ皇帝理由ヲ示シテ之ヲ再議ニ附シ仍ホ改メサルトキハ參議府ニ諮詢テソノ可否ヲ裁決ス

第二十六條 國務院ハ諸般ノ行政ヲ掌理ス

第二十九條 法律勅令軍令及國務ニ關スル詔書ハ國務總理及主管ノ各部總長之ニ副署ス

第三十六條 未タ立法院ヲ組織セサル間皇帝ハ參議府ニ諮詢シ法律ト同一ノ效力アル勅令ヲ發布シ及豫算ヲ定メ及豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスコトヲ得

帝位繼承法
(康德四年三月一日)

第一條 滿洲國ノ帝位ハ康德皇帝ノ男

系子孫タル男子永世コレヲ繼承ス

第二條 帝位ハ帝長子ニ傳フ

第三條 帝長子在ラザルトキハ帝長孫ニ傳フ

帝長子及ソノ子孫皆在ラザルトキハ帝次子及ソノ子孫ニ傳フ

以下皆之ニ例ス

第四條 帝子孫ノ帝位ヲ繼承スルハ嫡出ヲ先ニス

帝庶子孫ノ帝位ヲ繼承スルハ帝嫡子孫皆在ラザルトキニ限ル

第五條 帝子孫皆在ラザルトキハ帝兄弟及ソノ子孫ニ傳フ

第六條 帝兄弟及其子孫皆在ラザルトキハ帝伯叔父及其子孫ニ傳フ

第七條 帝伯叔父及其子孫皆在ラザルトキハ最近親ノ者及其子孫ニ傳フ

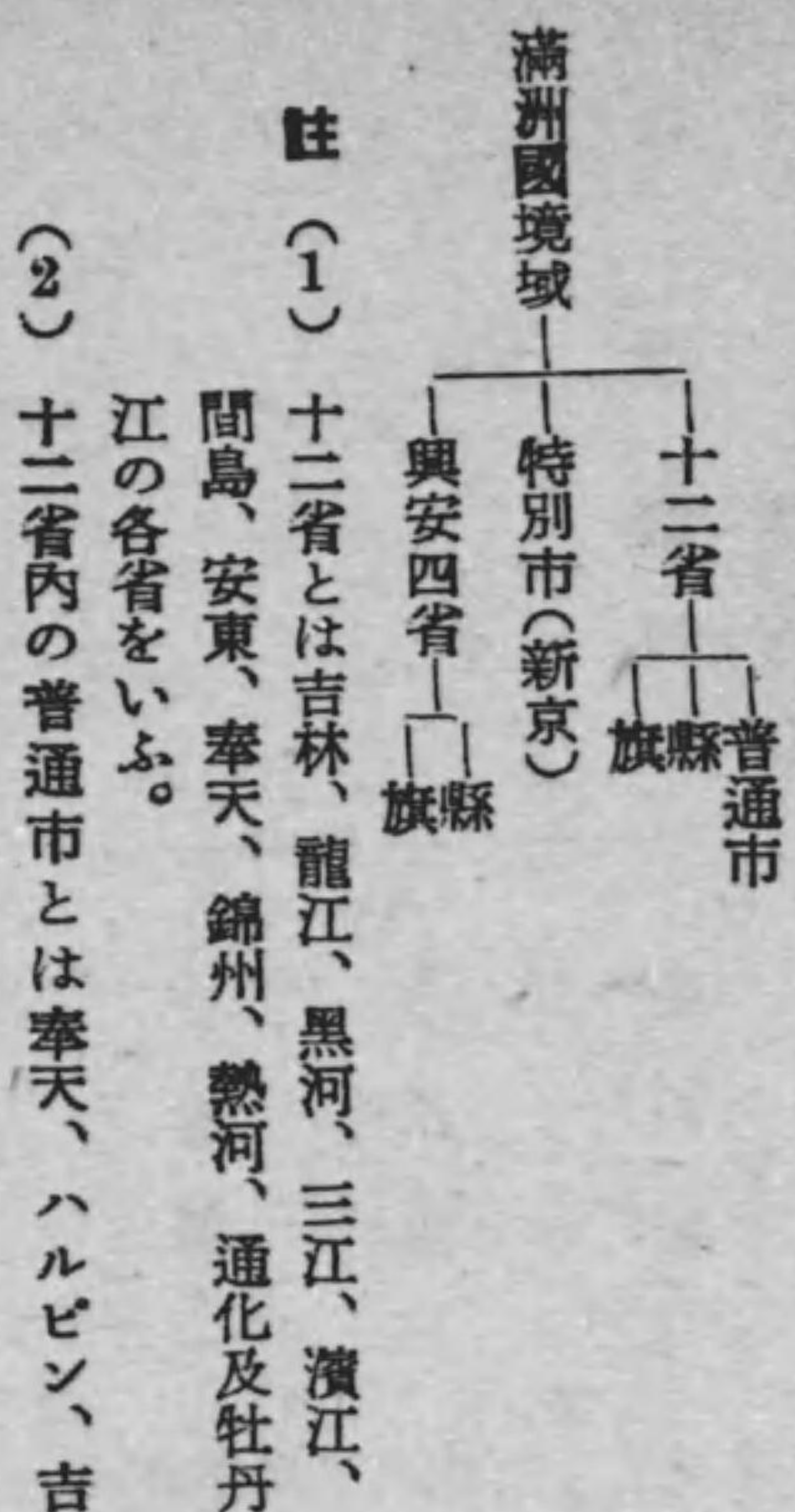
第八條 帝兄弟以上ハ同等内ニ於テ嫡ヲ先ニシ庶ヲ後ニシ長ヲ先ニシ幼ヲ後ニス

第九條 帝嗣精神若ハ身體ノ不治ノ重患アリ又ハ重大ノ事故アルトキハ參議府ニ諮詢シ前數條ニ依リ繼承ノ順

序ヲ換フルコトヲ得

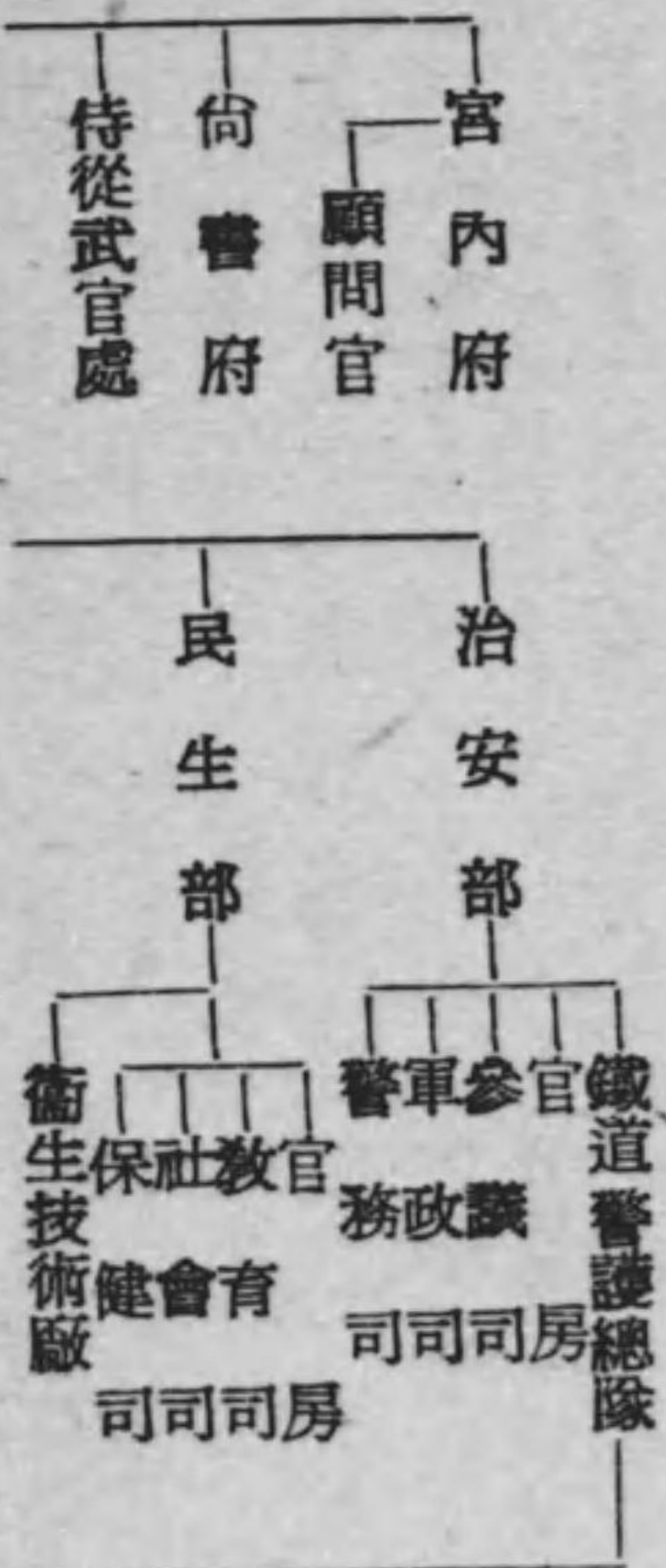
第十條 帝位繼承ノ順位ハ凡テ實系ニ

地方組織



據ル 附 則

滿洲帝國政府組織一覽表



省

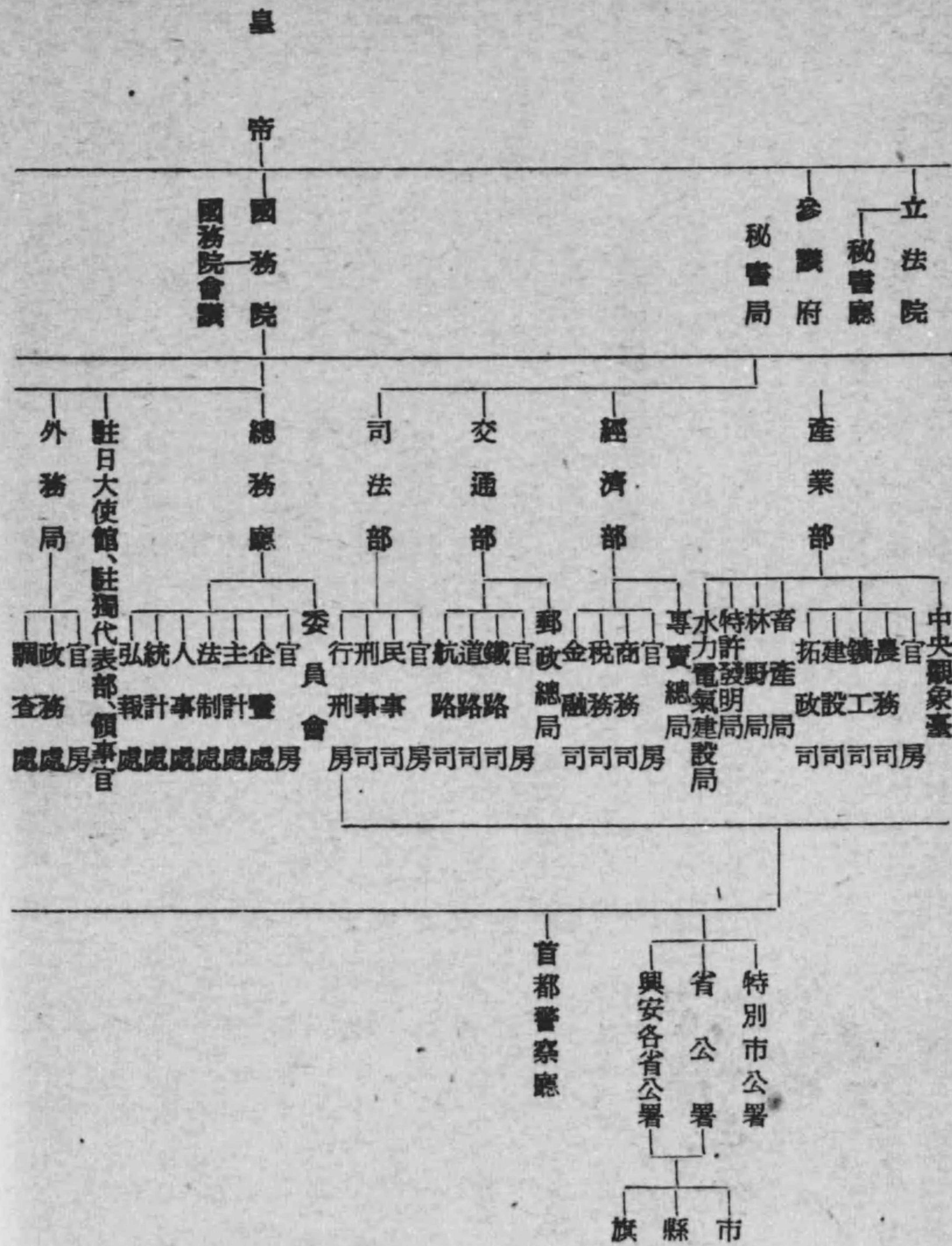
省公署の機構

- 總務廳
- 民政廳
- 警務廳
- 實業廳
- 教育廳

備考 地方の狀況に依り必ずしも五廳を置かず。

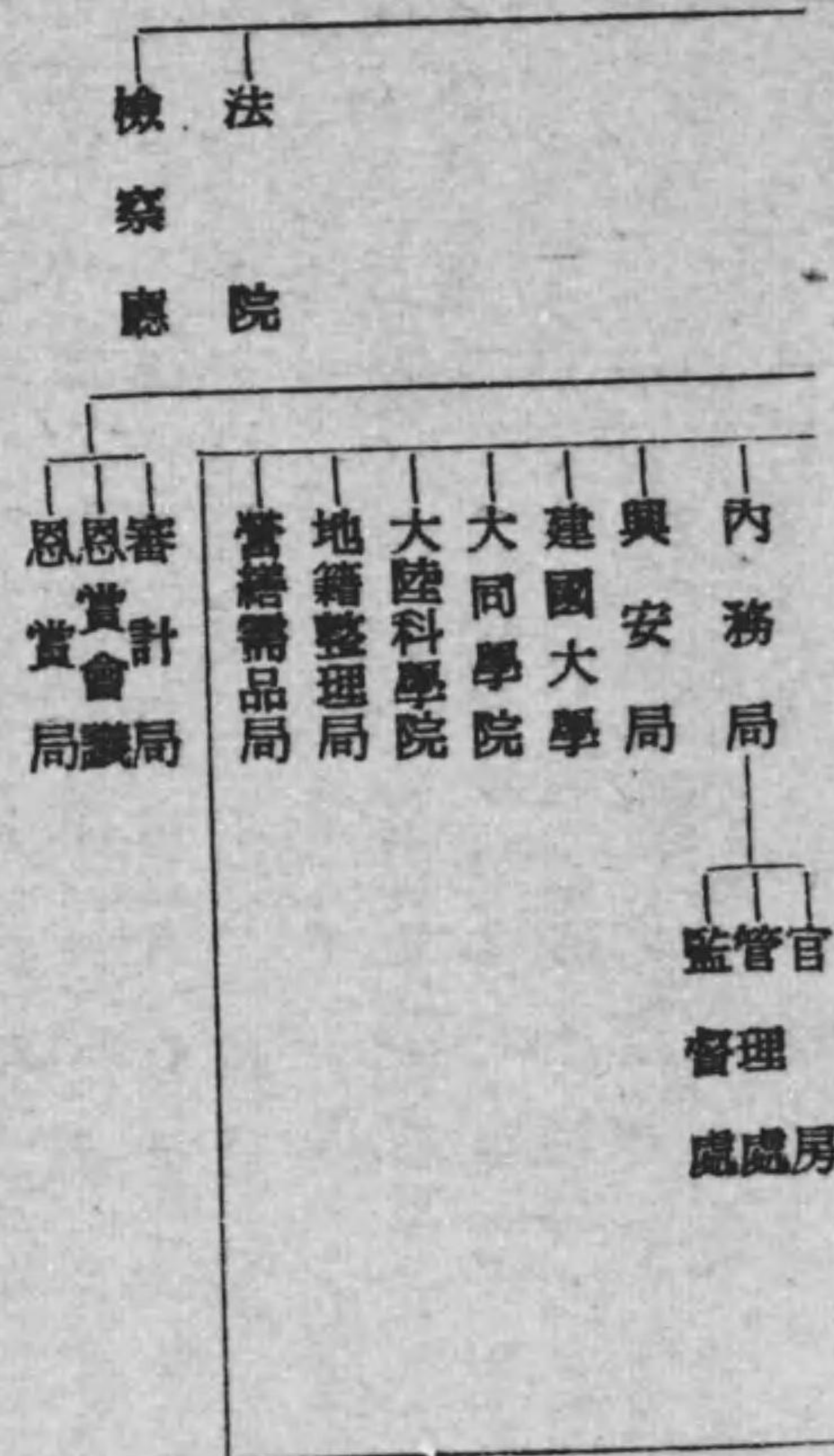
林、齊齊哈爾、撫順、營口、鞍山、四平街、遼陽、鐵嶺、牡丹江、錦州、佳木斯、の十三市をいふ。

本法ハ公布ノ日ヨリコレヲ施行ス



協和會運動

協和會は滿洲事變前舊東北政權の暴政に對し、滿洲三千萬民衆が奮起せし事態に其の成立の端を發してゐる。即ち事變前に於ける滿洲青年聯盟及大雄峰會の運動がそれであり、事變直後に於ける自治指導部の成立及び其の建國運動がそれである。自治指導部は或は日本軍の討匪に隨伴し、或は舊軍閥暴政の汚毒を肅正しつゝ、建國精神を思想的に教化的に政治的に實踐具現するこ



とを生命として建國の聖業に參與し、五族協和、王道政治を基調とする獨立國家の完成に努力したので、現在其の分會数は約三千會員百二十萬を有す。大同元年三月建國成るや、自治指導部の一半は官に入つて政府の要所に就き、一半は野に在つて協和會を結成した、即ち同年七月二十五日である。かくして協和會は建國の理想に基く、政府の精神的母體として表裏一體となり、官吏はすべて協和會精神の體得者として、愈々建國精神の顯現發揚に邁進し

つゝあるものである。その構成左の如し。

- 一 新京に中央機關を置き、中央本部委員會を置く。
- 二 省、縣に省、縣本部を、首都及特定都市に首都、都市本部を置く。
- 三 會の組織は單位を分會とし、其の下に班を設けることを得
- 四 全國、省、縣の各級聯合協議會及支部聯合協議會を置く。
- 五 會の經費は會費、國庫補助金及事業收益金等を以て充つ。

六 會長は國務總理之に當る。

外交

滿洲國政府は、建國直後即ち大同元年三月十二日、日本を始め世界主要國家五十二國に對して通牒を發し、其の建國を通告すると共に、其の對外政策の基本原則を宣明し、列國の正式承認を求めた。然るに當時國際聯盟は頑として之が承認に反對し、彼のリットン調査團の歪曲せる報告に基き、遂に滿洲國不承認を可決するに至つた。併しながら其の儼然たる事實と、其の中外に對する公正なる態度とは、假令聯盟の決議ありとするも久しく同國を孤立せしめ得べきにあらず。爾來正式に滿洲國を承認せる國は、日本、エル・サルバドル共和國、ドミニカ共和國及び羅馬法王國に過ぎなかつたが、昭和十二年十一月二十九日遂に伊太利の正式承認となり、引つゞき十二月二日西班牙フランコ政權と相互の承認を交換し爾餘の諸國も漸次滿洲國と各種の關係

を結んで事實上の承認を見つゝあり、聯盟の原則も今や全く有名無實に終らんとしてゐる。

今列國との關係を少しく具體的に述べれば次の通りである。

日本 滿洲國と日本帝國との關係は密接不可分、固より他の國家と之を同日に論ずべきではない。帝國は、大同元年九月十五日東亞永遠の平和を確立するため率先滿洲國を承認し、日滿議定書に依り共同防衛の盟約を締結し、之に依つて兩國提携の基礎は永遠に確立せらるゝに至つたのである。

爾來兩國は協力盡心東亞の平和確保と兩國國民共存共榮の理想實現に努力を續けつゝあるが、康徳元年六月、帝政實施せらるゝや、天皇陛下に於かせられては特に御慶祝の思召を以て、秩父宮殿下を御名代として御差遣あらせられ、又翌二年四月（昭和十年）皇帝陛下には御親しく御訪日あらせられ、日本朝野の熱誠なる歓迎を受けさせられ御歸國後は國民に回鑒訓民の詔を賜は

り、兩國は一徳一心、永遠萬代に播ぎなき基礎を固むるに至つたのである。

今や兩國國民は内治、外交、軍事、外交、産業、交通其他各般の事項に亘り善々共存共榮の理想に邁進しつゝあるが、更に支那事變の勃發に方つては、滿洲國軍は自ら進んで皇軍と協力活躍し、其の狀況は既述の通りである。更に日本が滿洲國に於て有する治外法權は已に本年十二月一日より全面的に撤廢せられ、兩國不可分の關係は日を逐ふて愈々緊密を加へつゝあるのである。

エル・サルバドル共和國 同國は聯盟の一員なるに拘らず、康徳元年三月三日逸早く滿洲國を正式承認し、滿洲國人の同國入國を無制限に容認した。

羅馬法王國 康徳元年五月十八日、吉林省駐在布教監督ガツペ司教は、羅馬法王國は滿洲を支那より分離した獨立布教區とし、同司教を臨時布教代表に任命した旨通告し、更に八月二日法王國は正式文書を以て之を承認し、滿洲國に於けるカトリック宣教師は滿洲

國政府の方針に則り、滿洲國民の智的並道德的進歩に寄與すべき旨通告し來つた。

ドミニカ共和國 康徳元年十月二十六日附同國大統領より、滿洲國 皇帝陛下宛親書及外交總長より公信あり、右親書には「現に滿洲國とドミニカ共和國との間に存する友好親善關係の愈々緊密鞏固を冀さんことを熱望する旨披露してあり、之に對し翌二年二月二日 皇帝陛下より御親書を以て同一趣旨の御回答を發せられた。

伊太利 伊太利は康徳三年十二月滿洲國と協定し奉天に總領事館を設置し、正式承認の第一歩を印したが、昭和十二年十一月、日獨間の防共協定に参加するや帝國と不可分關係に在る滿洲國を列國に率先して正式承認するに決し、同月二十九日、滿洲國政府に對し「極東に於ける新興國家たる貴國を正式に承認し、日・伊・滿三國の友好關係を一層緊密ならしめんとす」る旨を以て正式の宣言を通達し、在奉天總

領事館を公使館に變更總領事を一先づ代理公使に任命した。

西班牙 西班牙防共の聖戰に奮闘しつゝあるフランコ政權に對し、日本帝國は昭和十二年十二月一日正式承認を通告したが、滿洲國並フランコ政權は越えて十二月二日相互に正式承認を通過し、かくして新興滿洲國は着々列國の間に其の眞價を發揚しつゝあるのである。

蘇聯邦 蘇聯邦は未だ正式に滿洲國を承認しては居ないが事實上承認の態度を採つてゐる。即ち日本の斡旋に依る北鐵讓渡交渉は一年有餘の曲折を経て康徳二年三月正式調印を見、また黒龍江その他に關する水路協定はその前年九月締結に成功した。たゞ國境方面に於ける紛争が絶えず繰返され、之が紛争の解決及び國境の劃定等に関し交渉繼續中なるも早急に解決の見込なく反つて彼の極東軍備は年を逐ふて増強せられ、其の積極的態度は兩國關係の將來を多事ならしめる憂ふべき状態

ある。然るに康徳三年十一月、日獨防共協定成立と共に滿ソ關係も漸次惡化し來り、諸交渉も亦全國的に行惱み狀態となる。最近に於ける交渉案件は、建國以來國境に於ける不法行為五四六件の外、乾岔子島事件、ソ聯軍用機滿領不時著事件、張鼓峰事件、北鐵代償金最終割賦金支拂保留問題、領事館に對する壓迫行為、同館員逮捕事件、武寧黑河間交通遮斷其の他である。

中華民國 國民政府當局は失地回復の迷夢未だ醒めず、列國が表面聯盟の不承認原則を維持しつゝ實際に於ては滿洲國の儼然たる存在を無視し得ず、事實上之と接近しつゝある今日、日支直接交渉應諾の色を示さないが、滿支兩國民間の自然的關係は、國民政府の政策を以て久しく抑止し得るものではない。北支方面の民衆は既に滿洲國民の安居樂業の幸福を目撃して甚大なる影響を受け、曩に成立した冀東自治政府は康徳三年五月、使を派して修交を求め、兩政府間の關係は益々親密を加

へたのであつた。然るに偶々勃發せる支那事變に依り南京政權は既に北支より根本的に放逐せられた。事變の前途は果して如何に進展するか目下の所豫測し得ないが、滿支間に正當の外交關係が樹立せらるゝも單に時の問題に過ぎないであらう。

猶爾餘の英・佛・白・波蘭其他諸國も滿洲國との通商關係樹立に非常な關心を示しつゝある狀況である。

獨逸は滿洲大豆の消費國として従來より滿洲とは經濟的に深き關係を有す。滿洲國が建國後獨逸と公式の關係を有するに至りしは康徳二年（昭和十年）十月一日滿洲國と同國との間に通常郵便爲替の交換を開始せるに始まり、翌三年四月滿洲國政府當局と獨逸外國爲替管理局當局との間に「滿洲貿易協定」締結せられ、獨逸が事實上滿洲國を承認するに及び、兩國關係は頗る緊密の度を加ふ。然るに康徳三年十一月二十五日、日獨防共協定締結せられ、兩國が共産インターナショナル

の破壊工作に對し共同戦線を張るに及び、日滿議定書の條章に依り日本と共同防衛の盟を有する滿洲國も亦事實上該協定の一翼をなすに至り、康徳四年（昭和十二年）五月二十一日日滿貿易協定の有効期間を更に三ヶ年間延長し、同年九月滿洲中央銀行と獨逸オットー・ウオルフ財團間にクレジット協定成立し十一月獨逸ハンブルグ市に滿洲貿易振興會を設立し、康徳五年二月二十日には獨逸國會に於けるヒットラー總統の、滿洲國を正式承認する用意ある旨の聲明に次で、七月滿獨修交條約發布せられ、茲に滿獨間は愈々正式國交關係を確立するに至り、近く公使交換の運びとなつてゐる。

中華民國臨時政府との關係 康徳四年十二月十四日北京に成立せる臨時政府は翌五年一月二十二日排日高率關稅率の大幅引下げを行ひ、滿洲國を外國として取扱ふことを中外に聲明して、日滿支貿易開源の調整促進を企圖すると共に、滿洲國と特殊緊密なる關係に

ありし冀東防共自治政府をも合流せしめたる結果、政治、經濟共に直接密接不可離の關係を生じ、臨時政府よりは新京に通商代表辦事處を設置すべく代表の派遣を見、近く奉天及哈爾濱に辦事處開設の豫定にあり。

蒙疆聯合委員會との關係 委員會構成分子たる察南自治政府（張家口）及晉北自治政府（大同）蒙古聯盟自治政府の政策が何れも日滿兩國の國是と完全に合致する關係上、兩國との間に友好關係を確立する爲康徳四年十二月使節新京に於て交禮を遂げ、翌年七月上旬滿洲國は其の代表以下を任命して張家口に常駐せしめたり。

財政

舊軍閥時代の放漫な財政々策を改め、建國後は堅實なる財政を確立して通貨信用を維持し産業開發に資するといふ、所謂健全財政で押し進んで來たが、漸く基礎鞏固となり、四圍の情勢は國防産業の飛躍的發展を圖るの要切

なるものあり、康徳四年より積極的財政主義に轉換せり。幸ひ行政機構の改革、日支事變、或は治外法權撤廢等の重大案件も何等財政の基礎を動搖せしむることなく、其の弾力性を保持しつゝ各方面の生産擴充並に開發を行ひつゝあり。

文教

民生部にては軍閥政權時代の遺物たる舊學制を刷新し、本年一月より新學制を實施し、勤勞實踐主義を基調とし、黨國精神の明徴、日滿一徳一心民族協和の理念闡明、東方道徳涵養を圖りつゝあり。學校體系は初等教育、中等教育、高等教育の三階級に分れ初等教育

は國民學校、國民學舎、國民義塾及國民優級學校、中等教育は國民高等學校、女子國民高等學校、職業學校及師道學校師道特修科の各施設があり其の修養年限は初等教育四年乃至六年、中等教育四年制とし、高等教育には大學及師道高等學校あり三年乃至四年制とす。

日滿經濟プロック

日滿の經濟關係は、政治上國防上の兩國不可分關係の強化發展と共に飛躍的進展を續け、兩國經濟の共存共榮の原則に立ち、日滿經濟プロックの正當なる發展を基礎づけるべく、康徳二年七月十五日「日滿經濟共同委員會設置に關する協定」が調印された。

右協定は「日滿兩國の經濟上に於ける依存關係を永遠に鞏固ならしむるため、日滿兩國の合理的融合を實現することを目的とし、兩國各四名の委員を新京に置き兩國經濟の統制を圖らんとするものであつて、日滿經濟プロック強化上の劃期的事業と云ふべきである。

【日本の對滿投資】 先づ滿洲國自體の經濟建設並に日滿經濟プロック緊密化の最も根本的役割を演ずる日本の對滿投資に就いて見るに、滿洲國建國前の投資額は十七億五千萬圓に上り、列國對滿投資二十四億三千萬圓の七割二分に當つてゐたが、建國後は次の如く加速度的に増加した。

事變後の對滿投資一覽 (對滿事務局發表) (單位千圓)

	大同元年	大同二年	康徳元年	康徳二年	計
滿鐵株金拂込	111,000.0	21,000.0	11,000.0	11,000.0	154,000.0
同社債増加額	20,000.0	10,100.0	1,000.0	1,000.0	32,100.0
同借入金					
同金額					

同傍系會社債及借入金純増	1,200.0	30,450.0	38,875.0	21,015.0
新設會社株金拂込	11,151.5	6,840.0	25,955.5	11,020.5
滿洲國借款	110,000.0	50,000.0	110,000.0	110,000.0
同建國公債				10,000.0
同北鐵公債				20,000.0
同北鐵借入金				15,000.0
同特別事業公債				15,000.0
合計	237,351.0	131,190.0	366,110.5	205,711.5

備考 新設會社株金拂込中在滿投資額も相當含まる。

尙康德三年は二億六千萬圓で、五ヶ年合計十一億六千餘萬圓に上つてゐる。また其外に日本が滿洲事件費として支出してゐるものは、昭和六年（建國前年）より十一年（康德三年）まで總計十億六千七百餘萬圓に上つてゐる。

【産業の開發】 以上の如く日滿經濟ブロック緊密化の基底となるべき老大方なる日本の對滿投資の大部分は、滿洲國の産業開發その他各般の經濟建設資金に向けられ、滿洲國發展のため重大なる役割を演じてゐる。

尙滿洲國の産業開發に關しては、大同二年三月一日經濟建設要綱が發表せ

られたが、その根本方針は「無統制なる資本主義經濟の弊害に鑑み之に所要の國家統制を加へて資本の効果を活用し、以て國民經濟の健全且つ發刺たる發展を圖らんとす」るに在つて、就中「東亞經濟の融合合理化を目的として、まづ善隣日本國との相互依存の經濟的關係に鑑み、同國との協調に重心を置き、相互扶助の關係を益々緊密ならしむ」る旨を強調してゐる。

又滿洲國に於ける國防上、政治上或は經濟上の特殊性に鑑み、

(一) 國防上重要な産業、公共公益的事業及び一般産業の根本基礎た

る産業即ち交通々信、鐵鋼、輕金屬、金、石炭、石油、自動車、硫安、ソーダ、採木等は國營、公營又は特殊會社をして經營せしめ、

(二) 右以外の産業及資源等各般の經濟事項は民間の自由經營に任せ、

(三) たゞ(一)の内事業の性質に應じ時に或種の行政的統制を加ふることに。

以上の企業形態を採るが、既に日本資金に依り成立せる各種企業は、何れも日滿兩國國防資源の確保、國防設備の充實及兩國民生活に公共的關係を有するものが主となつてゐる。

而して以上は全く應急的處置に過ぎず、諸般の情勢は愈々之を法規化するの必要が感ぜられてゐたが、最近治外法權の撤廢、滿鐵附屬地行政權移讓の實施等に當面し、仍て康德四年五月一日重要産業統制法を公布し、統制の根據及内容を明かにし企業活動に明確なる指標を與へ、以て産業の健全且急速なる發展を圖ると共に、一方日滿兩國産業間に必要なる聯携調整を保持しめ兩國經濟の合理的融合を期することゝなつたのである。

【統制法の適用を受ける産業】

- 一 國防又は基礎産業—兵器、航空機、自動車、液體燃料、鐵鋼及其他金屬製煉業、炭鐵。
- 二 纖維工業—毛織物、綿糸紡績、麻製綿、麻紡績。
- 三 食料品工業—製粉、麥酒、製糖、油房。
- 四 化學工業—曹達、肥料、パルプ、燐寸。
- 五 窯業—セメント。

六 嗜好品工業—煙草等。

第二次開發計畫と其の經過

第一次建設を終つた滿洲國では、愈々茲に本格的開發に向つて發足せんとしてゐる。即ち康德三年十二月、滿洲國、關東軍及び滿鐵三者を總動員して立案された産業開發五年計畫がそれである。右計畫は康德四年より愈々左の要綱により實施されつゝある。

鐵工業部門 從來の産業開發の經過

に鑑み、此の部門に計畫の主たる力點が置かれることと言ふ迄もない。其の開發の方針は鐵、液體燃料、石炭、電力等の重要基礎産業、殊に國防上必要な鐵、液體燃料の開發に重點を置くことと共に、併せて飛行機、戰車、自動車其の他の國防上の重要産業の確立を圖ることとせられた。而して其の計畫第一年

に於ける實績を見るに、あたかも昨年後半に於ける支那事變の勃發は日本國の戰時體制への突入となつて、軍需産

業部門に於ける生産力擴充の強行は、愈々拍車をかけられることとなり、斯やうな軍事的需要の急増は、建設資材の不足又は著しい入手困難、或は技能者の拂底となつて現はれたために、相當部分の資材、技術の供給を日本に期待して居た本計畫の遂行は、大いなる困難に逢著したのであつて、殊に此の部門に於てはさうであつたのである。併し幸にして總體的には概して良好な成績を擧げることが出来た。即ち鐵鋼、電力、曹達灰の三に於ては豫想以上の好成績であり、又金、石炭、石炭液化を除いては輕金屬、鹽、パルプ、鉛、錫等何れも大體豫定通の計畫を終へたのである。

鐵鋼に就ては昭和製鐵所及本溪湖煤鐵公司をして其の生産を可能な限り擴張せしめると共に、東邊道其の他の地域に於ける鐵礦資源の調査を行ふべきこととせられたのであつたが、昭和製鐵所に於ては既に五年計畫擔當前から独自の増産計畫を實施しつゝあつたの

で、本計畫着手後に於ても順調な計畫の進捗を見、本溪湖煤鐵公司に於ても同様であつた。又東邊道に於ける資源調査も極めて有望な鐵礦脈を處々に發見することが出来、愈々第二、第三年度等今後の發展を確實に期待されることになつた。

石炭は滿鐵、本溪湖及滿洲炭礦をして既定計畫を遂行せしめると共に滿洲炭礦を中心に新炭田の開鑿に當らしめ、其の實績は滿炭關係に於ては新炭礦の開鑿、即ち出量の増加といふよりは出炭設備の完成に主力が注がれたために、豫定數量には達せず。滿鐵關係に於ても同じく豫定量に及ばず、唯本溪湖關係に於て比較的多くの増産を見たり。併し之を計畫當初の生産力に比較すれば、可なりの増産に成功したることとなつて居るのであつて、従つて需給關係には何等支障を生ずることなし。液體燃料は天然石油資源に乏しい日滿兩國の實狀に照して滿洲に賦する豊富低廉な石炭の利用及撫順其の他に

分賦する油母頁岩の乾搾によつて、人造石油の大量獲得を試みる外代用燃料としての無水酒精の製造によつて此の自給策を講ぜんとせり。先づ石炭液化に於ては第一年度に完成を見る等の四平街及撫順の二工場が、建設資材配給の不圓滑其の他の理由で完成するに至らず、間島及三姓に於ける液化企業化の計畫が更に礦質、礦量の、より精密な調査を必要とするため一應見合はされた外は、工場の建設より機械の手當等に至る迄順調に進捗し、且其の生産量に於ても相當の成績を收め世界に誇る滿洲の液化工業の躍進の第一歩を踏出した。酒精に就ても生産能力の改善其の他に於て順調に計畫が進められたばかりでなく、生産量其のものも亦前年度に比して可なりの増産を示した。金に就ては五年間に累計二億圓の採取量を擧げることを目標とせるも、第一年度に於ては採金労働者及技術者の不足のため豫定産出量には及ばなかつたが、前年に比しては格段の好成績を

收む。尙従前から可なり開鑿の進んで居る砂金の外に、更に山金の開鑿にも著手されたことは、産金計畫積極化の要望される折柄、政府の奨励策と相俟つて將來の成果を期待せしめるものがある。電力は産業開發計畫に伴ふ一般電燈電力及特殊工業の電力需要に應ずるため、現存發電設備を擴大しやうとするもので其の電源を主として水力に依らんとするものである。而して其の開鑿計畫は鴨綠江、松花江並に牡丹江の三水系を中心とする水力電源に向けられたが、鴨綠江に於ては滿洲鴨綠江水力發電會社、松花江に於ては水力發電建設局、牡丹江水系に於ては差當り開鑿容易な鏡泊湖に就て鏡泊湖水力電氣建設處の手によつて、夫々工事が進められ、何れも豫定通の進捗を見た。一方火力發電設備の増設に就ても、電力需要の増加に鑑みて豫定計畫を變更し、當初の計畫豫定能力を著しく増加せり。農畜産部門 農畜關係に於ては大

高粱、粟、玉蜀黍等在來の主要農作物に就ては耕作方法の改良、其の他技術的増産の方策を講ずると共に、特に米、小麥、大麥、燕麥、ルーサン、洋麻、亞麻、苧麻、棉花、黄色葉煙草、甜菜等の増産を行はんとするものであつて之がためには未耕地荒地の開墾による耕作面積の擴大と並行して、全般的に農事指導施設の整備擴充、農事合作社の設置等を通じて其の促進を圖ることとしたが、第一年度に於ては、大麥、陸稻、洋麻を除いては何れも凡て前年度の實績を突破したばかりでなく、又計畫豫定收量をも超えたものが尠からず水稻、粟、黄色葉煙草、大豆、棉花、玉蜀黍に於て最も好成績なり。

而して畜産關係に於ては馬匹、綿羊を主とし併せて牛、豚の改良増殖を行ふと共に、畜疫の猖獗によつて年々蒙る損害の甚大なものに鑑み畜疫の豫防制壓の徹底を圖ることとせり。昨年には於ては増産第一主義をモットーとして畜産實狀の調査、畜馬組合の新設或は綿

羊合作社の新設、獸醫、綿羊改良技術員其の他の畜産技術者の養成等に力を注いだ結果として馬匹綿羊の改良、羊毛の増産等に於て多少不成績であつた外は略々所定通の計畫を進め得た。交通通信部門 此の部門に於ける諸計畫は鑛工業、農畜産等他の部門に於ける計畫を側面的に推進する機能を果たすものであるが、鐵道、道路、港灣及通信等の各計畫に於て其の一部に勞力或は資材の不足によつて若干の工事遅延を見た外は、何れも所定の年次計畫を進捗せり。

資金部門 計畫第一年度の中途に於て、支那事變の勃發を見たことは日本の資金援助に多大の支障を來すべきものとして、頗る憂慮せられたのであつたが、日本朝野の本計畫に對する深い認識と兩國金融當局の適宜な處置とによつて先づ資金關係に就ては何等問題の發生を見なかつたのである。第一年度の實績に於て可なりの調達未済額が残されたがそれは凡て資材不足に原因

する事業の實施繰延によるものであつた。尙又資金の調達に當つて國內資金の動員せられた部分が豫期に反して大きかつたことは、滿洲國の對外貿易の伸暢と國內資本蓄積の増加とを物語るものとして、其の今後に於ける經濟力伸長を卜するに看過してはならない事實である。

産業五年計畫は其の第一歩を踏出したばかりで、廣汎且急激な客觀情勢の變化の故に全面的な修正を加へなければならなかつた。而して其の修正は主として鑛工業部門の諸計畫に加へられた。其の計畫の重點は依然として鐵鋼、石炭、液體燃料、電力、自動車、飛行機等に置かれて居るが、其の計畫目標は當初のそれに比して著しく擴大せられ一倍半乃至二倍と飛躍し、此等の外、金、アルミニウム、マグネシウム、亜鉛、鉛、銅等現時緊急の金屬に就ても殆ど倍量の目標擴大が行はれ、其の他全般的に當初の計畫目標は全く一新せられた。農畜産部門に於ては農家經濟

の實態を考慮し併せて食料資源の國內自足の徹底と滿洲特産の對外貿易増進の見地より計畫目標の全部的な改訂を斷行す。而して滿洲農産の大宗たる大豆の積極的増産が海外進出増進による國際收支改善の觀點から新しく採り上げられたことは、最も注目し値する。交通通信部門に就ても他部門の修正と關聯して其の内容に積極的な改訂を加ふることとなつて居る。此等に應じて資金部門に於ても今後の所要資金總額は當初の倍額たる五〇億圓餘と算定せられて居る。

移民事情

日滿兩國の不可分關係を強化する爲滿洲國に於ける邦人人口の増加を圖り、産業開發に資すると共に文化の向上、國防充實に貢獻し殊に我が窮乏農村匡救の一助として昭和七年初頭拓務省に於て滿洲移民計畫大綱を草案し、昭和七年十月以後約千八百名を試験移民とし數次に亘り入殖せしめ、昭和十

年に至り集團移民計畫を樹て第七十議會に於て大量移民案は重要國策の一として決定せらるゝに至り二十箇年百萬

戸移住計畫を立案し第一期計畫として昭和十二年度以降五ヶ年間に十萬戸入殖に着手せり。

年次	移民集團	自由移民	計
昭和十二年度	五、〇〇〇戸	一、〇〇〇戸	六、〇〇〇戸
昭和十三年度	一〇、〇〇〇戸	五、〇〇〇戸	一五、〇〇〇戸
昭和十四年度	一五、〇〇〇戸	六、〇〇〇戸	二一、〇〇〇戸
昭和十五年度	二〇、〇〇〇戸	八、〇〇〇戸	二八、〇〇〇戸
昭和十六年度	二〇、〇〇〇戸	一〇、〇〇〇戸	三〇、〇〇〇戸
計	七〇、〇〇〇戸	三〇、〇〇〇戸	一〇〇、〇〇〇戸

集團移民 に対する補助費は、渡航費の外固定資本約三分一を各戸に補助する外移民團組合補助金を合し一戸當一千圓を、自由移民に對しては渡航費を合し一戸當五百圓、其の他の移民に對しては一戸當八十圓を補助す。然して之に必要な土地、基礎的施設及資金融通は滿洲拓殖公社をして爲さしめ土地は一戸の耕地十町歩を標準とし外に共有地として放牧、採草の爲略々同面積を適宜附加す。移民團は通常三十

戸を以て一部落とし七乃至十部落を以て二百乃至三百戸の一村を構成するを標準とす。

募集並に訓練 集團移民は本隊と先遣隊に分れ先遣隊は移住地建設を促進し、其の經營を容易ならしむる爲本隊より一、二年前に渡滿し約一ヶ年の現地訓練を経て移住地に入殖す。募集區域は北海道、沖繩を除く各府縣にして現住地の市町村役場へ申込みば人物考查、並に身體検査の後適任者を採用さ

れ、各府縣農民道場其の他適當の所で約一ヶ月間訓練の後渡滿するものとす。

滿洲青年移民 我が國青年を以て大陸開拓の訓練を行ひ大陸國民を養成し諸民族と手を携へ王道樂土建設を目的とし、拓務省主催の下に滿洲國行政機關たる拓殖委員會と相俟て先づ昭和十三年度に約三萬人入殖の實行に着手せり、而して之が助成機關として内地關係を滿洲移住協會に、現地關係を滿洲拓殖公社之を擔任す。

應募及訓練 青年移民の應募資格者は算へ年十六歳以上十九歳以下にして身體強健意志鞏固なる全國青少年にして市町村長、學校長、青年團長其の他關係團體に申出づれば、體格検査の後適任者を採用し茨城縣内原にある訓練所に於て約二ヶ月間の訓練を経て渡滿せしめ、分散しある現地訓練所に於て三ヶ年間建設、開墾、農作に従事せしむるものにて耕地は一人當約二町歩とす。既定の現地訓練を終了せる青年移民は

其の大部分を集團移民に採用し補助金約一千圓及約十町歩の耕地を附與され或は自由移民として獨立するものとす

試験移民の狀況

第一次(樺川縣永豐鎮) 内地の東北方面十一縣の既教育在郷軍人の中、農業に經驗のある年齢三十歳未満のものから嚴に選抜した五百名が七年十月東京發、八年二月十一日紀元節當日入殖した。昭和十一年春から彌榮村と稱する。(十年十一月人員は戸主三三九名、家族三二九名)。

第二次(樺川縣湖南營) 八年七月東京附近から北陸へかけての十九府縣から第一次と同様に五〇〇名を選抜し、永豐鎮の南四〇キロの七虎力に入殖した。しかし此處では匪賊の爲め到底農耕出来なかつたので、翌九年三月湖南營に移つたものである。匪賊の犠牲は十一名の多きを出した。(十年十一月の人員は戸主三二五、家族三〇四名)此處はいま千振郷といふ。

第三次(綏稜北大溝) この特別農業

移民團は拓殖訓練所(第一、第二)及募集範圍を全國的とし、年齢も三五歳以下とし、更に必ずしも在郷軍人たるを要せず(特業者は四〇歳迄)とした事に異色がある。九年十月二五九名濱北線經由入殖五〇名は十年三月に入殖した。冬營中は屋舎の建築、薪の採取、耕作準備等に勞し十年に畑二二〇町、水田五〇町を耕作。第一次第二次の苦い經驗に顧み充分な準備をしたのと匪賊の危害少く、交通もいゝので順調である。(十年十一月の現員戸主二五八、家族一一二名)

第四次(密山縣哈達河及城子河) 全

國から募集した五〇〇名、凡そ第三次の條件で盛岡及友部訓練所で豫備訓練の上十年十月日本海經由三四名が着いた。近畿中國十六縣の分は兵庫縣北條で訓練、六一名が九月入殖、西部は熊本で訓練、この總員は同じく五〇〇名であるが大部分は十一年三月初旬入殖した。

第五次(永安宅、朝陽屯、黑臺) 全
國から募集した一、〇〇〇名で、内二五
〇名は先遣隊として昭和十一年六月及
九月の二回に現地に入植し、残餘の七
五〇名は本隊として昭和十二年二月よ
り三月に亘り入植した。

第六次(濱江省密山縣、虎林縣、綏稜
縣、三江省勃利縣、湯源縣、龍江省通
北縣下各地區)五、〇〇〇名にして内、
一、〇〇〇名は先遣隊として昭和十二
年三月に残餘四、〇〇〇名は同十三年
に現地に入植する等。

滿洲拓殖會社は公稱資本金五千萬圓
滿洲國、滿鐵、民間出資、農業團體移住
を取扱ふもので、吉林省所在の可耕未
墾地五百萬町歩をまづこれに充てる。

其他の移民

鐵路沿線移民 これは鐵道沿線の警
備を兼ねるもので、鐵道を對象とする
から大集團はなく今の處まだ試験時代
で、十年夏季吉線京圖線などに數ヶ處
入植した一〇—二〇戸の小團體であ

る。土地の用意が充分でないので、一
家族十町歩とし自活し得る迄は月四〇
圓を補給する。七年後には自己の所有
となる等である。

別種自由團體移民

別種の團體移民 別種の團體移民
は目下のところ三團體ある。天理村は
哈爾濱市外阿什河に設けた「天理教旨
による移民村」であることに異色があ
る、昭和九年十一月四三戸二〇五名が
入植、十年には二十五戸を加へ、人員
三三〇名となつた。十一年には全部で
百戸となつた。天昭團は東京市と關東
廳の援助で東京深川區天昭團にみた失
業者中から選抜、七年春關東州大房身
で實習、八年三月通遠錢家店南方の東
亞勸業所有地に小作人として入植し
た。後附近の逆産地を借受けて移つた。
第一期三〇、翌年の第二期二六指導者
其他と合して八九名。哈爾濱郊外志士
碑附近にあるものは同じく東京市が自
由労働者中希望の者から選抜して東京
府多摩川で一ヶ年訓練の上四十三名が
昭和十年五月入植した。

朝鮮からの移民は 滿洲國內に頗る
多い。これは第一に間島を中心とする
地帯と、それに次いで奉天省の東南
部に多い。殆ど全部が農民である。昭
和八年調によると作附面積は七萬三百
町歩、戸數一三萬餘戸に及んでゐる。

此等移民の大多數は自由移民である
が、昭和七年の大洪水の爲總督府は原
住地歸還の斡旋をしたが、更に拓務省
關東軍、滿鐵等の協力によつて亂石山
烏吉密(河東)、營口縣田庄臺、綏化の
四ヶ處に各二五〇戸乃至一千戸の安全
農村を作り、昭和十年には安東省柳河
縣其他に二次安全農村を作つた。朝鮮
からの爲には近く總督府が六分當保
證によつて鮮滿拓殖會社が出来、從來
の滿鐵出資の東亞勸業はこれに併合す
る事となつた。

自由農場移民團ではなく主として個
人又は個人的に農場の拓かれたものも
多い。其最も古いのは通遠縣の大倉組
奉天の榑原農場であらうが其後他に殆
どなく、近年の發展は京圖沿線を中心

として目覺しい、十年末において此方
面のみで十八農場に達する。

工業移民 として纏つたのは昭和十
年二月鞍山で五百名を契約した。此の
人々は二月から六月へかけて渡滿し
た。猶資源開發五ヶ年計畫遂行のた
め、滿洲國より大量の求人申込がある
ので、當局に於ては五ヶ年間に約十萬
人の鑛山工業労働者を入滿せしむるこ
とに決定してゐる。

治安

滿洲事變勃發前は約四萬内外の馬賊
全滿に分散跳梁せるも、建國當初に在
りては事變に伴ふ敗殘兵、保安隊及自
衛團等の違反匪化せるもの多く、其の
數實に三十數萬を算したりしも皇軍數
次の討伐により減少し目下蠢動しある
もの約一萬を算せらるゝに過ぎず。其
の分布状態は三江省約四千、通化省約
二千五百、奉天、濱江、熱河省に各數
百の小團體出沒し其の他の省は殆ど匪
影を見ず。而して此等匪團は殆ど思想

匪に屬し中國共產黨の指令に基き執拗
なる術策を用ひ東北抗日聯合軍組織下
に反滿抗日思想の宣傳、民心把握に努
め我が國赤化を標榜し、特に三江省通
化省に於ては山嶽地帯の密林地帯に蟠
踞山寨を構へ、屢々部落を襲撃し、爲
に治安今尙全からず。

匪賊の討伐

從來匪賊討伐は日滿軍
警察協同連繫下に行はれ逐次其の警察
裝備の整備、警備道路及警備電話の擴
充、朝鮮側國境方面に國境警察隊を設
置し、南滿には海上警察隊を又山嶽密
林伐採地域に森林警察隊を設けたる外
本年度より各治安不良縣に強力なる警
察遊撃隊を編成し討匪工作に従事しあ
り。

歸順工作

本年三月初旬より治安部
に直屬する特別歸順工作班を設け彼我
をして悔悛良民化することを努めたる
結果、三月以降の歸順者約千五百、押
收兵器小銃約千、輕重機關銃十三に及
ぶ。

保甲並に市街村自衛制度

從來暫行
保甲法により保甲民中青壯年を以て自
衛團を編成し警察官の指揮統制下に日
滿軍警の積極的討伐實施と相俟つて地
方の治安維持に當らしめたるも更に康
徳四年十二月市街村自衛法を公布し、
市街村に自衛の權能を附與し、警務機
關と協力の下に保甲機能合せ運營せ
しむることとせり。

戶口調査

康徳四年戶口調査擴充徹
底三ヶ年計畫を樹立し同年末暫行戶口
届出規則を制定し國民に居住届の義務
を負はしめたり。

集團部落建設

匪民分離を徹底せし
むる爲點在家屋を一地點に集結せしめ
之に鞏固なる防衛設備を施し現在迄の
建設完成數一萬部落を超え收容人口約
三百五十萬を算す。

警備道路建設

警察力の移動を便な
らしむる爲設けられたる道路にして本
春迄に建設路線千八百に上り延長約二
萬軒に達し、引續き建設續行中なるを
以て、本年度内には格段の飛躍的進展
を見るに至るべし。

民間銃器回収 滿洲國建國當時民間散在銃器數は無慮百數十萬挺を豫想せられたるを以て回収及沒收を勵行せる結果既に百四十萬挺を回収し尙未回収數約三十萬挺を豫想せらる。

その他 警備通信として有線電話、無線電話、等を設備し通信所は各省を通じ六十ヶ所餘數十を算す。

治外法權の撤廢及附屬地行政權移讓 昭和十二年十二月帝國政府は進んで治外法權の撤廢及附屬地行政權の移讓を斷行せり。但し兵事、教育、神社に關しては日本側に保留せられたるが諸般の見地より更に調整せられるに至るべし。

軍機保護法

滿洲國に於ては康徳四年十二月勅令軍機保護法を制定し更に本春同法施行規則等の關係法規を整備せり。茲に於て日滿共同防衛の爲滿派駐屯に伴ふ日本軍の軍機をも之に依り十分保護徹底を期し得るのである。此の軍機保護法は大體に於て日本の軍機保護法と略々同一であるが、測量制限、國境地帯等の取締をも含み且日本の量刑等の範圍を擴大し弾力性を保有してゐる。

滿洲國軍官軍需候補者

滿洲國軍の中堅たるべき日系軍官及軍需の候補者は既に六回に亘つて採用されたが、大體左記の要項に據る猶詳細は聯隊區司令部に就て承知せられたい。

イ 幹部候補生出身の豫備役將校
ロ 將校銜會議に可決せられ任官の爲勤務演習を終つた幹部候補生
ハ 中卒程度の能力ある豫備役下士官
ニ 砲兵科はなるべく高射砲兵出身者
ホ 輜重兵科は自動車の知識經驗ある者

ヘ 軍需は經理部幹部候補生、不足の際は甲種商業出身本科幹部候補生ト 航空兵科のものは採用せず

チ 十二月末日に於て滿三十歳未滿の者

リ 妻子なく系累少きもの
ヌ 身元確實なる保證人あるもの
ル 任官後三ヶ年間の服務を誓約する者

(本規程は將來廢止せらるゝ等)

滿洲帝國の概念

面積	百三十萬平方千米
人口	三千七百萬人
日本人	百七十五萬人
内地人	八十三萬人
朝鮮人	九十二萬人

滿洲國地方別面積及戸口數

地方別	面積 (平方千米)	戸數 (千戸)	人口 (千人)
奉天省	1,100,000	5,936	35,870
全圖	1,100,000	5,936	35,870
奉天省	75,600	1,533	9,682

耕地	五千十萬陌
鐵礦埋藏	十八億噸
石炭埋藏	百億噸
金鋼埋藏	四十五億圓
硫安	二十萬噸
豆粕	二千萬噸
重油 (昭和十一年)	六萬八千噸
鐵 (同右)	六十五萬噸
鋼材 (同右)	十五萬噸
立木	百三十三億石
家畜	一千萬頭
農産	一千六百萬噸
産鹽	八十萬噸
貿易	六億五千萬圓
鐵道	八億九千萬圓
自動車	一萬輛
投資	七千萬元
日國本	一億五千萬元

吉林省	八九、六七四	七六五	五、二九九
龍江省	二五、五七七	三三七	二、三三六
熱河省	九六、五八五	六五五	三、三三七
濱江省	八六、一八一	七四三	四、四七六
錦州省	三九、四六二	六七四	三、八四七
安東省	二六、六二二	三三三	二、二〇七
間島省	三九、三九五	一一五	六四三
三江省	一〇七、五四五	一八〇	一、〇五〇
通化省	三一、六七四	一三七	八〇八
牡丹江省	五七、二四五	一〇八	五八〇
黑龍省	一〇九、八三三	一三三	六二
興安東省	一〇六、七七一	一四	七六
興安南省	七九、〇一一	三〇	七五
興安西省	八〇、四一一	九	四九
興安北省	一〇〇、三九六	一五	七六
新京特別市	四、七四七	二	三〇五

北 支 事 情

地 勢 概 観

位置 人口 北支八省の位置は南は河南省の南端北緯約三十一度半より、北は察哈爾省の北端同じく四十度に亘り、西は東經約九十三度より東部は山東半島の突端、東徑百三十度の間に存在し總面積一、七六七、〇四六方斤を有し、其の人口左の如し。

省別	面積(方斤)	人口(單位千)
河北	一四〇、五二六	三一、二二二
山東	一五三、七一	三〇、五三六
河南	一六九、七八二	二九、〇九〇
山西	一六一、八四二	一一、二二八
陝西	一九五、〇七六	一一、八〇二
甘肅	三八〇、八一五	一、九九七
綏遠	三〇四、〇五八	二、一二四
計	一、七六四、六七三	一二五、四二二

之を我が日本と比較すれば、帝國總面積(朝鮮、臺灣、樺太を含む)の約二倍六分に當り滿洲國より尙四十六萬方斤以上の廣さを有し、略々帝國内地と滿洲國の面積に匹敵す。中華民國の總面積九、八〇〇、〇〇〇方斤に比し五分の一弱に當り人口は其の約四分一を包含す。

地形概況 西方に趣く程高原をなし甘肅省最も高く、東に河南、河北、山東の沃野を展開し、察哈爾、綏遠方面は陰山、興安嶺等一連の山系西南より東北に走りて一大分水嶺を成す。

察哈爾、綏遠は鄂南多斯及阿拉善地方の沙漠及半乾燥地たる草原により、廣大なる地域を占め周圍殆ど高峻なる山脈を繞らす。西支那西部高原地帯は所謂黃土高原

揮發油 輕油
燈油 重油
潤滑油 パラフィン
絶緣油、アマルト



社 會 式 株 油 石 本 日

地帯にして黃土を以て蔽はる。此の地帯平均高度は約一哩にして、特に西方に高く山西省、河南省に至るに従ひ低下す。黃土は風の作用により、運搬堆積されし風塵土壌にして、數千年來主として中央亞細亞の平原地より吹き送られ堆積せるものにして黃褐色を呈する微粒粗鬆なる陸上、風成層にして山西省にては土層百五十呎に達する厚層あり。其の質は二〇乃至三〇%の粘土と更に少量の砂を交へたる淤泥にして其の成分は石英と珪酸に富み、外に石灰、磷、加里分を含有するを以て甜菜、高粱等の成育に適す。北支大平野は又中原大平野とも稱し、大行山脈以東渤海及黃河沿岸に亘り、黃河下流に展開し人口約八十萬を收容す。支那の心臟部にして又古代支那文化の淵藪をなす。此の大平野は白河、黃河及淮河の氾濫による沖積土より成る。

山東山地帯は其の一部北支平野に連なり、東部山地帯中の中央山地は支那五岳の一たる泰山を主峰とし花崗岩よ

り成り海拔五、〇六〇呎に達す。
支那土壤の特徴に黄土の外沖積土あり中原平野の大部分を蔽ひ、十萬平方哩に及び、主として黄河氾濫による河成堆積物にして、表土深く石礫の類を交へず、微細なる固粒的構造をなす。其の細微土は九五—九九、九%に達し、

晴天有風の日には黄塵萬丈となり、雨降れば泥濘膝を没するに至る。温度の吸収速かにして保水力適度、排水亦良好なるを以て作物の成育を促し農作地に適す。
氣候 北支那は東亞の季節風系に屬し、冬季乾燥し寒冷なる大陸風吹き續

き、夏季は濕潤なる大洋風を受く。北支の季節風は著しく發達し、寒暑の差極端に變化す。風力は夏に弱く冬は卓越し十一月以後は顯著にして秒速十五米以上に及ぶことあり。気温は季節風の影響を受け同緯度の他の地方に比し寒暑の差甚だし。

気温表 (攝氏)

	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	平均
青島	0.4	0.4	4.7	10.8	14.1	19.0	23.3	22.9	21.1	14.0	8.1	1.4	11.9
天津	(-)	(-)	1.8	4.7	11.5	16.0	21.1	25.9	20.8	14.2	4.5	2.4	11.0
北京	(-)	(-)	0.2	6.8	14.9	20.3	27.6	25.4	19.6	13.6	5.4	1.9	11.7
太原	(-)	(-)	3.1	8.8	18.3	23.3	27.6	23.9	18.2	9.6	2.3	3.5	9.9
張家口	(-)	(-)	7.6	11.3	20.0	23.6	23.1	23.6	18.2	8.7	(-)	7.0	7.7

雨量は季節風の影響を受け年雨量の七〇%以上が六、七、八月に降り冬季三月の雨量は僅かに二%に満たず。
又年により降水量不完にして爲に旱害、水害を蒙ること屢々なり。

産業

林産、農産其他

山東省 馬尾松、黒松、楡、楸、柞、椿、楊、檜、黄蘗、泡桐、胡桃、黄蓮木、槐、白松、梓

河北省 桐、馬尾松、黒松、楡、槐、楡、楊、柳、麻櫟、穿天楡、栗、白松、樺
山西省 馬尾松、黒松、槐、楡、柳、栗、檜、雲杉、胡桃、白楊、青楊、

麻、麻櫟、黄蘗、白松
察哈省 楡、楊、柳
綏遠省 楡、柳
農産物は小麦、大麥、高粱、棉花、

玉蜀黍、烟草、大豆、甘藷、落花生、粟、黍、胡麻、菜種
果樹及蔬菜は梨、桃、杏、柿、石榴、栗、苹果、花紅、葡萄、棗、櫻桃、白

菜、蘿蔔、蔥、韭、菠菜、蒜、辣椒、茄、蓮根、芹菜、芋等

石炭埋藏量表

礦物

省名	計 (單位百萬噸)	瀝青炭	無煙炭	其他	百分率
山西	127,127	87,981	36,471	2,671	52.17
陝西	71,950	71,200	750		29.53
河南	6,624	1,994	4,630		27.2
河北	3,071	2,088	981		1.26
山東	1,637	1,613	26		0.67
察哈	504	487	17		0.21
綏遠	417	337	58		0.17
甘肅	6,000				2.46
計	217,332	165,700	42,933	2,695	89.23

北支に於ける礦物資源の最大のものは石炭、之に次いで鐵である。是等は

埋藏資源として世界的なものだが、この兩者を除く他種礦物資源には、何ら

見る可きものは無く、將來の探鑛の結果に俟つものが多い。現在のところ唯

僅に金、礬土頁岩、油母頁岩、石棉等
が注目されて居るに過ぎない。以下金
屬、非金屬資源に就て述べる。
金 北支の金屬礦物資源として有望
なもの、鐵資源である、この外稍々
見る可きものとして、産金が擧げられ
る。産金業は、河北及び山東の兩省が
主であり、他の三省は殆ど取るに足り
ない。先づ、河北省では、密雲縣の桃
源番方、撫寧縣、臨榆縣に亙る大山
地方、遵化縣の瑞豐地方と遷安縣等に金
礦の採掘が行はれて居る。この冀東地
區には今次事變前早くも、我が採金會

社の設立を見た程であり、今後の開發
に期待するものが多い。
次の山東省は、支那に於ける金産地
として知られて居るが、これは砂金の
みでなく、鑛脈中には山金も存在し、
然もこれが相當有望のものと考えられ
る。本省の産金地としては、招遠縣の
驢山及び玲瓏山一帶の招遠金山、平度
縣の縣甸、牟平縣の龜山及び金牛山、
棲霞間縣等がある。是等の中、招遠金山
は曾て我が滿鐵が十萬圓投資したが、
現在は稼行を中止して居る。
右二省以外で、注目されるのは山西

省だが、此處は、從來金の分布無しと
思はれて居た。それが近年採鑛の結果
太原附近の丘陵中に金鑛脈が発見され
て、現在調査中の由である。
支那側の發表に依れば、河北省は年
産千兩、山東省は昭和七、八年は引
續き三十兩、山東省は昭和七、八年
は引續き三十兩であつたが、同九年
には百五十兩に躍進して居る。全支の
それは八、九千兩であるから、右二
省の占むる割合は一割四分に當る。即
ち左表の如し。

省別	昭和七年	同八年	同九年
河北省	二、五一五兩	一、〇二〇兩	一、一二二兩
山東省	三〇	三〇	一五〇
北支計	二、五四五	一、〇五〇	一、二七二
其他省	七、四〇〇	八、四一一	七、七二一
全支計	九、九四五	九、四六一	八、九九三
			一二・五%

鐵 北支の金屬資源は、鐵を第一と
して金に止めを刺すが、鉛以下の埋藏
資源に就て述ぶれば河北省では遵化縣
の東北部に、相當量の鐵鑛が埋藏され
て居ると言ふ。山東省に於ては文登縣
及び膠縣、山東省に於ては文水及び大
同の兩縣、察哈爾省では興和縣等に、
鐵鑛の分布が在ると言はれる。けれど
も是等は未採掘のものである。
銅 河北省に於ては宛平縣、完縣及
び涿源縣等に銅鑛が在ると言はれる。
山東省では歷城縣の桃科莊、山西省で
は垣曲縣、開喜縣及び絳縣に銅が埋藏
される。中二三の銅山は稼行されて居
ると言はれるけれども、北支の銅も、
今後開發の對象として大なる期待は持
てない。北支の銅は雲南省、四川省等
の支那西南部地方に遠く及ばない。
鉛 鉛鑛は山東省に於て、膠縣の金
牛欄、文登縣の鸚鵡山に埋藏されて居
る。本省の淄川、博山の兩縣に亙る淄
博鉛鑛の如きは、國營鑛區であるが未
採掘の状態である。山西省に於ては文

水縣の陷家溝、大同縣の鎮邊堡等に鉛
鑛を見るがこれ亦大した期待は持てな
い。北支の鉛も亦湖南省、雲南省等の
支那中南部地方に遙かに劣る。
滿鐵 滿鐵鑛は周知の如く、製鐵の
原料として必需品である。この重要鑛
物の開發は、北支に於て全く將來に残
された問題と言はれる。資源地として
は山東省即墨縣の勞山に鑛床を見るも
未採掘の状態である。現状にてはその
産出高に於て、中南支に及ばない。
礬土頁岩 アルミナの原鑛石たる礬土
頁岩は、山東及び河北の二省より産出
する。
山東省に於ては淄川、博山の兩縣一
帶、その埋藏量二億三千餘噸、張博鐵
路沿線に二億七千餘噸、他に博山北關
揚莊間に一千五百噸と見積られる。是
等のアルミナ含有量は五〇―六〇%と
言はれる。
この巨額の埋藏資源から、勿論未だ
一噸のアルミニウムも製産されて居
らない。この開發には豊富な電力供給

が必要だが、これが一寸困難な問題で
あるけれども此處は交通の便も良好、
淄川博山の兩炭鑛に近接して居る點
で、現地精練必ずしも不利とは思はれ
ない。
之に對し河北省に於ける此種資源は
その埋藏量こそ明かでないが、品位は
六五%と山東省のそれを凌駕する優秀
性が傳へられる。現に興中公司と開業
炭礦との提携に依り、現に採掘計畫
が進められて居る。右の如く北支は刻
下の重要金屬原鑛石の豊富なる資源を
擁して之が今後の開發こそ注目されよ
う。
石油 燃料資源として石炭に續いて
想起されるのが石油である。けれども
北支五省に於ては、現在迄の調査では
石油資源は殆ど無いと言つてよい。こ
の點に就ては、山西省に隣接した陝西
省が注目される。

省別	昭和七年	同八年	同九年
陝西省	パーレル 三五一	パーレル 三〇五	パーレル 二八八
其他省	一、九〇〇	二、八八二	二、三二五
全支	二、二五一	三、一八七	二、六一三
			パーレル 一一・〇%
			九・六%
			九〇・四
			一〇〇・〇
			二、六一三
			一〇〇・〇

(備考) 一パーレルは四十三ガロン入

同省の油田は北部の延長、延川、膚施、甘泉、宜君、同官、桐邑等の諸縣下に亘る廣範圍のものである。その推定埋藏量十三億七千五百萬パーレルと言はれる。現在は省營の延長煤油官廠が採油を行つて居るが、産油高は昭和九年に於て、二百八十八パーレルの少量に過ぎない。全支の二千六百十三パーレルに對して一割一分である。前表に見る如し。

油母頁岩 石油に關聯して油母頁岩は、河北、山東、山西、察哈爾の四省に豊富に埋藏されて居る。中、山西省の大附近の渾源の含油量は、滿洲撫順のそれに三倍する富礦と言はれる。北支の此種資源は、將來の採礦開發に残された問題であらう。

天然曹達 天然曹達は現に實際産出を見つゝある資源の一つである。山西省に於ては年産高一萬三千噸である。

察哈爾では察西及び多倫諾爾附近の曹達湖より産出する。年産九千噸に達する。綏遠省では杭錫旗、頭託克旗、東嶺湖より産出を見る。

石綿 石綿の鑛床は河北省に於て、漆源、密雲の兩縣、山西省に於ては間喜、垣曲兩縣、綏遠省では歸綏、武川、薩、固陽、安北の諸縣等に見られる。

省別	昭和七年	同八年	同九年
河北省	一八〇噸	一〇〇噸	一五〇噸
	七八・三%	七六・九%	八三・三%

綏遠省其他	全支
五〇	二三〇
二一・七	一〇〇・〇
三〇	一三〇
二三・一	一〇〇・〇
三〇	一八〇
一六・七	一〇〇・〇

右の内、河北省の生産高が、支那に於て特に著しい。即ち、昭和九年に於ける同省の生産高は、百五十噸であつたこれは綏遠其他省を含めた全支の百八十噸に對して、實にその八割三分に當るのである。右表に見る如し。

其他北支には以上の外、非金屬礦物として左記のものが見られる。けれど、是等は單に北支地域に埋藏して居るに止り、今後の開發資源として問題するに足りない。

即ち、河北省磁縣に於ける磁土、山西省陽曲縣、察哈爾省に於ける硫黃、山東省には燐がある。

硝石は山西省の天鎮、陽高、石膏は山西省平陸縣、石灰石は山東省の炸山石墨は河北、山東の兩省、耐火粘土は山東省等に在る。その他、螢石、滑石も存在し、金屬礦物としてはタンダス

テニ鑛が見られる。

畜産支那は原野多く畜産盛にして、殊に西北部に發達し、東南部に尠し。支那本部にては河北、山東、山西、甘肅、四川、貴州、等に牧場あり。羊、豚、馬、牛、駱駝、等を飼育し、豚は八千萬頭以上に上り世界第一位を占む馬は騾馬、驢馬を加へて三種あり、北支那に多く主として農耕運搬用とし、牧馬の盛なるは察哈爾、綏遠省より西北地方とす。長城外の馬を口馬と稱し察哈爾の多倫、張家口、歸綏には著名なる馬市場あり。此の地方の蒙古馬は古來より伊犁馬と共に支那の二大馬種とされ、體軀概ね矮小なるも四肢骨太く、強健にして一般支那馬に比し馬格品位共に優良なり。

畜産飼育頭數
牛(水牛、黃牛等)

交通	頭數
羊(緬羊、山羊)	一八、六〇五、〇〇〇
豚	七九、四六八、〇〇〇
馬	一、四五六、〇〇〇
騾	六、〇一一、〇〇〇
驢	三〇四、四七二、〇〇〇
雞	三〇四、四七二、〇〇〇

鐵道 交通通信の恢復發展が治安を良くし、人心に明朗の氣分を與へることは言ふ迄もない。

現在に於ては北支は、河北二、二一三、山東一、二四五、山西二七九、(正大線のみ)、察哈爾二八〇、綏遠四六五、計四、四八二、の大部分が運營をされるに至つてゐる。即ち北は北京から大同を経て厚和包頭に達する京包線は全通し、北京古北口間の京古線も新設され、京漢線は四月十五日より

新郷に至る間の開通を見、新郷―道口
鎮間の東部道清鐵道も開通に至らんと
してゐる。又四月十日から豐京鎮―六
河溝の支線も假營業を開始した。
山西省正太線は運行中であるが、大
同―朔縣間の假營業も四月十六日より
開始された。

津浦線は徐州陥落後我が軍の涙ぐま
しい努力によつて、六月上旬天津南京
間の全通を見ることが出来た。黄河の
鐵橋も六月三十日修理完成良好の成績
を以て試運転を終り開通した。

膠濟鐵道も既に運轉をされてゐる。

自動車 長途自動車運轉は逐日進展
して最近著しい活況を呈してゐる。北
京天津を中心とした郊外の自動車は最
も發展してゐるが青島、濟南、芝罘に
も車輛を増備してゐる。近時青島を中
心にバス、トラック等民間營業者の復
舊を見るに至つた。

海(水)運、航空 塘沽、青島、上海
と内地間には定期船の運航があり、福
岡、青島、北京間及福岡―上海間、北

京、一大連間には旅客機が通ひ、必要
な地點には大型旅客機を、定期的に動
かし、交通は正に飛躍的回復の状態で
ある。

放送 北京中天廣播電臺、天津、唐
山を始め石家莊、濟南、青島、上海等
に放送局を開設して、内地の放送と略
々同様のプログラムによつて放送を實
施し、日華英語を交へ日滿中繼、支滿
定例交換放送をなし、主として知識階
級に日支親善東洋永久の平和に對する
日本の眞意を呼びかける外、日常生活
の明朗化に力めつゝある。その聴取概
数は十八萬六千位である。

文 教

新民學院

日滿支共存共榮眞に東亞永年の和平の
理想に邁進するには、長期に亘る國民
黨の抗日教育を打破して支那再建の理
想に思想的に轉向自覺せしむるが根本
である。此の見地から北京附近にある
抗日大學が閉鎖された一方、新民學院

を創設して臨時政府の新官吏たるべき
者に明確なる精神を授けんとし、第一
期生六十名は已に三月卒業前に日本を
訪問して日本内地の充實整備した諸般
の施設を見學した。

高等警官學校

警察機關の整備は治安並に行政上必
須の要件である。警察官の素質の向上
を圖り優秀なる高等警察官の養成を目
的として準備中であつた高等警察學校
は三月十日盛大なる開校式を行つた。
入學生六百は更生支那の警察界を背負
つて立つべく輝かしき第一歩を踏み出
した。

中、小學校及師範學院の開校

國民政府の傳統的政策により培養せ
られた排日的思想を根絶せしめ、眞に
日滿支三國の民族的融合親善を計らん
が爲には、國民教育を徹底的に改善普
及せなければならぬ。之が改善の第一
として教科書編纂委員會を組織し、先
づ教科書の改訂を行ひ概ね中、小學校
教科書は各地に發送をした。又教職員

の改善のため各地に指導員を派遣して
講習を行ひ、小學校も續々開校しつゝ
ある。
北京の女子師範學院は四月十一日授
業を開始した。外國語學校も四月八日
開校式を舉行了した。男子師範學院も近
く開校される。

農業技術員の養成

引き続き災禍により極度に窮乏して
ゐる農民を新に政府の下に安居樂業せ
しむるため、先づ農民の生活を改善し
農業技術を向上する目的を以て、農事
試験場事業と共に四月より農業技術員
を養成すべく之に著手した。

綜合大學

前記各學校の開校後農工醫理科等の
大學を、新國家の方針に基いて新設す
る豫定である。

燕京大學には同大學の申出により日
本講座設置の準備中である。

北京特別市教育局を新設した。その
新設の趣旨は指導監督機構を擴大強化
すると共に機構内容を整備充實し、新

事態に即する精神陶冶的訓練を行ふと
共に、日支共存共榮對日信憑依存の自
覺及信念を喚起し、併せて從來中國教
育の缺陷たる農業技術科學及體育の輕
視抽象的概念教育偏重の弊風を打破し
以て教育をして民衆の實生活に即せし
むると共に國民の健全なる身心の養成
を圖るのにある。

自治政權の狀況

中華民國臨時政府

上海方面に於て敵首都南京が我が包
圍下に僅かに餘喘を保ちつゝあつた昨
年十二月七日王克敏を首班として臨時
政府が力強い呱呱の聲を擧げ、同月十
四日五色旗を掲げて正式典禮を行ふに
至つて以來、新政府は營々として政府
の基礎を堅め新支那學生の大事業を完
成せんことを期し、行政、財政、金融
文化等各般に亘りその刷新發展見るべ
きものがある。誕生して幾何もなき十
二月二十四日には新民主主義に基いて新
民會が北京懷仁堂に於て成立し、盲目

的な抗日思想戰に對抗して思想には思
想を以てせよの標識を掲げて眞に明德
新民の王道政治の恩恵に浴せしめ、新
政權を護持し地産を開闢して民生を安
んずべく政府と表裏一體となつて日滿
支協和の實現を期して著々とその實績
を收むるの活動を開始した。又本年一
月三十日には冀東自治政府を自己の傘
下に加へ、河北山東兩公署及北京、天
津兩特別市及青島市公署の外山西省河
南省自治政府を管轄し、海關の接收、
中國聯合準備銀行の設立等著々其の成
果を收めつゝある。農民の復興は北支
に於ける最重要なる事項に鑑み、四十
六萬圓を支出して春耕の種子を配給せ
り。又山西に於ては一時農民に軍馬を
貸與して耕作の便を與へたり。又王克
敏氏は自身我が東京を訪問して虚心坦
懷其の胸襟を開き、明朗北支建設への
色彩を明にし最近又國民黨及黨軍に對
し「長期抗日は支那を自滅に導き國民
を塗炭の苦しみに陥し入るゝのみ、憂
國の士は來りて北支再建に參せよ」と

の重大聲明を中支維持政府と協同發表せり。

臨時政府組織

臨時政府は議政委員會、行政委員會、司法委員會の三委員會を以て組織され各委員會は政府主席の下に立つ獨立的三機關として設置される。政府主席は當分空席とし近き將來において正式政府の編成とともに設定することとし、取敢へず過渡的に臨時政府とした。三委員會の職能、構成委員は左の通りである。

議政委員會

(一)職能—國家の重要政策その他政治一般の審議機關として國策の重要問題は悉くこの三委員會の決定を以て行政に移される。併し乍ら行政委員會の行政實施に對しては議政委員會は干涉、容喙をなすことを得ず。専ら政治審議の議政機關として独自の彈力ある機能を遂行する。

(二)構成—委員長、常務委員、普通委員を以て構成され常務委員は五名、

普通委員は取敢へず二名とし今後逐次増加することとし、合議制度である。

行政委員會

(一)職能—行政全般の實施機關とし議政委員會の決定事項を實施する。

(二)構成

(イ) 委員長の下に秘書廳、行政部、治安部、文敎部、法制部、災區救濟部の五部より成る。今後漸次整備充實を圖ることとし必要に應じて部門を増設する。

(ロ) 行政部は治安、文敎、法制以外の一切の行政部門を擔當し財政政策その他一切を擔當する最も廣汎な職能を有す。

(ハ) 法制部は今後政府の根本組織に關して研究を行ひ、草案を決定する。

(ニ) 災區救濟部は災禍を被りたる各地方に大洪水の被害を受けたる各地方の救濟のため特に設置されたものである。

司法委員會

(一)職能—司法を擔當する獨立機關として議政、行政兩委員會に對立する

(二)構成—秘書廳、法院から成り秘書廳は司法事務を掌る。

地方自治大綱

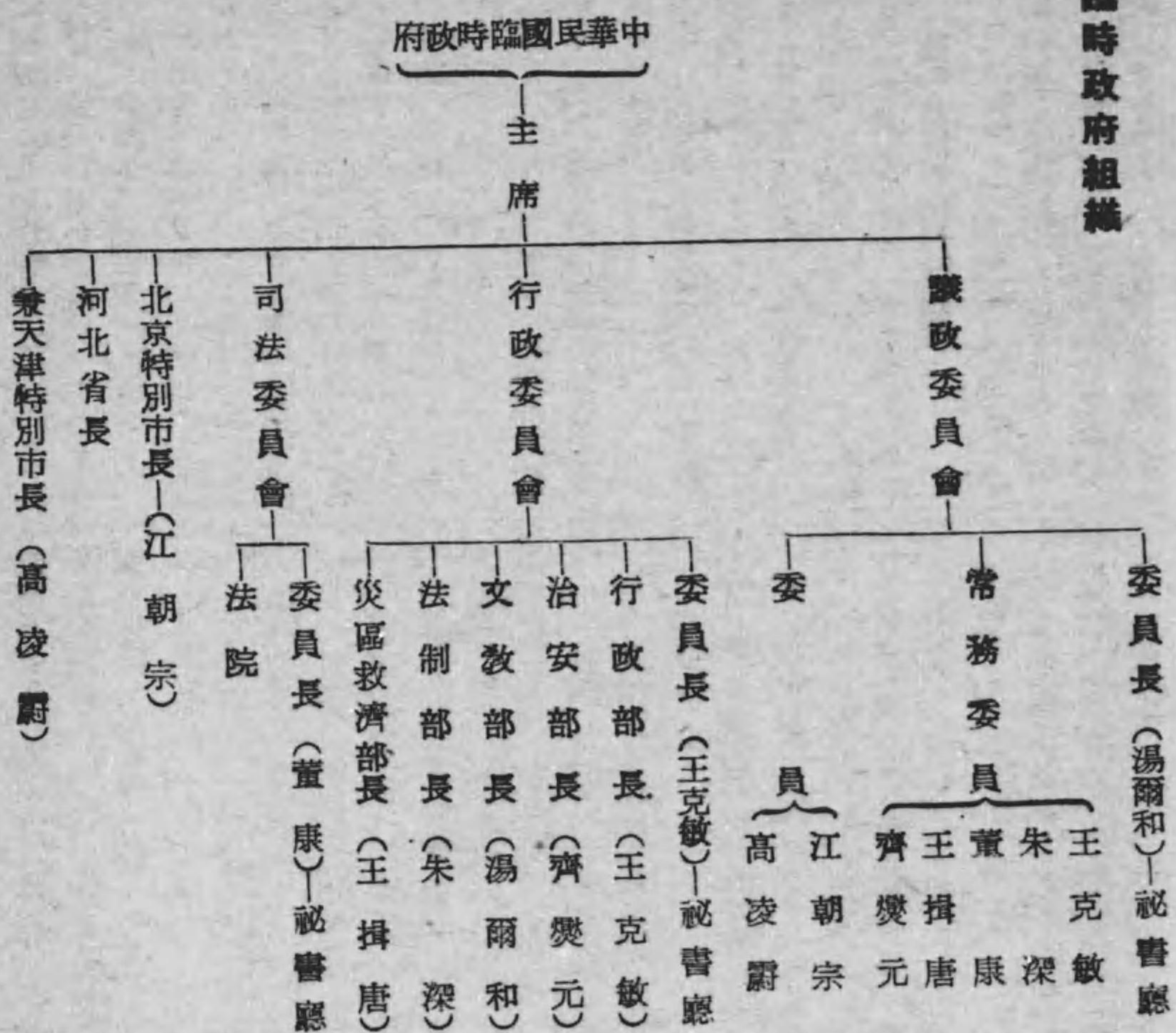
(一)新國家の組織は中央集權とし各省を統轄して省長を任命して行く方針であるため所謂各省の自治を基礎とする聯省自治の制度とは根本的に異なる。

(二)北京、天津兩都市は中央政府直轄の特別市として省政府の支配を受けず。

冀東防共自治政府の合流

中華民國臨時政府と冀東防共自治政府は從來の批政を拂拭し防共に努め更に進んで友邦との親睦強化を圖ること互にその希望一致し、こゝに前項の目的を達成し並にこれを有効ならしめるため双方商議の上、冀東防共自治政府を解消して中華民國臨時政府に合流することを決定せり。

臨時政府組織



右協定左の如し

第一條 冀東防共自治政府は民國二十七年(昭和十三年)二月一日を以て中華民國臨時政府に合流す

第二條 冀東防共自治政府の一切の政權は中華民國臨時政府これを繼承す

第三條 中華民國臨時政府は冀東防共自治政府成立の意義及びその對内外の宣言並に聲明に對して飽くまでこれを尊重する義務を有す。

第四條 冀東防共自治政府がその權限に基き行使したる一部の行政行為に對しては中華民國臨時政府が有効なることを認めこれを尊重すべし。また同政府が個人及び法人との間に締結したる契約及びその他の協定はその性質に應じて中華民國臨時政府及び河北省公署に於てこれを尊重し日滿兩帝國臣民及びその他の外國人に對してもまた同じ

第五條 日滿兩帝國が冀東防共自治政府との間に締結したる契約上の義務は中華民國臨時政府に於て繼承し並

に誠實にこれを履行す

第六條 冀東防共自治政府の官吏は遠かに中華民國臨時政府に編入す、その細目の條項については別にこれを定む

第七條 冀東區域の行政費に關しては冀東の現状を維持し並に民衆の福利を低減せしめざるを以て原則としその細目の條項については別にこれを定む

第八條 一切の政務交替は行政部の特派員が日本帝國特務機關の立會のもとにこれを實行す

第九條 本協定は署名調印の日より効力を發生す

下名は正當なる委任を受け本協定に署名調印して證據とす

中華民國二十七年 一月三十日

臨時政府の新政機構

(昭一三、九月)

臨時政府は政府機構の改革に伴ひ行政委員會の時局宣言を列舉的に起草し新組織大綱を作れり。議政委員會、行

政委員會は今回の改正規定により權限分配を明確にし、一面行政委員會にも獨目の決定權を與へることとした、即ち

一、法律案

二、豫算及決算案

三、宣戰、講和及條約締結に關する國家の基本政府に關する三件

を行政委員會の決定を経て之を議政委員會に提出、議政委員會に於て最後決定を爲し得るが一面

一、特赦、減刑及復權に關する事項

二、簡任官(勅任官)の任免に關する事項

三、所屬各機關の權限討議事項

四、其の他の事項にして行政委員會にて適當と認めたる事項

の四件に關し行政委員會固有の權限として其の決議のみにて實行し得る如く改正せり。

尙之に關聯し新聞處を擴大強化して情報處に改め行政委員直屬機關として(一)總務處、(二)外務局、(三)交通

局、(四)審計處、(五)調查處、(六)審査會、(七)情報處

の七機關を行政委員會に直屬せしむ行政委員會には内政、財政、治安、法律、教育、實業の六部制とし新設内政部は總務局、民政局、警政局、禮俗局衛生局の五局、財政部は總務局、稅務局、公債局、特許局、會計局の五局にして振濟部行政部を廢止す。

中華民國政府聯合會成立

五色旗の下に臨時、維新兩政府は合體となり、中華民國政府聯合委員會に改め、新生支那四億民衆の要望に答へて昭和十三年九月二十二日首都北京中南海公園勤政殿に於て成立宣言を中外に發表す。

宣 言

國民黨政府權を專にし輕々しく戰端を開きてより兵の敗退潰滅收擧に違なし、この秋に方り臨時、維新兩政府は時勢の要求に應じいづれも戰禍を緩和し國交を回復し、中國垂死の難民を救ひもつて東亞百年の大計を

樹立せんとするの目的をもつて相前後して成立せり。爾來數ヶ月事態の推移を觀るに兩政府分離の状態をもつてしては重要な政務の遂行積極的な能はざるの憾あり、然れども直ちに中樞機關を樹立せんとしてなほ慎重に考究を要するものあり、よつて幾度か検討を加へ商議を重ね今日遂に中華民國政府聯合委員會を組織し救國の精神に基き協力一致してもつて反共の實をあげんとするに決せり、その責任や重大なりといふべし、本會を組織する兩政府はもとより誓つてこの目的の達成に努力すべしといへども、望むらくは未だ兩政府の版籍に屬せざる朝野の諸賢も深く民衆の艱苦を明察し本會に参加協力してもつて國脈の保全に努め、一般民衆亦國民黨政府の宣傳を誤信しこれに妄從することなく速かに迷夢より醒め安危利害の別を明かにしもつて自らその福利を享受するの途に進むべし

今や共產黨は中國の隙に乘じ統一のためには聯共によらざるべからずと詐りまづ國民黨政府内部の蠶食を試みまさに中華全土を赤化せんとしつゝあること周く世人の知るところなり、然るに蔣介石は頑冥にして悟らず容共をもつて飲鴆止渴の策となし徒黨を率ゐて無謂の宣傳に狂奔し、あるひは脅迫により、あるひは食はずに利をもつてし、これを陷阱に導きつひに山曲の峻を待みて戰禍を延長し、もつて今日の局面を醸成せり我が兩政府同人及び聯合委員會はかくの如き悲惨なる國家の犠牲と國民無窮の苦痛を座視するに忍びず敢てその抱負を掲げこれを實行に移さんとす。もしそれ中國にして反共の實を擧げんが國事必ず安定すべく、國事安定せば即ち東亞の平和立ち所に實現し、東洋の平和實現せば即ち世界を擧げてその福利を享受すべきにいたるべし、聯合委員會設立の意義實に茲に存す、世界有識の人士よく

この誠を酌みこの意を察し協力を吝まざれば即ち從來友好の關係あるもの因より皆わが兄弟朋友、これに反し陰に蔣介石を援けて共產黨と相通じ、陽に傍觀を裝ひて國內同胞の水浸過熱の苦痛を助長し、もつて漁夫の利を收めんとするものあらんか吾人これと睦誼を敦うせんとするも能はざるなり

惟ふにわが眞意の在るところ必ず全幅の支持を受くべきを信ず、これ實にわが中國全土の興亡禍福の岐れるところなり、謹んで茲に中外に向つて宣言す

治安狀況 蔣介石の所謂人民武裝に依る遊撃隊の強化と、積極的遊撃指令及臺兒莊附近の戰勝デマ宣傳に踊らせられたる各地の匪賊團遊撃隊のゲリラ戰は四月頃より一齊に活潑となり、爲るに各地共治安狀況は急速に悪化した。五月徐州會戰の爲我が後方守備隊の前方進出に伴ひ、後方地帯の治安は更に悪化し、交通妨害、守備隊襲撃等

事變開始以來未曾有の數に上れり。然れども徐州會戰一段落の替ると共に漸次好轉し鐵道、電線等の被害減少し態度曖昧なりし匪賊團の歸順する者増加し、六月上旬其の數十一萬を算す。然るに高梁葉茂期に向ひ匪賊團の活動容易となり、且つ漢口陥落を目前に控へた蔣介石の積極的抗戰命令等により今や占領地の治安状態極めて不良の状態となり、殊に北方より南方奥地に進むに従つて其の程度高く、ゲリラ戰術の指導が蔣政権のみならず、共產軍の手に握られた性質の悪いもので、其のゲリラ戰は、實は便衣を著けた支那兵の卑劣なる戰術である。占領地域内の匪賊は敗戰軍隊の崩れが中心となり、夫れに強制徵兵された者加はり、元來の職業的匪賊は餘り多からざるが如し。

東津方面 於ては、北京、天津中間地區にも抗日匪團の勢力北上し、京山線を越え其の東方冀東地區迄侵入せり。然し我が軍は冀東地區遊撃隊に對し討伐を實施せる爲著々掃蕩されつゝある。又一般に此の方面は逐次匪賊の行動緩慢となりつゝあり。北京、天津兩市と其の周圍は憲兵駐屯以來次第に險惡となり、不逞分子の放火、爆彈投下等陰謀事件頻發し、憲兵と守備隊の取締り、英、佛租界當局の取締り加重等に依り若干平靜に歸しつゝあり。

山東方面 於ては太原附近の治安状態は良好にして、各種工場も生産力増加に忙殺せられあり。

同藩鎮 上靈石より以南の南部山西治安は占領地域中最も不良にして、共產黨の根據地に近く、西隣り陝西省の延安が策源地たるが故なり。然れど我が軍は萬難を排し討匪行動に活躍中なるを以て不日平靜に歸するならん。北部山西方面は南部山西方面に比し比較的平穩なり。

正太線 北方孟縣五臺方面の共產黨八路軍は北方に移動し爲に鐵道沿線地區の被害減少す。以上北支占領地域内の治安状態は良好と稱し難きも、斯くの如き状態の到來することは豫ねての豫想にして、滿洲事變に於ても勃發直後三十萬の匪賊存在し之が討伐に五年を要し、尙約一萬の匪賊存在す。然れども皇軍不斷の討伐と宜撫とに依り逐

次治安の恢復に向ひつゝあり。

北支那開發株式會社法抄

(昭和十三、四、三〇)

- 第一章 總則
- 第一條 北支那開發株式會社ハ北支那ニ於ケル經濟開發ヲ促進シ其ノ統合調整ヲ圖ルヲ目的トスル株式會社トシ其ノ本店ヲ東京ニ置ク
- 第二條 北支那開發株式會社ノ資本ハ三億五千萬圓トス但シ政府ノ認可ヲ受ケテ之ヲ増加スルコトヲ得
- 第三條 政府ハ一億七千五百萬圓ヲ限リ北支那開發株式會社ニ出資スベシ
- 政府ハ金儲以外ノ財產ヲ以テ出資ノ目的ト爲スコトヲ得
- 政府所有ノ株式ノ株金拂込ハ其ノ他ノ株式ノ株金拂込ト之ヲ異ニスルコトヲ得
- 第四條 北支那開發株式會社ノ株金ノ第一回ノ拂込金額ハ株金ノ六分ノ一迄下ルコトヲ得
- 政府ハ金儲以外ノ財產ヲ以テ其ノ所有スル株式ノ第二回以後ノ株金拂込ニ充ツルコトヲ得
- 第五條 北支那開發株式會社ハ株金全額拂込前ト雖モ其ノ資本ヲ増加スルコトヲ得
- 第六條 北支那開發株式會社ノ株式ハ記名式トス
- 第二章 役員
- 第九條 北支那開發株式會社ニ總裁一人、副總裁

- 二人、理事五人以上及監事二人以上ヲ置ク
- 第十一條 總裁及副總裁ハ勅令ヲ經テ政府ノ任命シ其ノ任期ヲ五年トス
- 理事ハ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ政府ノ認可ヲ受タルモノトシ其ノ任期ヲ四年トス
- 監事ハ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ其ノ任期ヲ三年トス
- 第十二條 總裁、副總裁及業務ヲ分掌スル理事ハ他ノ職務又ハ商業ニ從事スルコトヲ得ズ但シ政府ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
- 第十三條 北支那開發株式會社ニ顧問若干人ヲ置クコトヲ得(第一項)
- 第三章 業務
- 第十四條 北支那開發株式會社ハ左ノ事業ノ主要ナルモノニ對シ投資又ハ融資ヲ爲シ其ノ經營ヲ統合調整スルモノトス
- 一 交通運輸及港灣ニ關スル事業
- 二 通信ニ關スル事業
- 三 發送電ニ關スル事業
- 四 鑛産ニ關スル事業
- 五 鑛ノ製造販賣及利用ニ關スル事業
- 六 前各條ノ外北支那ニ於ケル經濟開發ヲ促進スル爲メニ統合調整ヲ必要トスル事業
- 第四章 北支那開發債券
- 第十五條 北支那開發株式會社ハ拂込株金額ノ五倍ヲ限リ北支那開發債券ヲ發行スルコトヲ得
- 北支那開發株式會社ハ北支那開發債券前換ノ第一

- 時前項ノ制限ニ依ラズ北支那開發債券ヲ發行スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ發行後一月内ニ其ノ發行額面金額ニ相當スル舊北支那開發債券ヲ償還スベシ
- 第十七條 政府ハ北支那開發債券ノ元本ノ償還及利息ノ支拂ニ付保證スルコトヲ得
- 第十八條 北支那開發債券ノ所有者ハ北支那開發株式會社ノ財產ニ付他ノ債權者ニ先テ自己ノ債權ノ辨濟ヲ受クル權利ヲ有ス
- 第五章 準備金
- 第十九條 北支那開發株式會社ハ毎營業年度ニ準備金トシテ資本ノ缺損ヲ補フ爲に利益金額ノ百分ノ八以上ヲ積立テ且利益配當ノ平均ヲ得シムル爲に利益金額ノ百分ノ二以上ヲ積立ツベシ
- 第六章 政府ノ監督及助成
- 第二十條 政府ハ北支那開發株式會社ノ業務ヲ監督ス
- 第二十二條 定款ノ變更、合併及解散ノ決議ハ政府ノ認可ヲ受ケルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ
- 第二十三條 北支那開發株式會社ハ政府ノ認可ヲ受タルニ非ザレバ利益金ノ配分ヲ爲スコトヲ得
- 第二十五條 政府ハ北支那開發株式會社ノ業務ニ關シ監督上、國防上又ハ北支那ニ於ケル經濟開發ヲ促進シ其ノ統合調整ヲ圖ル爲必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得(第一項)
- 第二十六條 政府ハ北支那開發株式會社監理官ヲ

北支那開發株式會社ノ業務ヲ監視セシム
第二十八條 北支那開發株式會社ハ每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ニ達スル迄政府ノ所有スル株式ニ對シ利益ノ配當ヲ爲スコトヲ要セズ

第二十九條 北支那開發株式會社ノ每營業年度ニ於ケル投資及融資ニ因ル收入ノ投資及融資ノ總額ニ對スル割合(以下收入割合ト稱ス)ガ年百分ノ六ニ達セザルトキハ政府ハ初營業年度及爾後五年間左ノ各號ノ金額ノ合計額ヲ限度トシ配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ニ達スル迄其ノ不足額ニ相當スル金額ヲ補給ス

一 投資及融資ノ總額中政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込金額ニ依リタル部分ニ百分ノ七〇ノ收入割合ヲ減ジタル差ヲ乘ジテ得ベキ金額
二 投資及融資ノ總額中社債收入金(社債前借金ヲ含ム以下同ジ)ニ依リタル部分ニ百分ノ五〇ノ收入割合ヲ減ジタル差ヲ乘ジテ得ベキ金額

每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ハ先ツ之ヲ前項ノ補給金ノ償還ニ充ツベシ
第三十條 北支那開發株式會社ノ每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過スル場合ニ於テ政府以外ノ者ノ所有スル株式ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過スル利益金額ヲ爲サントスルトキハ其ノ超過スル利益金額ハ利益配當ガ總株式ニ付拂込ミタル株式金額ニ對シ均一ノ割合ニ達スル迄政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込金額及政府ノ所有スル株式ノ拂込金額ニ對シ一ト五トノ割合ヲ以テ之ヲ配當スベシ

有スル株式ノ拂込金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過スル場合ニ於テ政府以外ノ者ノ所有スル株式ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過スル利益金額ヲ爲サントスルトキハ其ノ超過スル利益金額ハ利益配當ガ總株式ニ付拂込ミタル株式金額ニ對シ均一ノ割合ニ達スル迄政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込金額及政府ノ所有スル株式ノ拂込金額ニ對シ一ト五トノ割合ヲ以テ之ヲ配當スベシ
第三十一條 北支那開發株式會社ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ開業ノ年及其ノ翌年ヨリ十年間所得稅及營業收益稅ヲ免除ス
第三十二條 北海道、府縣、市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ前條ノ期間北支那開發株式會社ノ事業ニ對シ地方稅ヲ課スルコトヲ得ズ
第三十三條 北支那開發株式會社ガ設立、資本ノ增加、合併又ハ第二回以後ノ株金拂込ノ登記ヲ受タル場合ニ於テハ其ノ登録稅ノ額ハ拂込株金額、増資拂込株金額又ハ毎回拂込株金額ノ千分ノ一トス
第七章 罰則
第三十五條 本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
第三十六條 政府ハ設立委員ヲ命ジ北支那開發株式會社ノ設立ニ關スル一切ノ事務ヲ處理セシム

第一章 總則
第一條 中支那振興株式會社ハ中支那ニ於ケル經濟ノ復興及開發ヲ助成スルヲ目的トスル株式會社トシ其ノ本店ヲ上海ニ設ク
第二條 中支那振興株式會社ノ資本ハ一億圓トス但シ政府ノ認可ヲ受ケ之ヲ増加スルコトヲ得
第三條 政府ハ五千萬圓ヲ限リ中支那振興株式會社ニ出資スベシ
第五條 中支那振興株式會社ノ株式ハ記名式トス
第二章 役員
第八條 中支那振興株式會社ニ總裁副總裁各一人理事三人以上及監事二人以上ヲ置ク
第三章 業務
第十二條 中支那振興株式會社ハ左ノ事業ニ對シ投資又ハ融資ヲ爲スモノトス
一 交通及運輸ニスル事業
二 通信ニ關スル事業
三 電氣、瓦斯及水道ニ關スル事業
四 礦産ニ關スル事業
五 前各號ノ外中支那ニ於ケル公共ノ利益又ハ産業ノ振興ノ爲必要ナル事業
第六章 政府ノ監督及助成
第十八條 政府ハ中支那振興株式會社ノ業務ヲ監督ス
第二十一條 中支那振興株式會社ハ政府ノ認可ヲ受タルニ非ザレバ利益金ノ處分ヲ爲スコトヲ得ズ

雜

支那事變ノ爲從軍シタル軍人及軍屬ニ對スル租稅ノ減免、徵收手續等ニ關スル法律

(昭一二、九、一三) (法九四)

第一條 政府ハ支那事變ノ爲從軍シタル軍人及軍屬ノ納付スル昭和十二年以降ノ分ノ第三種所得稅、地租及營業收益稅ヲ命令ノ定ムル所ニ依リ輕減又ハ免除スルコトヲ得

第二條 政府ハ支那事變ノ爲從軍シタル軍人及軍屬ノ昭和十三年以降ノ分ノ第三種所得稅、及營業收益稅ニ付命令ヲ以テ課稅標準ノ決定ニ關スル特例ヲ設クルコトヲ得

第三條 政府ハ支那事變ノ爲從軍シタル軍人及軍屬ノ本法施行後ニ於テ納

付スベキ租稅ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ徵收ヲ猶豫スルコトヲ得
第四條 前三條ノ規定ハ同居ノ戶主又ハ家族中ニ支那事變ノ爲從軍シタル軍人及軍屬アル者ノ租稅ニ付之ヲ準用ス
第五條 第一條又ハ前條ノ規定ニ依リ輕減又ハ免除セララルル租稅ハ法令上ノ納稅資格要件ニ關シテハ輕減又ハ免除セラレザルモノト看做ス
前項ノ規定ハ地方稅ニシテ支那事變ノ爲從軍シタルニ因リ輕減又ハ免除セララルルモノニ付之ヲ準用ス
附 則
本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年法律
(支那事變ノ爲從軍シタル軍人及軍屬ニ對スル租稅ノ減免、徵收手續等ニ關スル法律) 施行方摘要

(昭一二、九、一三) (大、省令四一)

第一條 支那事變ノ爲出征シタル軍人及軍屬(以下出征軍人及軍屬ト稱ス)ノ納付スル昭和十二年分第三種所得稅ニ付テハ俸給及手當ノ所得額ヲ從軍中ノ俸給及手當ヲ算入セザルモノニ依リ其ノ所得金額ヲ更訂ス
前項ノ規定ハ軍人及軍屬ガ所得金額決定後ニ於テ支那事變ノ爲出征シタル場合ノ昭和十三年以降ノ分ノ第三種所得稅ニ付之ヲ準用ス
第二條 召集ニ應ジ就職シ支那事變ノ爲從軍シタル軍人(以下應召從軍軍人ト稱ス)ノ納付スル昭和十二年分第三種所得稅ニ付テハ左ノ各號ノ定ムル所ニ依リ其ノ所得金額ヲ更訂ス
一 所得稅法第十四條第一項第五號ノ所得額ヲ從軍中ノ俸給及手當ヲ

算入セザルモノニ依リ更訂ス

二 所得金額三千圓(同居ノ戸主及家族ノ所得ヲ合算シタルモノニ依ル)以下ノ者召集ニ因リ田畑ノ自作、營業及職業ノ所得額四分ノ一以上ヲ減少シタルトキハ其ノ所得額ヲ更訂ス

前項第二號ノ規定ハ同居ノ戸主又ハ家族中ニ應召從軍軍人アル者ノ納付スル昭和十二年分第三種所得稅ニ付之ヲ準用ス

第三條 出征軍人及軍屬並ニ應召從軍軍人戰死シタルトキハ第三種所得稅額中戰死ノ日以後ニ納期ノ終了スル各納期分ノ稅額ハ之ヲ免除ス但シ所得金額三千圓(同居ノ戸主及家族ノ所得ヲ合算シタル更訂前ノ金額ニ依ル)ヲ超ユル者ニシテ所得額中所得

稅法第十四條第一項第三號及第五號ノ所得額ガ全所得額ノ二分ノ一ヲ超エザルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第四條 第一條又ハ第二條ノ規定ニ依ル所得金額ノ更訂ヲ受ケントスル者ハ翌年一月三十一日迄ニ其ノ申請書ヲ所轄稅務署ニ提出スベシ(第一項)前項ノ申請ヲ爲ス場合ニ於テハ同時ニ所得稅法第十六條ノ規定ニ依ル控除ノ申請ヲ爲スコトヲ得(第二項)

第五條 第三條ノ規定ニ依ル所得稅額ノ免除ヲ受ケントスル者ハ納期限前其ノ申請書ヲ所轄稅務署ニ提出スベシ

第六條 第一條又ハ第二條ノ規定ニ依ル更訂ノ結果所得金額千圓(同居ノ戸主及家族ノ所得ヲ合算シタルモノ

ニ依ル)未滿トナリタルトキハ第三種所得稅ヲ免除ス

第七條 所得稅法第六十四條第一項ノ規定ノ適用ニ關シテハ第一條又ハ第二條ノ規定ニ依リ更訂ヲ受クル所得額ヲ除外シタルモノヲ以テ所得稅法第十四條第一項第五號及第六號ノ所得額ト看做ス

第八條 應召從軍軍人ノ納付スル田畑ノ地租ニ付テハ召集ニ因リ田畑ノ所得ニ著シキ減少アリト認めラルル場合ニ限リ其ノ年分ノ從軍ノ日以後ニ納期ノ終了スル各納期分ノ地租額二分ノ一ヲ輕減ス但シ小作ニ付シタル田畑ノ地租ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第九條 前條ノ規定ニ依ル地租ノ輕減ヲ受ケントスル者ハ納期限前其ノ申請書ヲ土地所在ノ市町村ヲ經由シ所轄稅務署ニ提出スベシ(第一項)

第十條 應召從軍軍人ノ納付スル昭和

陸軍恤兵金取扱手續摘要

(昭二二、一、一九) 陸、告四八

第一條 恤兵金品ノ受理及配與ニ關スル事務ハ陸軍恤兵部(陸軍恤兵部ヲ設置セザルトキハ陸軍大臣官房以下之ニ同ジ)ニ於テ之ヲ掌ル

第二條 恤兵金ヲ寄附セントスルモノハ寄附申出書(第一號様式)ニ現金又ハ有價證券ヲ添ヘ陸軍恤兵部ニ差出スモノトス但シ寄附申出人ノ便宜ニ依リ銀行爲替、郵便爲替又ハ電信爲替ヲ以テ送付スルコトヲ得

第三條 恤兵品ヲ寄附セントスル者ハ

十二年分營業收益稅ニ付テハ純益金額三千圓以下ノ者ニ限リ召集ニ因リ其ノ純益金額四分ノ一以上ヲ減少シタルトキハ之ヲ更訂ス

前項ノ規定ハ同居ノ戸主又ハ家族中ニ應召從軍軍人アル者ノ納付スル昭和十二年分營業收益稅ニ付之ヲ準用ス

第十一條 前條ノ規定ニ依ル純益金額ノ更訂ヲ受ケントスル者ハ翌年一月三十一日迄ニ其ノ申請書ヲ所轄稅務署ニ提出スベシ(第一項)

第十二條 第十條ノ規定ニ依リ更訂ノ結果純益金額四百圓未滿トナリタルトキハ營業收益稅ヲ免除ス

第十三條 應召從軍軍人ノ昭和十三年以降ノ分ノ第三種所得稅ニ付テハ田畑ノ自作、營業又ハ職業ノ所得ニ限

リ豫算ニ依リ其ノ所得金額ヲ算定スルコトヲ得

前項ノ規定ハ同居ノ戸主又ハ家族中ニ應召從軍軍人アル者ノ昭和十三年以降ノ分ノ第三種所得稅ニ付之ヲ準用ス

第十四條 應召從軍軍人ノ昭和十三年以降ノ分ノ營業收益稅ニ付テハ豫算ニ依リ其ノ純益金額ヲ算定スルコトヲ得

第十五條 稅務署長必要アリト認めラルトキハ出征軍人及軍屬並ニ應召從軍軍人ノ納付スベキ左ノ租稅ニ付六月以內ノ徵收豫算ヲ爲スコトヲ得

一 第三種所得稅
二 營業收益稅
三 第三種所得稅ヲ納ムル者ノ所得特別稅
前項ノ規定ハ同居ノ戸主又ハ家族中

寄附申出書(第二號様式)ヲ現住所ノ市區町村長(朝鮮ニ在リテハ府尹又ハ邑面長、臺灣ニ在リテハ市尹又ハ街庄長、關東州ニ在リテハ民政署長外國ニ在リテハ領事官以下之ニ同シ)ヲ經由シ又ハ直接ニ陸軍恤兵部ニ差出シ其ノ承認ヲ受クルモノトス

第四條 恤兵金品ハ一人、數人共同團體等ノ名義ヲ以テ寄附スルコトヲ得數人共同、團體等ニ在リテハ其ノ代表者ヨリ寄附ノ申出ヲ爲スモノトス前項ノ場合ニ於テハ寄附申出書(第一號様式)又ハ第二號様式)ニ左ノ區分ニ從ヒ其ノ寄附スル金額又ハ品種數量及價格ヲ頭書シタル内譯明細書ヲ添附スルモノトス但シ特別ノ事由ニ依リ内譯明細書ヲ添附スル能ハザル場合ニ於テハ其ノ事由ヲ記載スルモノトス

一 數人共同ノ場合ニ於テハ各人毎ニ

二 數團體共同ノ場合ニ於テハ各團體毎ニ

三 新聞社等ノ募集ニ係ル場合ニ於テハ各應募者毎ニ

第五條 恤兵金品ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ之ヲ受理セザルモノトス

一 特定ノ個人又ハ部隊ヲ指定シ其ノ他使用ノ方法ヲ特定シタルモノ但シ特種ノ事情ニ因リ已ムヲ得ザルモノト認メタルモノハ此ノ限ニ在ラズ

二 陸軍恤兵部ニ於テ第一條ノ規定ニ依リ其ノ種類及數量ヲ制限シタルモノ

三 其ノ他恤兵ノ趣旨ニ合セザルモノ

第六條 陸軍恤兵部ニ於テ恤兵金品ヲ受領シタルトキハ出納官吏ヨリ受領書(第三號様式)又ハ第五號様式)ヲ寄附申出人ニ交付スルモノトス

第七條 陸軍恤兵部ニ於テ恤兵品ノ寄附申出ヲ承認シタルトキハ該品ヲ受領スベキ部隊ヲ指定シ承認書ニ證明書輸送ニ關スル注意書ヲ添附シ寄附

申出人ニ之ヲ交付シ受領スベキ部隊及市町村長ニ通報スルモノトス

寄附申出人前項ノ承認書ヲ受ケタルトキハ市區町村長ニ請求シテ寄附品ノ點檢ヲ受ケ承認書記載ノ日迄ニ受領スベキ部隊ニ送付スルモノトス

前項荷造ニ要スル費用及受領スベキ部隊ニ送付スル費用ハ寄附申出人ノ負擔トス但シ無償ヲ以テ鐵道運搬ヲ爲ス場合ニ於ケル鐵道線接續驛間ノ貨物取扱費用ハ此ノ限ニ在ラズ

第八條 陸軍恤兵部ニ於テ恤兵金品ヲ受領シ又ハ恤兵品受領濟ノ通報ヲ受ケタルトキハ適宜之ヲ取纏メ其ノ金額又ハ品種及寄附者ノ氏名ヲ官報ニ公告ス

第九條 恤兵金品ハ寄附ノ申出ヲ爲シタル後金額又ハ品種、數量等ノ増減又ハ取消ヲ請求スルコトヲ得ズ

第十條 寄附ノ申出ヲ爲シタル者ニシテ住所、氏名等ヲ變更シタルトキハ其ノ都度之ヲ陸軍恤兵部ニ届出ヅルモノトス

第十一條 市區町村長ハ第七條第一項ノ規定ニ依リ承認書ヲ受ケタル者其ノ寄附ヲ完了セザルトキハ其ノ事實ヲ調査シ之ヲ恤兵部ニ通知スルモノ

第一號様式

恤兵金寄附申出書

一金 何圓也

右恤兵ノ爲寄附仕度候間受領相成度候也

昭和 年 月 日

現住所 何府(縣)何郡(市)(區)何町(村)何番地

官職

位勳功爵 氏名

(某社)會(團體)長(總代) 氏名

第二號様式

陸軍恤兵部御中

恤兵品寄附申出書

一 何々 此價格金何圓何拾錢

一 何々 此價格金何圓何拾錢

右恤兵ノ爲寄附仕度候間受領相成度候也

昭和 年 月 日

現住所 何府(縣)何郡(市)(區)何町(村)何番地

官職

位勳功爵 氏名

(某社)會(團體)長(總代) 氏名

トス

第十二條 市區町村長ハ第七條第二項ノ規定ニ依リ寄附品點檢ノ請求アリタルトキハ之ニ應ジ包裝又ハ荷札ニ

點檢濟ノ證明ヲ爲シ腐敗、損傷等ニ因リ使用堪ヘズト認ムルモノアルトキハ證明ヲ爲サズ直ニ其ノ狀況ヲ恤兵部ニ申出ズルモノトス

第十三條 恤兵品ニシテ恤兵ノ用ニ適セズト認メタルトキハ受理ノ承認ヲ取消シ之ヲ寄附者ニ還付スルコトアルベシ

第十四條 恤兵金品ハ必要ニ應ジ陸軍恤兵部以外ノ陸軍部隊ニ於テ之ヲ受理セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ受理スベキ恤兵金品ノ取扱ニ關シテハ前數條ノ規定ニ依リ其ノ配與ニ關シテハ別ニ定ムル所ニ依ル

第一項ノ部隊ハ別ニ之ヲ定ム

國防獻金取扱規程摘要

(昭二一、一〇、三三) 海告一六

第一條 海軍ニ於ケル支那事變ニ關スル國防獻品ヲ目的トスル寄附金ヲ國防獻金ト稱ス

第二條 國防獻金ヲ寄附セントスル者ハ現金ニ添へ第一號書式ノ申出書ヲ海軍省ニ差出スモノトス但シ地方ニ在リテハ所在海軍官衙ニ差出スコトヲ得

前項ノ申出書ニハ其ノ目的トスル獻品名ヲ記載スルモノトス但シ特定ノ物品ヲ目的トセザルモノニ在リテハ單ニ國防獻金ト記載スルモノトス

第一號書式

國防獻金寄附申出書

一金 何 程

但何々製作(又ハ購入)資金
右寄附仕度候也

住所 何府郡市區村番地

(何社長又ハ何某外何名總代)

位勳功爵 氏 名印

何年何月何日

海軍 大臣 宛

第三條 國防獻金ヲ二人以上連名ニテ寄附スル場合ニ在リテハ各人ノ住所氏名及金額ヲ明記シタル内譯明細書ヲ申出書ニ添附シ會社又ハ團體ガ寄附スル場合ニ在リテハ代表者ノ住所氏名ヲ申出書ニ記載スルモノトス

第六條 寄附者ノ住所氏名及金額ハ之ヲ官報ニ公告ス

陸海軍軍人軍屬公務基
因の傷病再發者の收療

資格者 明治二十八年勅令第四百十號を以て軍人軍屬にして戦闘及戰時平時に拘はらず公務の爲傷病を受け又は疾病に罹り加療治療の後該傷病再發したる者陸海軍病院へ入院治療を出願するときは特に許可することを得、其の入院中の諸費は官給とす其の出願のとき既に軍人軍屬にあらずと雖も前項に該當する者亦同じと定められてある。

故に右該當者で入院治療(恩賜の義眼又は義肢、官給の義齒、義眼、コルセット、上下肢支持装置又は義肢の故障に因る治療補修を含む)を受けむとする者は、次の様式の願書を希望する陸軍病院長(海軍に在りては、願書に海軍軍醫科士官又は地方醫師の診斷書を添へ最寄海軍病院又は要港部の病院(義肢義眼の故障に因る入院治療を除く)に差出せば許可の有り次第指示を與へ

られる。

入院患者で轉地療養の必要な者は陸軍病院分院の轉地療養所へ收容され、治療上必要あるときは同一師管内又は他師管の陸軍病院に轉送されることもある。又入院患者で本人の都合に依り通院治療を願出れば病症上支障なきときは、許可せられる。

出願者中陸軍關係の「マラリヤ」患者に限り、次の項目に該當する者は地方病院又は地方醫師に實費支辨で治療を依託して呉れることがある。

(イ) 遠隔の地に居住し又は交通其の他の關係上陸軍病院に入院(通院)を不便とし、其の地の地方病院又は地方醫師の治療を希望するとき

(ロ) 家計貧困で陸軍病院に入院する爲に要する旅費の支辨困難なき

(ハ) 陸軍病院で患者收療餘力のな

院の支辨とす。但し通院治療の爲の住復旅費は自辨とす

入院 願

某儀

何年何月何日何の際何傷ヲ受ケ(何ノ爲何病ニ罹リ)何陸軍病院ニ於テ治療相受ケ何年何月一旦治癒ノ處何年何月該傷(病)再發シ何ノ容態有之候ニ付明治二十八年勅令第四百十號ニ依リ陸軍病院ニ入院治療相受度此段願出候也

原所屬部隊 第何師何兵第何聯隊 第何中隊

本籍地 府(縣)郡(市)町(村)番地
居住地 府(縣)郡(市)町(村)番地
年月日 役種官等級 氏 名印
何陸軍病院長殿

注意

一 義齒(義眼、コルセット、上下肢支持装置、義肢)故障ノ爲入院治療ヲ願出ル者ニ在リテハ「内ヲ「恩賜義眼(何義肢)ヲ拜受又ハ義齒(義眼、コルセット、何肢支持装置、何義肢)ノ官給ヲ受ケ候處何年何月何日故障ヲ生シ」ニ改ム

- 二 本人出頭シ口答ヲ以テ入院ヲ願出ル者ニ在リテハ入院願ヲ入院後差出スコトヲ得
- 三 海軍關係ノ者ノ願書様式ハ右ニ準ズ

陸海軍の下士官兵中
服役免除者の收療

陸海軍の下士官兵中次の者は、陸軍病院又は海軍病院に入院を願出れば病院で患者收容治療の餘裕あるときに限り、許可される、但し入院料は自辨とす(陸軍病院は治療費一日四十六錢、被服費一日四錢、海軍病院は治療費、衣費一日各三十錢、被服費は)

(イ) 陸軍の下士官兵で部隊編入中傷痍疾病に罹り之が爲豫備役、後備役又は第一國民兵役に編入せられ若は兵役を免除された者

(ロ) 海軍の下士官兵で現役中大正三年達第七十九號に規定する第一種症又は第二種症に罹り之が爲第一國民兵役に編入せられ又は兵役を免除された者

(ハ) 海軍の下士官兵で豫備役、後備役召集中前號の傷病に罹り之が爲該召集中(召集解除後現に海軍病院に入院中を含む)第一國民兵役に編入せられ又は兵役を免除せられた者

右の者でも死刑、無期又は六年以上の徴役若し禁錮に處せられたことのある者、現に急性傳染病、同疑似症、癩結核、又は精神病に罹れる者は入院を許可されない。

入院希望者は一家を爲せる身元確實なる者を保證人(海軍病院に入院せんとする者は、保證人の外に本人及保證人居住地市町村長「六大都市は區長、市町村制なき地方は市町村長に準ずる者」の奥書證明を受け醫師の診斷書を添附す)として左記様式の願書を最寄又し希望する陸、海軍病院へ差出すべし。

公務基因の陸海軍下士官
兵服役免除者の收療

様式(陸軍病院に入院せんとする者)

服役免除者入院願

大正五年勅令第二百三十六條ニ依リ入院治療相受度保證人連署ヲ以テ軍隊手牒(海軍下士官召兵ハ履歴表)相添へ願出候也

追テ入院御許可相成候上ハ本人身上ニ係ル諸件ハ保證人ニ於テ一切引受可致候

本籍地 府(縣)郡(市)町(村)番地
居住地 府(縣)郡(市)町(村)番地
年月日 元階級 氏 名 印

本籍地 府(縣)郡(市)町(村)番地
居住地 府(縣)郡(市)町(村)番地
職業 保證人 氏 名 印
何病院長殿

注意一 軍隊手牒(履歴表)ヲ有セサル者ハ左記事項ヲ別紙ニ記註シ願書ヲ添附スルモノトス

(一) 部隊入營年月日
(二) 兵役ヲ免除サレタル傷病名、病症等差、年月日
(三) 服役免除前入院シタル陸海軍

病院名

二 本人出頭シ口頭ヲ以テ入院ヲ願出ツル場合ニ在リテハ入院願書ヲ入院後差出スコトヲ得

様式(海軍病院に入院せんとする者)

海軍病院入院願

何年何月何日何海兵團ニ入團シ何艦(隊)勤務中何年何月何日頃ヨリ何病ニ罹リ何年何日何病院ニ入院何傷病(何種症又ハ何等症)ノ爲何役ヲ免セラレ候處何年何月何日頃ヨリ何病ニ罹リ候ニ付大正五年勅令第二百三十六號ニ依リ海軍病院ニ於テ入院治療相受度診斷書相添此段出願候也

追テ入院御許可相成候上ハ本人身上ニ係ル諸件ハ保證人ニ於テ一切引受可致候

直ニ死亡致候場合ハ御指圖ニ從ヒ料ヲ規定ノ期日ニ納付セサル場合ニハ保證人ニ於テ代納可仕候

元所轄何々

本籍地 府(縣)郡(市)町(村)番地
居住地 府(縣)郡(市)町(村)番地
戸主 戶主ニ非サルトキ 族稱職業
年月日 元官職 氏 名 印
何年何月何日生

本籍地 府(縣)郡(市)町(村)番地
居住地 府(縣)郡(市)町(村)番地
族稱職業 保證人 氏 名 印

何海軍病院長何某殿
本人及保證人ノ身上ニ關シ左ノ事項證明候也

本人
一、大正五年海軍省令第八號第一條第何號ニ該當ノ者(履歴表軍隊手牒、在郷軍人ノ口供等ニ依リ證明スルモノトス)

二、第二條ニ掲クル刑ニ處セラレタルコトナシ
三、資産、生活ノ程度(本人戸主ニ非サルトキハ戸主ノ資産生活ノ程度共)
保證人
一、資産、生活ノ程度
二、前項ノ外身元ノ確否ニ關シ參考トナルヘキ事項

年月日 府(縣)郡(市)町(村)長 氏 名 印

公務基因の陸、海軍下士官兵の服役免除者で日本赤十字社本社病院又は支部病院に救療を希望する者は服役免除となりし證明書類(或は口頭)を以て本人の原籍又は現住地府縣内に在る病院を有する支部(東京は本社病院)に申出れば、支障なき範圍に於て通療又は收療し、且つ診療費は本人の状況に應じ低減し又は無料とされる。

郵便規則摘要

○内國通常料金 (單位錢)

第一種 有封書狀 二十瓦迄毎に
無封書狀 百二十瓦迄毎に

第二種 通常書 四四二〇〇
封緘復葉書 四四〇〇〇

第三種 盲人用點字 六十瓦迄毎に
發行日新新聞紙 六十瓦迄毎に
發行日新新聞紙 六十瓦迄毎に

第四種 盲人用點字 百二十瓦迄毎に
低料約束郵便 百二十瓦迄毎に

○市内特別取扱郵便料金

第五種 農産物種子 百二十瓦迄毎に 一〇〇

有封書狀 二十瓦迄毎に 二〇〇

無封書狀 百二十瓦迄毎に 一〇〇
三千一箇分より百二十瓦毎に 一〇〇

第三種 百二十瓦迄毎に 一〇〇
第四種 百二十瓦迄毎に 一〇〇
三千一箇分より百二十瓦毎 一〇〇

○速達郵便料金 (單位錢)

イ、郵便區市内宛 八〇
ロ、郵便區市外宛及配 三〇
達局指定のもの 八軒を越ス四軒迄毎に 二〇
〔特に航空遞送を請求する場合〕 二五〇

イ、無封書狀及第三乃至第五種 六十瓦毎に 一〇〇
 ロ、小包郵便物（一貼迄） 九二〇〇
 〇、小包郵便物（一貼を超え五百瓦迄毎に） 五〇〇〇

○内地小包郵便料

同一郵便区内は普通六錢、書留十二錢
 △内地相互間（單位錢）

五百瓦 一貼 二貼 三貼 四貼 五貼 六貼
 普通 一〇 一四 二二 三〇 三八 四六 五四
 書留 一五 二二 三三 四五 五七 六九 八一

△内地、臺灣、朝鮮、關東州、樺太、南洋相互間
 （但し普通は内地樺太臺灣及南洋相互間に限る）

五百瓦 一貼 二貼 三貼 四貼 五貼 六貼
 普通 二七 三四 四七 六〇 七三 七九 八五
 書留 四二 四九 六二 七五 八八 九四 一〇〇

○外國通郵便料金（滿洲及支那宛は内地料金に同じ）

書 狀（二十瓦迄） 二〇〇〇
 以上二十瓦毎に 一〇〇〇
 葉 書（往復） 二〇〇〇
 復常 二〇〇〇
 印刷物（點字） 五十瓦毎に 二〇〇〇
 一貼毎に 一〇〇〇
 業務用書類（二百五十瓦迄） 二〇〇〇
 以上五十瓦毎に 一〇〇〇
 商品見本（百瓦迄） 四八〇〇
 以上五十瓦毎に 四〇〇〇

小形包裝物（二百五十瓦迄） 四〇〇〇
 以上五十瓦毎に 八〇〇〇

○滿洲及支那宛小包料（單位圓）

（滿洲國）
 一貼 一・四五 二貼 一・六〇 三貼 一・七五
 四貼 一・九〇 五貼 一・〇五 六貼 一・二〇
 七貼 一・三五 八貼 一・五〇 九貼 一・六五
 （支那）
 一貼 一・四五 二貼 一・六〇 四貼 一・九〇
 六貼 一・二〇 八貼 一・五〇 十貼 一・八〇

○軍事郵便

〔取扱範圍〕 軍事郵便は表面に（軍事郵便）と記入する。

その取扱範圍は滿洲、北支、上海、揚子江方面に限られ
 （一）その地方に在り又は派遣された軍隊、艦艇、軍衛、
 軍人、軍屬若しくは軍衛の許可を得たるもの（例へば新聞
 記者）より發するものと、（二）これ等に宛てたものを云
 ふ。（一）は無料、（二）は有料で、差出し得る者に制限は
 ない。

〔種類と料金〕

（イ）書狀、（ロ）葉書、（ハ）新聞雜誌、（ニ）
 書籍、印刷物、寫眞、（ホ）小包郵便の五種で、特殊取扱
 は書留、留置、約束郵便、航空郵便に限り、小包はすべ
 て書留に限られる。但し中支宛内地設の私用小包は當分
 取扱はず。

料金は航空郵便、小包以外は内地と同一で、小包料金は
 關東局管内に同じ。
 航空郵便料左の如し。（他に普通料金を加ふ）

種類	北中支向け	滿洲向け
有封書狀（二〇瓦迄毎）	三〇	三五
印刷書狀（六〇瓦迄毎）	五〇	三五
葉書、往復葉書	一五	一八
封緘葉書	三〇	三五
新聞、雜誌、書籍、印刷物	六〇瓦迄毎 五〇	七五瓦迄毎 七五

鐵道規則摘要

○運賃對杆（省線三等普通運賃）

八〇瓦以下（一杆につき）	一五六毛
一六〇瓦迄	一三一
三二〇瓦迄	一〇六
四八〇瓦迄	八六
六四〇瓦迄	七五
八〇〇瓦迄	六九
八〇一杆以上	六三

△一等は三等の三倍 △二等は三等の二倍 △小兒六
 年未満無料 △十二年迄半額
 ○乗車券通用期間

百杆迄二日、以上百杆を増す毎に一日を加ふ。往復乗車
 券はその二倍、廻遊券は各券毎に片道券の例により計算
 した期間の合算日数である。

○急行料金（單位錢）

等級	四百杆迄	八百杆迄	八百杆以上
一等（特）	二〇〇〇	三〇〇〇	三・七五
二等（特）	一・五〇〇	二・五〇〇	七・五〇
三等（特）	一・三〇〇	二・〇〇〇	五・二五〇
普通	一・六五〇	二・二〇〇	二・二五〇

△六年以上十二年未満の小兒は半額 △普通急行券は
 發賣日より五日以内に使用のこと △特別急行券は五
 日前より發賣す

○運賃料金（一夜につき）

等級	上段	中段	下段
一等	五圓	一	七圓
二等	三圓	一	四・五圓
三等	一・五圓	一・五圓	八十錢

△午後八時より翌朝午前八時迄使用 △寢臺券は四日
 以前より發賣す

○團體割引率（三等）

二十五人以上の普通團體には二、三等運賃の、特別團體
 には三十人以上三等運賃の割引がある。特別團體とは學

生、生徒、労働者、逓信省關係者、鐵道關係者、興行者等の團體である。

人員	普通團體		特別團體	
	期間	普通團體	高等小學	其他
二五人以上	二期	二〇〇割		
三〇人以上	二期	二〇〇	四・五	四・五

五〇人以上	二期	二・五	四・五	四・五
一〇〇人以上	二期	三・〇〇	六・五〇	四・三〇
二〇〇人以上	二期	三・五五	六・五五	五・三五
四〇〇人以上	二期	四・三〇	七・六〇	六・四〇

△一期は一月一日—十日、三月十一日—六月十日、七月十一日—十二月末日。二期は第一期以外の期間。

葬儀便覽

一家の凶事中死者を出したる時程哀愁やるせなきものはない。従て家内は一時悲嘆と混雜にて葬儀を施行するにも兎角手落ち勝ちに成り易き故、手落ちなく順序よく滞りなく終了せんには一つの指針が必要である。其指針を述べれば、

一 死亡届 死亡の日より五日以内に届出づべきものである。但し戦死又は戦地の傷病者は此限りでない。死亡者戦死者は戦地の傷病死は部隊

長から發したる成規の通知書を、普通の病死は醫師の診断書を、變死は立會醫師の檢案書又は警察官の檢視調書の謄本を添へて届書(寄留者は其寄留地と本籍地とに各一通)を戸籍吏へ提出する。

取極をして萬事遺漏なき様にする。
イ 葬儀時刻及式場の整理
ロ 式場借受の謝儀取極
ハ 會葬者休憩場の取極
四 死亡通知狀 死亡通知狀には葬儀時日、葬式(神、佛、基式等)及施行場を併記するのが普通である。
五 新聞廣告 偏く世人に知らすが主意であるから、上下一般に愛讀せらるゝ大新聞紙を選定し、信用ある通信社に依頼するが便利であるのみならず割引等の交渉も纏り易い。

れば其所屬長官へ届書を出し、又戸主が官吏で其家族死亡したるときも届書を出す。死亡者在郷軍人なりときは市町村長を経て聯隊區司令官に届出をなす。

七 官内省への届出 勅任官死亡するときは官内大臣へ届出をする。其戦死又は戦地に於ける傷病死なるときは届書に成規の通知書謄本を添へて出し、平病死のときは醫師の診断書は要しない。

八 費動局、宗秩寮への届書 死亡者有動者なれば費動局總裁へ、同有位者なれば宗秩寮總裁へ届出をなす。
九 祭官、僧侶への葬儀依頼 葬式決定したら祭官、又は僧侶の人員を定め適當の神職或は寺院に就き人員、時刻等行違なき様依頼し、其葬儀宗法に依る式場の裝飾供物等を協議すること。

一〇 葬具調辨 葬具は自宅用及葬儀

場用の種類、員數を決定し、其新調品と損料品とを區別して葬具屋に注文する。

一 埋葬地使用手續 埋葬地所有なき喪家は其場所を定め、實地に就き好位置を選定し、土地購入又は使用權を得るの手續をとること。
二 遺骸埋葬に要する埋葬認許證 遺骸を埋葬せんとするときは前項の埋葬認許證を其寺院又は墓地管理所に納付せねばならぬ。故に埋葬の際には該認許證を忘れず携帯すること。
三 火葬場手續 火葬の等級を定め遺骸到着時刻及火葬籠等を取極め當日行違なき様にする。

遺骸火葬場に到着せしときは埋葬認許證を管理人に示し又は交付し置き遺骨と共に之を受取つて遺骨埋葬の際同様の手續をする。
遺骨は函又は陶器の壺に納めるを普通とする。此容器は火葬場で販賣する故豫め適當品を調査取極め置くこと。

一四 會葬禮狀 會葬者の住所地名番地を遺漏なく葬儀受付に於て記載し置くこと。
一五 弔詞或供物禮狀 弔詞に對する禮狀と供物に對する禮狀と二種類に區別、豫め印刷し置き適宜發送すること。
一六 葬儀後掛員へ禮狀 葬儀後諸事終了せば相當法事の命日に掛員一同を招待して慰勞の禮を述べるを普通とするも、此禮を略して單に禮狀のみ或は謝禮の意味にて贈品する向きもある。

一七 七七禮狀 (俗に香奠返し) 三十五日若は四十九日相當命日に茶、饅頭又は服紗類(出入人には金錢)を返禮として贈るを例とす。
一八 葬儀後の祭典 神佛葬祭に従ひ神祭は十日、三十日、五十日、百日祭を佛葬は初七日、五七日、七七日百ヶ日法事を以て普通とする。
一九 碑表建設手續 碑表を建立するには墓地と墓地外とを問はず所轄警

察署の許可を受けねばならぬ。但し死者の族籍、姓名、官位勳功、法號

死生年月日建立者の姓名を記するに止る石碑は許可を要せず、誌録傳贊

の碑文を刻する墓碑の建設は許可を要す。

服忌表

(明治七年太政官布告武家制服忌令)

死去シタル者	忌	服	死去シタル者	忌	服
父 母 祖 父 養 實	五 十 日	二十 日	子 孫 曾 孫 姪 兄弟 伯 叔	二十 日	三十 日
父 母 祖 父 養 實	五 十 日	二十 日	子 孫 曾 孫 姪 兄弟 伯 叔	二十 日	三十 日
父 母 祖 父 養 實	五 十 日	二十 日	子 孫 曾 孫 姪 兄弟 伯 叔	二十 日	三十 日
父 母 祖 父 養 實	五 十 日	二十 日	子 孫 曾 孫 姪 兄弟 伯 叔	二十 日	三十 日
父 母 祖 父 養 實	五 十 日	二十 日	子 孫 曾 孫 姪 兄弟 伯 叔	二十 日	三十 日
父 母 祖 父 養 實	五 十 日	二十 日	子 孫 曾 孫 姪 兄弟 伯 叔	二十 日	三十 日
父 母 祖 父 養 實	五 十 日	二十 日	子 孫 曾 孫 姪 兄弟 伯 叔	二十 日	三十 日
父 母 祖 父 養 實	五 十 日	二十 日	子 孫 曾 孫 姪 兄弟 伯 叔	二十 日	三十 日
父 母 祖 父 養 實	五 十 日	二十 日	子 孫 曾 孫 姪 兄弟 伯 叔	二十 日	三十 日
父 母 祖 父 養 實	五 十 日	二十 日	子 孫 曾 孫 姪 兄弟 伯 叔	二十 日	三十 日
父 母 祖 父 養 實	五 十 日	二十 日	子 孫 曾 孫 姪 兄弟 伯 叔	二十 日	三十 日

(備考)

一、遺跡相續ヲサザル養子ニ在リテハ養方ニ付テハ「父母」及「兄弟姉妹」ノ外忌服ヲ受ケズ實方ニ付
二、遺跡相續ヲサザル養子ニ在リテハ養方ニ付テハ「父母」及「兄弟姉妹」ノ外忌服ヲ受ケズ實方ニ付
三、遺跡相續ヲサザル養子ニ在リテハ養方ニ付テハ「父母」及「兄弟姉妹」ノ外忌服ヲ受ケズ實方ニ付
四、遺跡相續ヲサザル養子ニ在リテハ養方ニ付テハ「父母」及「兄弟姉妹」ノ外忌服ヲ受ケズ實方ニ付
五、遺跡相續ヲサザル養子ニ在リテハ養方ニ付テハ「父母」及「兄弟姉妹」ノ外忌服ヲ受ケズ實方ニ付
六、遺跡相續ヲサザル養子ニ在リテハ養方ニ付テハ「父母」及「兄弟姉妹」ノ外忌服ヲ受ケズ實方ニ付
七、遺跡相續ヲサザル養子ニ在リテハ養方ニ付テハ「父母」及「兄弟姉妹」ノ外忌服ヲ受ケズ實方ニ付
八、遺跡相續ヲサザル養子ニ在リテハ養方ニ付テハ「父母」及「兄弟姉妹」ノ外忌服ヲ受ケズ實方ニ付
九、遺跡相續ヲサザル養子ニ在リテハ養方ニ付テハ「父母」及「兄弟姉妹」ノ外忌服ヲ受ケズ實方ニ付
十、遺跡相續ヲサザル養子ニ在リテハ養方ニ付テハ「父母」及「兄弟姉妹」ノ外忌服ヲ受ケズ實方ニ付

度量衡比較及合數

メートル法

度	同	同	同	同	同	同	同	同	同
概「ミリメートル」(「メートル」ノ百分ノ一)	三・三〇〇〇〇厘	同	同	同	同	同	同	同	同
概「センチメートル」(「メートル」ノ百分ノ一)	三・三〇〇〇〇分	同	同	同	同	同	同	同	同
概「デシメートル」(「メートル」ノ十分ノ一)	三・三〇〇〇〇寸	同	同	同	同	同	同	同	同
概「メートル」	三・三〇〇〇〇尺	同	同	同	同	同	同	同	同
同	三・二八〇八呎	同	同	同	同	同	同	同	同
同	一・〇九三三碼	同	同	同	同	同	同	同	同
同	〇・五七〇〇間	同	同	同	同	同	同	同	同
同	五・一〇〇〇間	同	同	同	同	同	同	同	同
同	九・一六六六町	同	同	同	同	同	同	同	同
同	〇・二五五五里	同	同	同	同	同	同	同	同
同	〇・六二二二哩	同	同	同	同	同	同	同	同
同	四九・七〇六六五三鎖	同	同	同	同	同	同	同	同
面積		同	同	同	同	同	同	同	同
平方概「(平方米)ノ百分ノ一	〇・三三三三〇〇坪	同	同	同	同	同	同	同	同
平方概「(平方米)ノ百分ノ一	一〇・八九平方尺	同	同	同	同	同	同	同	同
平方概「(平方米)ノ百分ノ一	一〇・七六九二平方尺	同	同	同	同	同	同	同	同
平方概「(平方米)ノ百分ノ一	一・一五九九平方碼	同	同	同	同	同	同	同	同
衡		同	同	同	同	同	同	同	同
概「ミリグラム」(「グラム」ノ百分ノ一)	〇・三三三三七毛	同	同	同	同	同	同	同	同
概「センチグラム」(「グラム」ノ百分ノ一)	三・三三三三毛	同	同	同	同	同	同	同	同
概「デシグラム」(「グラム」ノ十分ノ一)	三・三三三三厘	同	同	同	同	同	同	同	同
概「グラム」	三・三三三三分	同	同	同	同	同	同	同	同
同	〇・三三三三七毛	同	同	同	同	同	同	同	同
同	一・三三三三七毛	同	同	同	同	同	同	同	同
同	一・三三三三七毛	同	同	同	同	同	同	同	同
同	一・三三三三七毛	同	同	同	同	同	同	同	同
同	一・三三三三七毛	同	同	同	同	同	同	同	同
同	一・三三三三七毛	同	同	同	同	同	同	同	同
同	一・三三三三七毛	同	同	同	同	同	同	同	同
同	一・三三三三七毛	同	同	同	同	同	同	同	同
同	一・三三三三七毛	同	同	同	同	同	同	同	同
同	一・三三三三七毛	同	同	同	同	同	同	同	同

庭「キログラム」(千「グラム」一馳ノ千分ノ一)	ニ・三〇四五九封度
同	〇・〇〇一噸
同	〇・〇〇〇九八四三英噸
同	二六六・六六六七貫
度	
ヤード、ポンド法	
吋「インチ」(「ヤード」ノ三十六分ノ一)	〇・八三三〇寸
呎「フイート」(「ヤード」ノ三分ノ一)	一・〇〇五八四尺
碼「ヤード」	三・〇一七五二尺
鎖「チェーン」(二十二「ヤード」)	六六・八八四四尺
同	一一・〇八四四間
哩「マイル」(千七百六十「ヤード」)	五三二〇・八三五尺
同	一四・七五三町
同	〇・四〇九七九里
同	一六・九七五町
瓦倫「ガロン」	二・〇九八四六升

陸海軍 軍事年鑑終

衛		
「オンス」(「ポンド」ノ十六分ノ一)		七・五六〇〇友
封度「ポンド」		三三〇・九六〇〇友
噸(英)「トン」(二千二百四十「ポンド」)		二七〇・九五〇四貫
據「ピカル」		一〇〇斤
換算便法		

〇尺を米に直すには三倍して十で割る
 〇米を尺に直すには一割を加へて三倍する
 〇間を米に直すには一割を引いて二倍す
 〇米を間に直すには一割を加へて二で割る
 〇町を米に直すには一割を加へて百倍する
 〇米を町に直すには一割を引いて百で割る
 〇里を町に直すには三割加へて三倍する
 〇里を里に直すには二分を加へて四で割る
 〇坪を平方米に直すには一割加へて三倍する
 〇坪を平方米を坪に直すには一割引いて三で割る

索引 (五十音順)

この索引は讀者の便利に供するため、國語音に依り配列し、努めて簡易を目として作成した。従つて假名遣や字音も舊來の用例と異なるもの多く、「クワ」を「カ」に、「イウ」を「ユウ」に、「ハウ」を「ホウ」、「チ」「ヅ」を「ジ」「ズ」の部に入れた。

アンテナ機雷	七六〇
明野陸軍飛行學校	一八四
愛國婦人會	六八七
亞細亞艦隊	七二二
イ	イ
位階令要旨	一三九
伊太利の軍備	七三六
伊太利の軍事豫算	九九〇
依託學生	二七五
依託生徒	二七五
遺族の順位	四五七・四六二
一時恩給	四九九
一等驅逐艦名	三三二
一等潜水艦名	三三二
移民事務	八〇八
エ	エ
醫務局	一四九・二〇〇
醫療關係者能力申告令	六二八
印度駐劄武官	二七五
エ	エ
英國の軍備	七二二
英國の軍事豫算	七六七
演習	二五九
演習召集	四一〇・四一四
演習召集延期願	四一三・四一三
衛戍令	三三三
襟章	三三三
衛生部依託學生生徒	二八三
曳光彈	七三三
曳航機雷	七六〇
オ	オ
恩給金庫法	四八二

恩給金庫所在地	四八八	海軍艦船部	二四三
恩給額算出法	四六〇	海軍艦政本部	二三四
恩給の改正	四六一	海軍下士官以下俸給生徒及學生手當	二六九
恩給裁定制	四五九	海軍官衙團體所在表	二七〇
恩給の種類	四五九	海軍各料士官現役特例	二七七
恩給受給權調査	四六三	海軍各料士官の補充	二七七
恩給受給者心得	四六三	海軍火藥廠	二三四
恩給請求書	四七六	海軍階級區別章	二九九
恩給請求手續上の注意	四六一	海軍館	二九七
恩給の停止	四七四	海軍技術師	二九八
恩給權の消滅	四七五	海軍技術會議	二九九
恩給法施行前の恩給給未受領者の扶助料	四七〇	海軍技術學生	二八九
恩赦令	二一〇	海軍技術生徒	二八九
大型驅逐艦比較表	七四一	海軍技術研究所	二九四
音源標定機	七五九	海軍機關學校	二九六
應召及出征時の心得	四三三	海軍協會	六八
乙種幹部候補生	四三四	海軍軍醫學校	三三七
王族及公族	一一〇	海軍軍需部	三三九
歐亞航空公司	五一二	海軍軍政の沿革	三三八
カ	カ	海軍軍事普及部	三三九
海員技濟會	六三九	海軍建築部	三三九
海外居住者の召集	四三四	海軍建築技手	三三八
海軍依託學生生徒	二八八	海軍經理部	三三九

海軍經理學校	二二七	海軍の職別線	二五八	海軍豫備航空團	六九六	學校卒業者使用制限令	六八八
海軍刑務所	二二三	海軍水雷學校	二二九	海軍豫備武官實役停年	四三九	各國民間飛行機數	五三五
海軍警査監獄看守	二九九	海軍潜水學校	二四〇	海軍豫備員の服役	五九九	各國民間飛行機數	五三七
海軍現役士官の補充	四七	海軍生徒採用試験委員	二七五	戒嚴令	三三四	各國民間飛行機操縦士數	五三六
海軍現役武官商	五九四	海軍大學校	二三四	恢弘會	六九二	觀艦式	二六一
海軍現役武官配屬商船	五九五	海軍大將に補せられし者	二七四	偕行社	六八〇	觀艦式一覽	二六二
海軍現役武官配屬商船	五九五	海軍通信學校	二四一	外國駐在員	二七五	觀兵式	二六六
海軍現役武官水産講習所	五九五	海軍通信隊	二四六	外國旅行屆	四四四	觀測器材	七五七
海軍航空隊	二四一	海軍特種任用	二三八	外國留學生	二七五	下士官の服役	五九七
海軍航空本部	二三四	海軍燃料廠	二四二	海戰法規	三三四	加算	四六〇
海軍航空工廠	二三四	海軍病院	二四三	海兵團	二四五	加農	七五三
海軍工務部	二二三	海軍の服制	二五八	海兵團教育	二五三	賀表	四五四
海軍工廠	二二三	海軍武官階表	二六五	海防艦	二五〇	簡閱點呼	四三三
海軍三校生徒志願者	二八五	海軍武官俸給表	二六七	海岸砲	七五三	簡閱點呼回数年次	四三九
海軍人事部	二四三	海軍兵學校	二三五	化學戰裝備	七五九	簡閱點呼參會者注意	四三六
海軍志願兵種別	二八九	海軍兵種階	二六七	化學戰時特別研究委員會	七〇四	簡閱點呼不參願	四三八
海軍志願兵身體檢査規格	二九〇	海軍砲術學校	二二九	火力裝備	七四七	緩燃火藥	四三〇
海軍志願兵令	二八九	海軍法務官	二九八	火砲	七五三	艦隊	二四四
海軍所屬技師技手の	四四〇	海軍豫備員	四三八	火光標定機	七五七	艦隊司令長官	二五八
海軍士官任用	四四〇	海軍豫備生徒	四三九	火藥	七六〇	艦隊軍法會議	三〇四
海軍省	二二九	海軍豫備練習生	四三九	回鑿訓民詔書	七九三	艦内編成	二五八
海軍書記官同理事官	二九八	海軍豫備補習生	四四〇	學校教練	五九	艦内點檢	二五八
				學校教練檢定規定	五九三	艦船の教育	二五五

官廳防空令	二六六	騎砲	七五三	記章の種類	一四一	勳章佩用個數及人員	一四三
幹部候補生	四三三	歸休兵召集	四一〇	記章佩用人員	一四三	勳章記章略授佩用心得	一四三
幹部候補生採用願	四三三	歸順工作	八二一	金鷄勳章	一四一	軍艦の敬禮	二六〇
關東州滿洲國の召集點呼手續	四三八	教育召集	四三三	金鷄勳章創設の詔	一四三	軍旗下賜日	二〇六
瓦斯防護要訣	五八〇	教育局	三三〇	金鷄勳章受領人員	一四三	軍旗送式	二〇六
外出先の防護	五八三	教育總監部	一七七	金鷄勳章年金	四三〇	軍機保護法	三〇九
改正服制	三三〇	協和會運動	七九八	金融統制	六八八	軍機保護法施行規則	三二七
貸付軍馬蕃殖供用願	三三七	旭日章	一四〇	勤務演習召集	四二〇	軍事參議院	二七三
乾谷子事件	六三三	旭日桐花大綬章拜受者	一四〇	技術幹部候補生	四三六	軍事參議官	二七三
感知發火式機雷	七五九	宮中席次	三七	起爆藥	七六〇	軍事扶助法	四七七
活動寫真フィルム貸與規程	六七二	宮城	三四	救護	五五九	軍事扶助法施行令	四七九
合衆國艦隊	七二二	儀仗	二〇五	偽裝	五五九	軍事扶助者數調	四七九
		魚形水雷	七五九	九國條約	七六四	軍人遺族記章授與願	一五〇
		魚雷裝	七五九	空中デザート部隊	七〇四	軍人會館	六七四
		魚雷空襲	七五九	熊谷陸軍飛行學校	一八四	軍人傷痕記章	一四七
		寄留地の簡閱點呼	四三六	勳章	一四〇	軍人傷痕記章授與願	一四八
		寄留地の演習召集	四三三	勳章の種類	一四〇	軍人傷痕記章引換願	一四九
		教育召集	四一〇	勳章の種類	一四〇	軍人假定俸給表	四六三
		議政委員會	八四四	勳章の種類	一四〇	軍人援護會	六八九
		行政委員會	八四四	勳章視察令	一四五	軍政及軍令系統に關する	一六三
		青東防共自治政府	八三四	勳章視察人員	一四五	軍政機關	一六三
		北支那開發株式會社	八三九	勳章年金支給細則	四三七	軍隊手牒	四三九
		御苑	二二六	勳章年金受領者	一四四		

軍隊生活	一九一	索引車	七五	工場事業場管理令	三三二	皇室祭祀	二二
軍隊教育の要旨	一九〇	檢閲	二五八	航空技術依託學生生徒	二八四	皇室典範	二二
軍馬貸付願	二六四	現役下士官の補充	四三二	航空技術研究所	一七五	皇室典範増補	二三四
軍馬補充部	二六	檢察機關	三〇三	航空氣象觀測所	五二六	皇禮砲	二六二
軍法會議	三〇一	拳銃	七五三	航空機用機關銃	七五一	高射機關銃	七五一
軍務局	一四〇・三三九	元帥府	二七三	航空機製造事業法	五〇七	高射砲	七五三
軍用自動車補助法	三三三	憲兵隊	一九〇	航空機製造事業法施行令	五一一	高射砲の對空効力	五五七
軍令部	二五九	警報	五八〇	航空機製造事業法施行令	五二	高爆彈	七五八
軍令の特色	二六二	警備	五九	航空機製造事業法施行令	五三	高等軍法會議	三〇三
軍政令達	二六二	警備路建設	八二一	航空許可願	三九	甲種幹部候補生	三〇三
軍需局	二三〇	警備隊	二四五	航空許可申請書	三六	甲種飛行豫科練習生	三九二
軍刀	二五九	經理局	一三・三三〇	航空法	五三九	紅綬褒賞	一四一
軍艦旗	二六〇	檢閲	一九九	航空本部長の行ふ檢閲	二〇〇	後備兵役	三九四
軍備制限條約	七六	肩章	三三四	航空郵便	五〇六	國家總動員の意義	六一五
訓練防空警報規則	五八	檢知	五八〇	航空研究所官制	五〇七	國家總動員の由來	六一五
空氣式多氣筒機關	七五九	獻納金品數	七三	航空無線電信局	五二五	國家總動員審議會	六二五
軍醫候補生出身者の服役	三九七	功一級金鷄勳章拜授者	一四四	航空兵科幹部候補生	四三五	國防科學協議會	六九三
		工業動員區	六二七	公式令	一四四	國防金取扱規定	八三五
		工業移民	八二一	皇族臣籍降下	一一	國防義會	六九一
		工作兵	二九四	皇族臣族婚嫁	一一	國防飛行科學協會	五二・七〇五
		工作機製造事業法	三二四	皇族御公職	一一	國防婦人會	六二六
				皇室	一〇三	國防獻金寄附申出費	八三六

國際聯盟規約	七六五	在郷軍人職業輔導部	六〇六	支那事變と民心の動向	七三	充員召集	四一〇
國際聯盟退盟詔書	七六一	在郷軍人服役上の諸届出	四三	支那事變關係品調査	七五	充員令	四一一
國際軍縮會議專門委員	七五〇	在本邦各國大使館所在	七〇	支那事變關係品調査	六	伺候式	二〇六
國民防空	五五七	在本邦列國領事館	七〇	支那事變に召集將校の進級	四三七	人員資源の統制運用	六二七
國民兵役	三九四	濟生會	六四	支那事變と日滿不可分	九一	人事局	一六九・二二〇
國民兵召集	四一〇	參謀本部	一九	賜杯賜金	一四一	將官演習旅行	四〇一
護國軍	七〇七	參謀演習旅行	二〇三	侍從武官府	二七五	少年團聯盟	六五五
護國救濟會	六九二	查閱	二八	諮詢機關	二七三	小口徑機關銃	七五三
紺綬褒賞	一四一	查問會	二三四	師團	一八八	召集の携帶品	四二二
攻守城重砲	七五三	炸藥	六〇	師團演習	二〇〇	召集免除者	四二二
御用邸	三六	最近飛行機製作數	五〇八	師團軍法會議	三〇三	召集部隊	四一七
御料牧場	二二七	産業飛行機の行績	五〇七	司令部演習	三〇一	召集の範圍	四〇九
御獵場	二二七	山砲	七五三	自動貨車	七五	飾版	一四一
湖東會戰	六七	殺人光線	七五七	自動三輪車	七五	飾緒	三三五
公立商船學校教練教授要目	五九四	催涙瓦斯	五八〇	自動車徵發事務細則	三三六	傷病賜金	四三九
公務員因傷病再發者の收養	八三六			自動車徵發管區	三三三	傷病に依る除隊者に一時賜金支給	七八五
近衛師團に召集される者	四二			自動小銃	七五一	傷病年金	四九
				自由農場	八一〇	傷兵院法	三七〇
				下志津飛行學校	一八四	傷兵保護院官制	三七二
				亞比利亞出兵	六三七	傷兵軍人保護對策審議會官制	三七二
				上海會戰	六	傷兵軍人會	六九五
				獸醫部依託學生生徒	二八四	將旗	三九
				重機關銃	七五一		

將校婦人會……………六八七
 將來戰の航空兵力の重要性……………五〇三
 將校の服役……………五九六
 准士官の服役……………五九六
 昭和二年支那事變……………六三六
 昭和三年支那事變……………六三七
 昭和四年支那事變……………六三五
 常備兵役……………五九七
 手動小銃……………七五一
 殖民地軍……………七二六
 四國條約……………七六四
 司法委員會……………八二四
 新民學院……………八三三
 試験移民状況……………八〇九
 重砲……………七五七
 時限機雷……………七六〇
 親殺兼觸發機雷……………七六〇
 照空燈……………七五五
 持久瓦斯の消毒……………五八二
 上告……………五〇五
 所在不明届……………四四四
 消毒……………五八〇
 消防……………五九八

偵兵金密附申出書……………八三五
 遮蔽……………五五九
 重要會戰時期の損耗數……………六五三
 燒夷彈……………五五五
 射耗彈比較表……………六六三
 十六吋砲……………七五八
 集團移民……………八〇八

水上機母艦一覽……………二五〇
 水上機母艦比較一覽……………七四〇
 水交社……………六八一
 水雷隊……………二四五
 水雷艇……………二五二
 水路部……………二三四
 水雷講習所南洋漁業科の
 教練査問規程……………五九五
 隨時檢閲……………二〇〇

整備局……………一七一
 青年學校令……………五九六
 青年學校規定……………五九八
 青年學校教練及訓練科目六〇〇

青年學校教練科等査問令六〇五
 青年學校教練科等査問規程……………六〇六
 青年學校教練科等査問令特例……………六〇六
 青年學校卒業者の届出……………四四六
 青年航空團……………六九六
 世界戰爭列強兵力一覽……………六五〇
 世界戰爭戰傷者區別表……………六五五
 世界戰爭毒瓦斯使用概數六〇〇
 世界大戰國勢總比較……………六五七
 世界戰爭戰費比較……………六五七
 世界戰爭財源調達額……………六五九
 船舶職員法……………四四六
 船員就職届……………五五七
 戰隊……………二四五
 戰車……………七五三
 戰況附圖……………七四
 戰團旗……………二六〇
 潜水艦用機雷……………七六〇
 潜水隊……………二四五
 潜水母艦……………二五〇
 千住製絨所……………一七六
 政略と戦略との協調……………一六七
 赤十字條約……………五八八

正裝……………三三五
 測量許可願……………三三二
 選科學生……………三三五
 選修學生……………三三六

掃海隊……………二四五
 掃海艇……………二五三
 增加恩給……………四九九
 葬儀便覽……………八四〇
 總動員の對象……………六二六
 總動員の態容……………六二六
 訴訟手續……………三〇四
 裝甲車……………七五三
 裝面……………八五〇
 裝軌……………七五四
 租税の減免徵收檢豫……………八三一
 創夷に依る戰傷者區分……………六五五
 蘇聯の軍備……………二〇一
 蘇聯の軍事豫算……………七八六

大勳位……………一四〇

大勳位拜授者氏名……………一四四
 大臣官房……………一六九
 大本營令……………三〇七
 大將旗……………三三九
 大公使館附輔佐官……………二七五
 大西洋艦隊……………七三三
 大戦間通過の倫敦空襲状況……………六六七
 臺灣軍司令部……………一八八
 臺灣征伐……………六三一
 隊長の行ふ檢閲……………一九九
 短期現役兵……………二五七・三九五
 對戰車砲……………七五三
 對戰車銃……………七五三
 對潛兵器……………七六〇
 他師管に召集すべき者……………四一八
 退役將校以下の陸軍部隊編入……………四〇〇
 短艇の敬禮……………

地中海艦隊……………七二八・七三一
 聽音機……………七五三
 忠勇顯彰會……………六九一
 徵集延期……………四〇三

徵兵檢査……………四〇三
 徵兵檢査關係願届……………四〇六
 徵兵檢査教育程度別……………四〇九
 徵兵檢査身長及體重比例……………四〇九
 徵兵官の組織及業務……………四〇二
 徵兵檢査地……………四〇三
 徵發令……………三三五
 懲罰……………三〇一
 朝鮮軍人扶助料……………四七六
 朝鮮軍司令部……………一八八
 朝鮮軍軍法會議……………四〇四
 朝鮮軍軍法會議……………四〇四
 弔砲……………二〇六
 中小口径砲……………七五八
 中將旗……………二五九
 中華民國臨時政府……………八三三
 中華民國政府聯合委員會……………八三六
 長旗……………三三九
 地方在勤海軍武官……………二四四
 望息性瓦斯……………五八〇
 治外法權撤廢……………七六七
 潮流機雷……………七六〇
 抽籤……………四〇三

鎮守府……………二四三
 鎮守府軍法會議……………三〇四
 駐滿海軍部……………二四四
 張鼓峰事件……………六四三

通常彈……………七五八
 通常禮裝……………三三五
 通信器材……………七五七

天皇旗……………三三九
 帝位繼承法……………七九六
 帝國一、二等巡洋艦一覽……………二四七
 帝國海軍區及其の區畫……………二六四
 帝國海軍の現制……………一六〇
 帝國海軍航空沿革……………五二七
 帝國海軍飛行機……………六七一
 帝國航空母艦一覽……………二四九
 帝國兵役法の根本精神……………三三九
 帝國戰艦一覽……………二四六
 帝國飛行協會……………六八五
 帝國水難救濟會……………六九三

帝國陸軍航空機發達概觀……………五二四
 帝國陸軍豫算……………七八三
 帝國在郷軍人會……………六七一
 帝國在郷軍人會補助費……………七八五
 帝國在郷軍人會團體數……………六七三
 帝國文武官に對する禮砲……………二六二
 典令範……………一九五
 天照園……………八二〇
 天理村……………八二〇
 電氣管制機雷……………七六〇
 電氣砲……………七五七
 轉免役賜金令……………四七〇
 點火爆藥……………七六〇
 轉免役賜金令細則……………四七三
 鐵道規則……………八四一
 鐵路總局移民……………八二〇
 徹甲彈……………七五八

獨逸の軍備……………七三三
 獨逸の軍事豫算……………七九〇
 動員の意義……………六二五
 動員令……………四二二

統帥權……………二六〇
 統帥權と編制權の關係……………二六〇
 統帥機關……………二六〇・二六九
 特種演習……………二〇一
 特種機雷……………七六〇
 特種砲……………七五三
 特種の轉役及免役……………七五五
 特種自動車……………七五四
 特別師團演習……………二〇一
 特別各兵演習……………二〇一
 特別大演習……………二〇一
 特別補充……………四三六
 特別志願將校……………三九六
 特務機關……………二七五
 特務艦……………二五三
 特命檢閱……………二〇〇
 東京陸軍航空學校……………一八三・二八二
 東京軍法會議……………三〇四
 度量衡……………八四三
 投下部隊……………七五七
 到着遅延届……………四二二・四二三
 燈火管制……………五三八
 燈火管制規則……………五九
 燈火管制規則施行……………五七〇
 燈火秘匿程度……………五七五
 塔載砲……………七三三
 塔列……………二〇六
 獨立守備隊……………一八九
 毒瓦斯禁止諸條約と各國の見解……………七四九
 中支那振興株式會社……………八三〇
 内地航空防空充備費……………七四五
 内地人主催の集合席次……………三九
 内火式機關……………七五九
 南京攻略……………六七
 日支事變を觸る列國の動向……………八二
 日清戰役……………六三一
 日獨戰役……………六三六
 日獨防共協定……………七六二
 日獨伊防共協定……………七六二
 日滿議定書……………七六七
 日滿兩國の軍事關係……………六九
 日滿經濟プロック……………八〇三
 日滿兩國全權委員間了解事項……………七七一
 日露戰爭……………六三一
 日露戰爭統計一覽……………六四三
 日本赤十字社……………六八二
 日本青年館……………六九四
 日本滿洲間定期航空線……………五三一
 日本と主要國間の條約……………七七三
 締結年月……………二五二
 二等驅逐艦名……………二五二
 二等潜水艦名……………二五一
 二重機雷……………七六〇
 入營延期……………四〇四
 入營者職業保障法……………四八〇
 入營者職業保障法施行規則……………四八一
 年金……………四七七
 年金繼受願……………八五八
 爆發物取締規則……………三三三
 爆發……………七五四
 破壞藥……………七六〇
 馬匹徵發事務細則……………三三九
 濱松陸軍飛行學校……………一八五
 廢品及不用品利用一覽……………六六六
 飛行集團……………一八九
 飛行練習所……………五三六
 飛行機日勢力増加表……………六六八
 飛行機操縦指導の爲學校等に隨軍現將校以下派遣……………五九一
 非軍事航空本部……………五〇六
 非常上告……………三〇五
 匪賊の討伐……………八一
 糜爛瓦斯……………五八〇
 不戰條約……………七六六
 部外關係兵營及旅會宿泊並軍馬及軍用物件貸與規程……………六〇九
 部外關係に對する彈藥類拂下手續……………六一
 武官實役停年……………三九七
 武官現役年限……………三九七
 服役の區分及年……………三九四
 服役の特例……………三九五
 服役免除者の收療……………八三七
 服役免除者入院願……………八三八
 服裝令……………三三五

服裝令の特例……………二五九
 服忌表……………八四
 扶助料……………四六二
 扶助料の金額……………四六二
 分隊點檢……………二五七
 文化勳章……………四二一
 文化勳章拜受者……………四四
 普通機雷……………七六〇
 普通恩給……………四九九
 物資の總動員……………六六七
 佛國の軍備……………七一九
 佛英獨婦人利用概況……………六六五
 敷設艦……………二五〇
 浮流機雷……………七六〇
 兵役區分及用途……………三九四
 兵役法……………三八〇
 兵役の義務なき者の陸軍部隊に入者の取扱……………四〇一
 兵器彈藥比較表……………六六五
 兵器局……………七一
 兵營生活の目的……………九一
 別種自由團體移民……………八二〇
 兵籍異動届……………四四四
 米國の軍備……………七〇七
 米國の軍事豫算……………七八七
 編成權……………一六〇
 防衛司令部……………一八八
 防衛司令部令……………三三三
 砲艦……………二五一
 防空法……………六六〇
 防空法に就て……………五八〇
 防空法施行令……………五三三
 防空兵器……………五五八
 防空委員會令……………五七
 防空警報傳達信號……………五八
 防空監視哨……………五八〇
 防空の重要性……………五五五
 防空手段と各種機關……………五八
 防空氣球隊……………五五八
 防空氣球隊……………七五四
 防空通信規則摘要……………五九
 防空飛行隊……………五五八
 北清事變……………六三三
 防毒室……………五八一
 防毒資材取締規則……………五八三
 防備隊……………二四五
 防務條例……………三三三
 防務條例……………三三三
 北支掃蕩期間……………六九
 北支地勢概観……………八二五
 北支の産業……………八二六
 北支の交通……………八二二
 北支の文教……………八三三
 補充兵證書……………四四五
 補充兵役……………三九四
 補充召集……………四二〇
 法務局……………一七三・二二一
 本邦定期航空現況……………五七
 本邦民間飛行機要目……………五九
 寶冠章……………四二一
 褒狀……………四二一
 褒賞の種類……………四二一
 褒賞受領者數……………四二一
 歩兵砲……………七三三
 保甲……………八一
 滿洲飾……………二六〇
 滿洲事變……………六三七
 滿洲國軍の沿革……………六九
 滿洲國軍官軍需候補生……………八二
 滿洲國建國宣言……………七九四
 滿洲國皇帝の即位詔書……………七九三
 滿洲國の外交……………八〇〇
 滿洲國の財政……………八〇二
 滿洲國の文教……………八〇三
 滿洲國第二次開發計畫と經過……………八〇五
 滿洲國地方面積及戶口數……………八二二
 滿洲帝國政府組織法要綱……………七九五
 滿洲拓殖會社……………八一〇
 滿洲青年移民……………八〇九
 滿洲事變經過一覽……………六三九
 滿洲國の概念……………八三
 滿洲事變戰死傷者數……………六六九
 水戸陸軍飛行學校……………一八五
 未給與恩給……………四六〇

三等保存會	六九〇	遊覽飛行	五二	陸海軍軍事司法	三〇二	陸軍特別志願兵令	四〇一
民間飛行場	五〇	郵便規則	八元	陸海軍刑法	三〇一	陸軍特別大演習一覽	三〇三
民間銃器回收	八三	要港部	二四四	陸海軍聯合大演習	三〇一	陸軍戸山學校	一八・三三
民用航空の世界的趨勢	五三	要港部の所在地	二六四	陸海軍感狀授與規程	二五一	陸軍被服廠	一六
		要港部軍法會議	三〇四	陸軍監獄看手	二九五	陸軍武官官等並兵等級表	二九
		遙拜式	二六一	陸軍管區表	二四	陸軍武官俸給表	三二
		豫備役將校の補充	四三三	陸軍下士官以下給料	三三	陸軍部隊編入願	四〇〇
		豫備員徵章	二五九	陸軍科學研究所	一七五	陸軍兵器廠	一六
		豫備役將校以下演習召集回数表	四二五	陸軍學生生徒手當表	三三	陸軍教導學校	一六
		豫備役將校關係小誌	六〇八	陸軍重砲兵學校	一八〇	陸軍騎兵學校	一七九
		豫備役及實科供給	六〇八	陸軍重要官衙所在地	三五	陸軍技術本部	一七五
		豫後備役下士官の補充	四三三	陸軍自動車學校	一八二	陸軍氣象部	一六
		豫審	三〇四	陸軍醫學校生徒志願者便覽	三七七	陸軍軍需監督官令	三六九
		要塞司令部	一七七	陸軍醫學校	一八三	陸軍軍人軍屬著作規則	三六
		要塞地帶法	三三〇	陸軍倉庫	一七七	陸軍軍醫學校	一八六
				陸軍大學校	一八七	陸軍軍犬手	二九七
				陸軍大將に補せられた者	三三	陸軍航空廠	一七五
				陸軍調教手	三九七	陸軍航空本部	一七五
				陸軍獸醫學校	一八七	陸軍航空技術學校	一八三
				陸軍築城部	一七六	陸軍航空整備學校	一八五
				陸軍通譯	三九六	陸軍工兵學校	一八・三三
				陸軍通信學校	一八・三三	陸軍工科學校	一八六
						陸軍省	一六九

陸軍省職員	一七三	陸軍現役將校配屬學校教員夜間規定	五九二	陸地測量部	一七六	列國の民間航空	五〇六
陸軍士官學校	一七	陸軍經理學校	二八一	陸地測量部修技所生徒	二九五	列國航空勢力表	五二
陸軍豫科士官學校	一七	陸軍警査	二九六	綠綬褒章	一四一	列國航空母艦一覽	七九
陸軍順位令	三三九	陸軍憲兵學校	一八七			列國總動員準備概要	六六
陸軍將校團條令	一九三	陸軍經理學校	一八六	禮砲式	二〇六	列國海軍既成艦艇概要	七四
陸軍將校團條令施行細則	一九三	陸軍野戰砲兵學校	一七九	歷代海軍大臣	三三三	列國海軍艦艇製造費	七四
陸軍將校生徒試驗委員	二七五	陸軍衛生材料廠	一七	歷代教育總監	一七七	列國陸軍野戰師團裝備比較	七四
陸軍の補充	四三九	陸軍葬喪令	二〇六	歷代軍令部總監	三三	列國喪失船舶噸數	六六
陸軍法務官	二九五	陸軍幼年學校	一七・二七八	歷代宮内大臣	一七七	列強軍事航空擴張経路	五〇
陸軍歩兵學校	一七八	陸軍錄事	二九六	歷代參謀總長	一六九	連合演習	二〇〇
陸軍砲工學校	一七八	陸軍病院	一七七	歷代樞密院議長	一三七	聯合艦隊	二四四
陸軍制式飛行機諸元	二五六	陸戰法規慣例規則	二七七	歷代内大臣	一三七	聯合青年會	六九
陸軍造兵廠	一七五	略綬	一四二	歷代陸軍大臣	一七四	練習生の教育	二五三
陸軍豫備員令	四三六	略帽	三三	列國機械化裝備比較表	七九	練習戰艦	二五一
陸軍豫備馬貸付規則	一八一	離宮	二六	列國陸軍軍備一覽	七九	列車砲	七五
陸軍豫備士官學校	一七・二八〇	臨時召集	四一〇	列國最新主力艦	七三		
陸軍糧秣廠	一七	臨時陸軍豫備馬貸付	三六	列國最新甲級巡洋艦	七三		
陸軍現役將校補充系統	四三九	臨時政府組織	八四	列國最新乙級巡洋艦	七三		
陸軍現役將校配屬令	五九〇	臨時政府の行政機構	八六	列國最新大型驅逐艦	七四〇		
陸軍現役將校配屬令施行規定	五九〇	臨時軍法會議	三〇四	列國最新大型潛水艦	七四二		
陸軍現役將校配屬學校教員夜間規定	五九二	臨時馬の移動制限法律	三四	列國最新中及小型潛水艦	七四三		
陸軍現役將校配屬學校教員夜間規定	五九二	臨時内閣參議官	六五	列國新兵器整備一覽	七三		
		榴彈砲	七三				

ロンドン條約……………七五八

廣告目次 (掲載順)

第一徵兵保險相互會社	表紙の二
大日本麥酒株式會社	一
東亞光學研究所	二
内外徽章製作所	三
兵 林 館	四
アキバ徽章商會	五
中屋三間印刷株式會社	六
若瀬製作所	七
東京電氣株式會社	八
日本ペーカライジンク株式會社	九
特種合金製作所	一〇
西 川	一一
東京電氣無線株式會社	一二
大倉商事株式會社	一三
川崎造船所	一四
石井精密工業株式會社	一五
富國徵兵保險相互會社	一六
特種製鋼株式會社	一七
鈴木カパン店	一八
日本鑄鋼株式會社	一九
尙 兵 館	二〇
日本自衛隊タイヤ製造株式會社	二一

刷 色 頭 卷

萬屋坂本商店	二七
臺灣製糖株式會社	二八
東京鍛工所	二九
南洋興發株式會社	三〇
明治製糖株式會社	三一
東洋リノリウム株式會社	三二
井上光學工業合名會社	三三
南洋拓殖株式會社	三四
小池證券株式會社	三五
大阪商船株式會社	三六
日本油脂株式會社	三七
日産自動車株式會社	三八
東洋精機株式會社	三九
大丸商店	四〇
大阪機械工作所	四一
朝日乾電池株式會社	四二
東洋鐘伸銅株式會社	四三
大日本機械工業株式會社	四四
日曹製鋼株式會社	四五
福島鑄造所	四六
立川飛行機株式會社	四七
關西信託株式會社	四八
東京電熱陶器製作所	四九
東亞製鋼株式會社	五〇

大日本製糖株式會社	六一
丸星商店	六二
山一證券株式會社	六三
日本郵船株式會社	六四
住友金屬工業株式會社	六五
三井銀行	六六
住友電線製造所	六七
日本内燃機株式會社	六八
第一東洋軒	六九
北辰電機製作所	七〇
三共株式會社	七一
山田膳寫社	七二
旭硝子株式會社	七三
高島屋飯田株式會社	七四
藤倉電線株式會社	七五
日東紅茶(日東拓殖農林)	七六
小 西 六	七七
富士電機製造株式會社	七八
キリンビール株式會社	七九
三井物産株式會社機械部	八〇
日本毛織株式會社	八一
三 心 堂	八二
關東水力電氣同製鍊會社	八三
軍人會館	八四

軍人會館	至 四九
三菱銀行	五〇
帝國製糖株式會社	五一
昭和化工株式會社	五二
中村ドラム工業株式會社	五三
京王電氣株式會社	五四
三井鑛山株式會社	五五
共和レザー株式會社	五六
花王石鹼	五七
小倉石油株式會社	五八
美 容 室	五九
日立製作所	六〇
各和製作所	六一
日本石油株式會社	六二
山上合名會社	六三
ライオン齒磨	六四
平田泰民商店	六五
高崎信吾商店	六六
和田彦商店	六七
ローライコムパニー	六八
大阪鐵工所	六九
カーボンペーパー株式會社	七〇
日本鑿泉工業所	七一
湯淺伸銅株式會社	七二

カナエ石綿工業株式會社	七三
藤永田造船所	七四
日本染料株式會社	七五
日本特殊工業株式會社	七六
森永製菓株式會社	七七
東亞企業株式會社	七八
日本樂器製造株式會社	七九
軍人會館寫眞部	八〇
加島勸商店	八一
服部紙店	八二
三菱商事株式會社機械部	八三
和田隆雄商店	八四
大阪樂業セメント會社	八五
加藤旗店	八六
重松製作所	八七
大華工具及電氣冶金會社	八八
安田貯蓄銀行	八九
吾孺製鋼所	九〇
永瀬鐵工所	九一
國池製作所	九二
日本計器製作所	九三
共同信託株式會社	九四
鶴見製鐵造船株式會社	九五
日本加工織布株式會社	九六
櫻田機械製造所	九七

日本商會光學部	九八
大塚製作所	九九
淺野セメント株式會社	一〇〇
大田計器製作所	一〇一
塚本商事株式會社製作部	一〇二
今井文岳堂	一〇三
高橋義宗商店	一〇四
大 林 組	一〇五
日本曹達株式會社	一〇六
日本興業銀行	一〇七
玉屋商店	一〇八
東京航空計器株式會社	一〇九
古河電氣工業株式會社	一一〇
神戸製鋼所	一一一
陸王内燃機株式會社	一一二
中島飛行機株式會社	一一三
鐘淵紡績株式會社	一一四
日本製鐵株式會社	一一五
日本鋼管株式會社	一一六
日本飛行機株式會社	一一七
東京自動車工業株式會社	一一八
東京機器工業會社	一一九
三菱重工業株式會社	一二〇
東京瓦斯電氣工業株式會社	一二一
安田銀行	一二二

刷 色 末 卷

潤 製
磨齒ノオイラ

齒と齒齦の健康は、
品質最も優秀なる
ライオン磨齒にお任
せ下さい。朝夕二回
お使になれば、極め
て容易に目的を達す
る事が出来ます。



警防團
軍人會
青年團

御用服裝

消防刺子袴天及會旗

大阪市南區長堀履筋貳丁目

綿布問屋 山上合名會社

大阪市住吉區阿倍野筋二丁目

團體服と旗 山上南支店

大阪市住吉區王寺町三丁目

山上染工場

昭和十三年十一月二十五日 印刷
昭和十四年一月一日 發行

昭和十四年版
陸海軍 軍事年鑑

定價金 壹圓貳拾錢

不	許
複	製

東京市麹町區九段一丁目五番地

財團法人軍人會館出版部

編輯兼 右代表者 平田重三

發行者 右代表者

東京市麹町區九段一丁目五番地

印刷者 財團法人軍人會館印刷所

右代表者 內山和三郎

發行所 財團 軍人會館出版部

振替口座東京二〇〇七番
電話九段(33)自四一、〇〇一番
至四一、〇〇八番

刀 劔 研 磨

(創業享保年間)

研 師 高 崎 信 吾

大阪市南區上本町三丁目三八
市電上本町三丁目停留場北

(刀劔ニ關スル一切ノ御用命ニ應ズ)

月美人印
キンイプタス

傳統に生き

時代の粹を抱擁す

茲に

他品の追隨を許さず

需家の絶讚を博せる

所以あり



店商民泰田平 舖本 肉末印兜 町勞博阪大
台年万印兜世月

國産之王座

ローラー發聲映寫裝置

皇軍慰問ニ
住民宣撫ニ
時局認識ニ
工場慰安ニ

○堅牢○
○格安○
○輕便○

携帶用
据付用
各種

ローラー發聲映寫裝置
ノ威力ハ絶大滿洲、中
南北支ニローラーハソ
ノ重責ヲ果シツ、アリ

株式會社 ローラコムパニー

本社 大阪市北區茶屋町十番地 電話 1191・1277
支社 東京市芝區田村町四ノ六 電話 2712
出張所 福岡市博多中魚町十二 電話東 2223
京城・大連・新京・臺灣・名古屋・札幌

●大阪の和田彦は軍需品の百貨店です●



陸海軍正改
學校教練用
軍人會用品
軍人用品
雜貨

大阪市南區北桃谷町

陸海軍御用達

和田彦商店

電話 東一六八一番
振替 大阪一九五五一番

(創立明治三十九年)

支店 (京都市伏見區深草町)
電話 伏見二六四番

目 品 業 營

艦艇船舶新造及修繕・兵器
軍需品・橋梁・建築鐵骨・鐵
塔及鐵構・大型貯槽・水壓鐵
管及門扉類・汽機汽罐・其他
原動機・化學機械及鑛山機
械・土木機械及一般諸機械

創 業 明治十四年
資 本 金 參 千 萬 圓



株 式 會 社 大 阪 鐵 工 所

大 阪 市 此 花 區 櫻 島 南 之 町 拾 七 番 地

東京事務所 東京市麴町區丸ノ内二丁目二十番地
神戸事務所 神戸市神戶區播磨町十七番
吳出張所 吳市今西通六丁目一番地ノ四
櫻島工場 大 阪 市 此 花 區 櫻 島 南 之 町 十 七 番 地
築港工場 大 阪 市 大 正 區 船 町 十 五 番 地
因島工場 廣 島 縣 御 調 郡 土 生 町
彦島工場 下 關 市 江 ノ 浦 町 四 百 四 番 地

品 產 國

大 學 複 寫 紙
ユニオンカーボンペーパー
ビクターカーボンペーパー

色 彩 明 朗
品 質 秀 拔
耐 久 絕 大
筆 記 用 タイ プ 用

發 賣 元 カ ー ボ ン ペ ー パ ー 株 式 會 社

大 阪 市 西 淀 川 區 浦 江 北 一 丁 目 一 五 六
電 話 福 島 三 五 〇 九 ・ 三 五 九 一

陸軍省・海軍省・鐵道省・逓信省・指定工場



銅・真鍮・青銅
アルミニウム
管・棒・線・板
マクネシウム
輕合金鑄物

湯淺伸銅株式會社

大阪市西成區辰巳通三丁目
電話 櫻川 三三・一八八三・三一五一番
天下茶屋 二二・一五・四〇九一番
出張所 名古屋市不二見町四五番地
東京市日本橋區小傳馬町三丁目
販賣店 大阪市西區西長堀北通三丁目

主ナル施工先

第十師團 皆生轉地療養所
大阪府 立黒山農學部
日本赤十字社 廣島支部 病院
鐵道省大阪改良事務所
鐘淵紡績株式會社 神戶工場
東洋紡績株式會社 藏王工場
株式會社大阪若山鐵工所 信太山工場
福屋百貨店 廣島市場

同 同 鑿 試 同 鑿 溫
同 同 井 驗 井 井 泉
井 井 井 井 井

鑿井工事請負
ポンプ並
濾過機製造
販賣

日東鑿泉工業所

市川昇次

鐵工部
大阪市北區若松町三十二番地
電話 北 一七三八番
大阪市北區濱崎町三番地
電話 北 三二七四番



株式會社藤永田造船所

大阪市住吉區柴谷町四四番地

艦艇建造並諸機械製作
石油精製裝置並石炭液化裝置製作



營業品目

石綿原料
石綿製品
各種パツキング
保溫保冷工事
設計並ニ施工請負

陸軍省
海軍省
鐵道省
指定工場

カナエ石綿工業株式會社

常務取締役 森 理一

本社 大阪西區出城通四丁目二番地
電話 櫻川 四三三
出張所
第一工場 大阪市西區長橋通三丁目二番地
東京 東京市牛込區南橋通三丁目二番地
長崎 長崎市酒屋町一丁目二番地
滿洲 滿洲國長春市
電話 順順新場三町三八番地

代理店

札幌 札幌市南區南一条二丁目二番地 電話 三一九
仙台 仙台市青葉區南三丁目二番地 電話 六一九
東京 東京市牛込區南橋通三丁目二番地 電話 二九二
大阪 大阪市西區長橋通三丁目二番地 電話 四二九
神戶 神戶市西區南角通三丁目二番地 電話 〇〇二
名古屋 名古屋市中區南一丁目二番地 電話 〇〇二
京都 京都市西區長橋通三丁目二番地 電話 〇〇二
佐賀 佐賀市西區南一丁目二番地 電話 〇〇二
八幡 八幡市西區南一丁目二番地 電話 〇〇二
德島 德島市西區南一丁目二番地 電話 〇〇二
岡山 岡山市西區南一丁目二番地 電話 〇〇二
山口 山口市西區南一丁目二番地 電話 〇〇二
山形 山形市西區南一丁目二番地 電話 〇〇二
福島 福島市西區南一丁目二番地 電話 〇〇二
茨城 茨城市西區南一丁目二番地 電話 〇〇二
栃木 栃木市西區南一丁目二番地 電話 〇〇二
群馬 群馬市西區南一丁目二番地 電話 〇〇二
埼玉 さいたま市西區南一丁目二番地 電話 〇〇二
千葉 千葉市西區南一丁目二番地 電話 〇〇二
東京 東京市西區南一丁目二番地 電話 〇〇二
神奈川 神奈川市西區南一丁目二番地 電話 〇〇二
愛知 愛知市西區南一丁目二番地 電話 〇〇二
岐阜 岐阜市西區南一丁目二番地 電話 〇〇二
石川 石川市西區南一丁目二番地 電話 〇〇二
福井 福井市西區南一丁目二番地 電話 〇〇二
滋賀 滋賀市西區南一丁目二番地 電話 〇〇二
京都 京都市西區南一丁目二番地 電話 〇〇二
和歌山 和歌山市西區南一丁目二番地 電話 〇〇二
奈良 奈良市西區南一丁目二番地 電話 〇〇二
大阪 大阪市西區南一丁目二番地 電話 〇〇二
兵庫 兵庫市西區南一丁目二番地 電話 〇〇二
岡山 岡山市西區南一丁目二番地 電話 〇〇二
広島 広島市西區南一丁目二番地 電話 〇〇二
山口 山口市西區南一丁目二番地 電話 〇〇二
徳島 徳島市西區南一丁目二番地 電話 〇〇二
香川 香川市西區南一丁目二番地 電話 〇〇二
愛媛 愛媛市西區南一丁目二番地 電話 〇〇二
高松 高松市西區南一丁目二番地 電話 〇〇二
松山 松山市西區南一丁目二番地 電話 〇〇二
高知 高知市西區南一丁目二番地 電話 〇〇二
福岡 福岡市西區南一丁目二番地 電話 〇〇二
佐賀 佐賀市西區南一丁目二番地 電話 〇〇二
熊本 熊本市西區南一丁目二番地 電話 〇〇二
大分 大分市西區南一丁目二番地 電話 〇〇二
宮崎 宮崎市西區南一丁目二番地 電話 〇〇二
鹿児島 鹿児島市西區南一丁目二番地 電話 〇〇二
沖縄 沖縄市西區南一丁目二番地 電話 〇〇二

強 ぞい 明 日 の 日 本 軍

森永
ミルク
キャラメル

森永製菓株式会社



ど の 一 つ ぶ に も
無 敵 空 軍 の 様 な 強 い
力 を も り 上 げ る
す ぐ れ た 滋 養
が 含 ま れ て あ る

十 五 銭

目 品 業 營

特 殊 機 械、一 般 電 氣
機 械 器 具、理 化 學
醫 化 學 用 器 械、其 他
設 計 工 事 請 負
榮 養 品、食 料 品
工 業 用 品、培 養 基
等、各 種 粉 末 製 品

日 本 特 殊 工 業 株 式 會 社

東 京 市 牛 込 區 若 松 町 五 十 五 番 地
本 社 電 話 牛 込 (34) 二 四 一 三 番
品 川 工 場 品 川 區 東 品 川 四 丁 目 三 十 五 番 地
品 川 區 東 品 川 四 丁 目 三 十 五 番 地
電 話 高 輪 (44) 六 五 五 六 番
大 崎 工 作 場 品 川 區 東 大 崎 二 丁 目 四 六 〇 番 地
哈 爾 濱 工 場 哈 爾 濱 斜 紋 一 陸 街 十 八 番 地

日 五 廿 月 二 年 五 正 大 立 創

圓 萬 千 參 金 本 資

社 會 式 株 造 製 料 染 本 日

町 出 日 春 區 花 此 市 阪 大

品造製要主



用機行飛

山 葉 ビアノ
山 葉 オルガン
蝶 印 ハーモニカ
高 級 家 具 木 工 品
ベ ニ ヤ 板 (合 七 板)

木 製プロペラ
金 屬 製プロペラ 設計製作
被 包 式プロペラ

日本樂器製造株式會社

本 社 靜 岡 縣 濱 松 市

電 話 代 表

三三三三三
六六六六六
五五五五五
四三二一〇

目 種 業 營

- 一、航空機材料、特種木材、ベニア、金物、地金類ノ輸入販賣
- 一、魚・肉・果實各種罐詰、楢材、プライウッド、雜貨類ノ輸出入販賣
- 一、電解錫、精製錫、壓搾鐵ノ加工販賣



東亞企業株式會社

本 店 東 京 市 麴 町 區 丸 内 二 丁 目 六 番 地
 (電 丸 内 至 自 〇〇 五 四 一 番 地)
 工 場 橫 濱 市 神 奈 川 區 南 幸 町 二 丁 目 四 十 三 番 地
 (電 神 奈 川 二 九 五 九 二 九 七 九 番 地)
 橫 濱 市 中 區 新 山 下 町 三 丁 目 七 番 地
 (電 本 局 一 七 四 八 番 地)
 亞 米 利 加 合 衆 國 紐 約 市
 南 米 ア ルゼ ン チ ン 國 プ エ ノ ス ア イ レ ス 市
 海 外 出 張 所

大阪刀劍會

加 島 勳

大阪市東區清水谷西之町二五四
電話 東 四七四三番
振替大阪七六九壹壹

軍 人
會 館

寫真部

東京市麴町區九段一丁目五

電話九段⁽³³⁾四一〇一—四一〇八
振替東京八八六八九番



化工機製作株式會社

常務取締役 後藤 尙
 神奈川県川崎市大川町五
 電話 川崎 3681・3682・3683・3684

化學工業用機械及裝置ノ設計製作

粉碎機	混合機	攪拌機
捏和機	分離機械	濾過器
蒸發器	乾燥器	蒸溜器
其他		

世界有數メーカーノプラント國産化

1. 英國 バワ・ガス・コーポレーション會社
瓦斯製造裝置
2. 英國 ウツダルダツカム・パーチカル・レトルト會社
直立式瓦斯爐
タール蒸溜裝置
3. 英國 インターナショナル・エレクトロリチック・プラント會社
ノールス電解槽
4. 獨國 リンデアイスマン會社
窒素酸素及瓦斯分離分解裝置ノ一部
5. 獨國 バマーグ・メグイン會社
ホコ式硝酸製造裝置

一手販賣店

三菱商事株式會社機械部

本店	東京市麴町區丸の内二丁目四番地
大阪支部	大阪府南區安堂寺橋通三丁目
門司支店	門司市東湊町
名古屋支店	名古屋市中區廣小路通二ノ六
大連支店	大連市山縣通



株式會社

服部紙店

旭川出張所	仙臺支店	札幌支店	本
電話 旭川市 二三條五通七リ	電話 仙臺市國分町五丁目一七番地	電話 札幌市大通西一丁目八番地	東京市日本橋區本町二丁目四番地
電話 旭川市 二三條五通七リ	電話 仙臺市國分町五丁目一七番地	電話 札幌市大通西一丁目八番地	東京市日本橋區本町二丁目四番地
電話 旭川市 二三條五通七リ	電話 仙臺市國分町五丁目一七番地	電話 札幌市大通西一丁目八番地	東京市日本橋區本町二丁目四番地
電話 旭川市 二三條五通七リ	電話 仙臺市國分町五丁目一七番地	電話 札幌市大通西一丁目八番地	東京市日本橋區本町二丁目四番地



軍 刀
 刀 劍
 調 研
 製 磨

研 師
 和 田
 隆 雄

大阪市南區上本町三丁目
 市電上本町二丁目停留場東



銃後の守り

空襲防備—TS式防毒マスク
 工人武装—TS式マスクとメガネ
 家庭防災—TS式火災盗難警報機

式ST

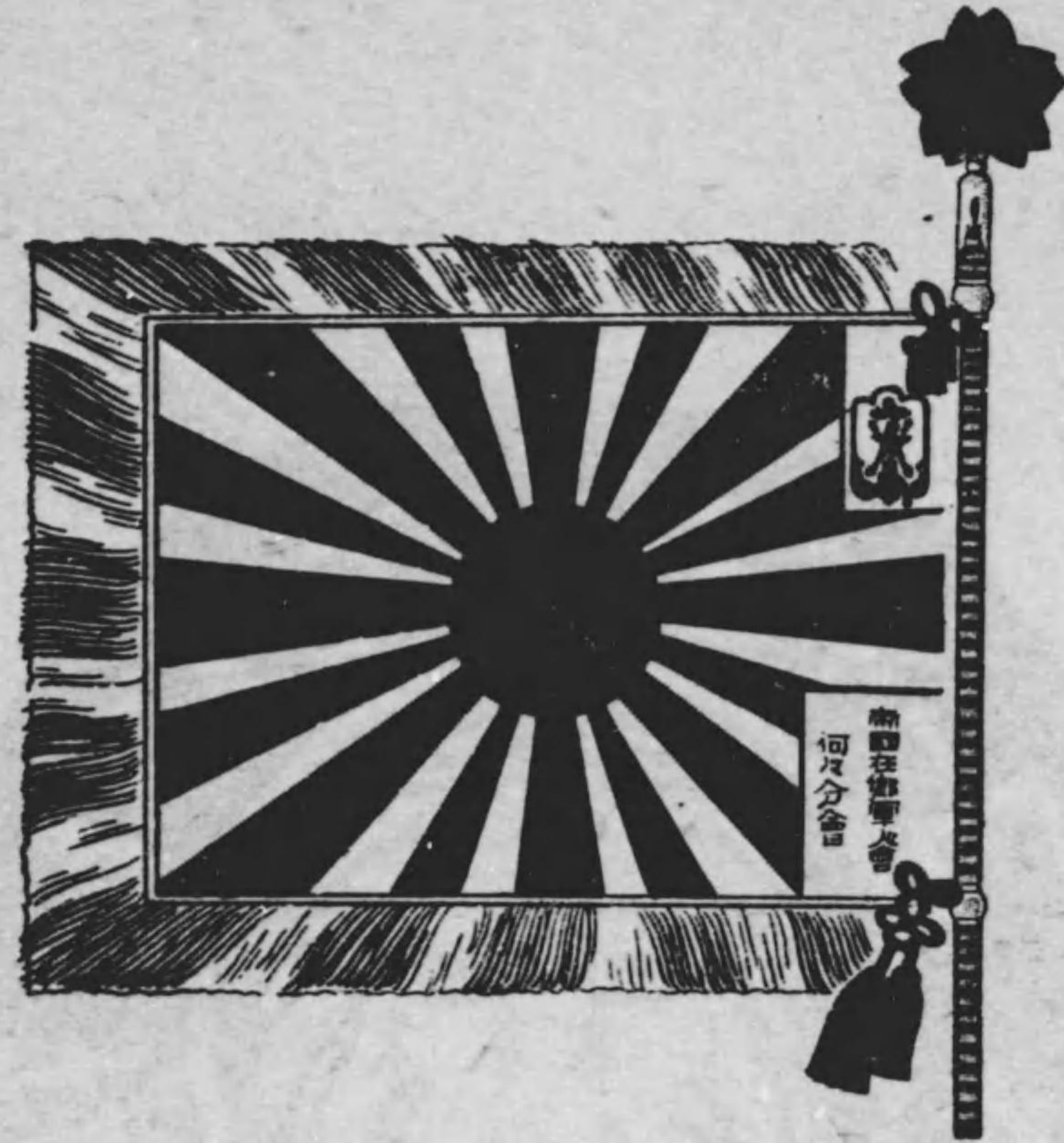
防空用マスク
 工礦業用マスク
 各種保護メガネ
 火災盗難警報機
 火災救命具

呈 贈 録 型



所作製松重

目丁一町籠旅區田神市京東 所業營
 番八二〇九・七二〇九谷下話電
 番八七七五四京東替振
 目丁四田蒲東區田蒲市京東 場 工
 番九〇七四田蒲話電



カタロク進呈

在郷軍人会旗
 青年團旗
 少年團旗
 町内會旗
 組合組旗
 優勝カップ
 各種メダル
 記念品一式

地番七四日丁五筋橋本日區南市阪大

店章徽旗藤加

番二七七四 } (76) 戎話電
 番五五二六 }
 番六一九〇九 阪大替振



貯蓄でつくす
銃後のつとめ

戦時に於ける銃後
の國民は、勤儉貯
蓄によつて御奉公
が出来るわけであ
ります

株式會社 安田貯蓄銀行



東京市日本橋區室町三丁目一番地
電話(24) 電番五二九一・七四六
東京市日本橋區本町一丁目番六二九一・八四六
東京市本町一丁目番七三六七五

TAIKA

營業品目

專賣特許	SSZZZ	大華高速度鋼
專賣特許	SZZZ	大華高速度鋼
專賣特許	ZZZ	大華高速度鋼
專賣特許	SXXX	大華高速度鋼
專賣特許	XXX	大華高速度鋼

(各種工具製造販賣) (電熱線及帶) (大華白金鋼耐酸耐熱用) (各種材料調質及試驗)

大華工具株式會社
大華電氣冶金公司

營業所並に加工場 東京市蒲田區糀谷町四丁目一六二二

電話 (大森 三六六七番)
(蒲田 三三〇九番)

製鋼所 大連市榮町二

電話 伏見二〇一四番

大阪出張所 大阪市西區阿波座下通一ノ一四

電話 新町三四〇八番

名古屋出張所 名古屋市東區車道東町七六

電話 東三五三八番

福岡出張所 福岡市中小路二六

電話 四六八八番

目種品製

丸鋼・線材・山型鋼
薄板・中板・鑄鋼

株式會社 吾 孀 製 鋼 所

本社 東京市向島區吾孀町東四丁目九三
分工場 東京市城東區南砂町六丁目四五五
株式會社 吾孀製鋼所千住鐵板製造所
東京市足立區千住曙町一丁目一

目科業營

陸海軍御用品、珪素銅合金鑄物、耐酸耐熱鑄物
製鋼用鑄型及定盤、鑛山船舶用諸機械類、工作
用諸機械、水道・瓦斯・鑛山用高級鑄鐵直管、
異形管、制水弁、消火栓類、冶具、ゲージ類

正 永 瀨 鐵 工 所

所主 永 瀨 寅 吉

埼玉縣川口市本町一丁目二五〇番地 (荒川新大橋畔)

電話 川 口 { 二 二 〇 〇 三 二 一

資本金三千萬圓

共同信託

營業項目

代理 事務 其他	遺言 執行	財產 に關 する	貸付 並保 證	不動 產信 託	有價 證券 信託	投資 信託	金 錢 信 託
----------------	----------	----------------	---------------	---------------	----------------	----------	------------------

(營業案內贈呈)	取締役營業部長	專務取締役	副社長	會長
	高山潤三郎	門脇正	志波鷹治	菊池恭三

東京支店

東京市麹町區內幸二丁目

大阪本店

大阪市東區今橋三丁目



陸軍省・海軍省・鐵道省・遞信省・大藏省・指定工場

營業品目

計壓器類	氣象計器類
回轉計類	車輛用計器類
寒暖計類	各種自記計器類
航空計器類	諸試驗計器類

東京市蒲田區今泉町二八九番地

日本計器製造株式會社

電話蒲田2866・3976・4418

- 高級工具並ニ精密機器各種
- 精微風壓計・ピトー管・空氣力學天秤各種
- 乾式・濕式瓦斯量器各種・瓦斯工事用工具一式



株式會社 園池製作所

東京市品川區東大崎一丁目八五五番地

株式會社
櫻田機械製造所

本社・工場

東京市城東區北砂町六丁目五十七番地
電話本所 (73) 三〇六一・八三・八三六・八五八・六九

銀座營業所

東京市京橋區銀座一丁目三番地
電話京橋 (56) 二二〇七・七九一〇・二七・七四〇〇・七七九一

諸官廳納入

防水布
綿帆布製造
擬革布

日本加工織布株式會社

東京市神田區元岩井町三十九番地

電話漢花 (67) 二二〇〇
三二二
四七六
番番番

鶴見製鐵造船株式會社

本社 東京市麴町區丸の内一ノ六
鶴見工場 橫濱市鶴見區末廣二ノ一
淺野船渠 橫濱市神奈川區本橋二ノ一



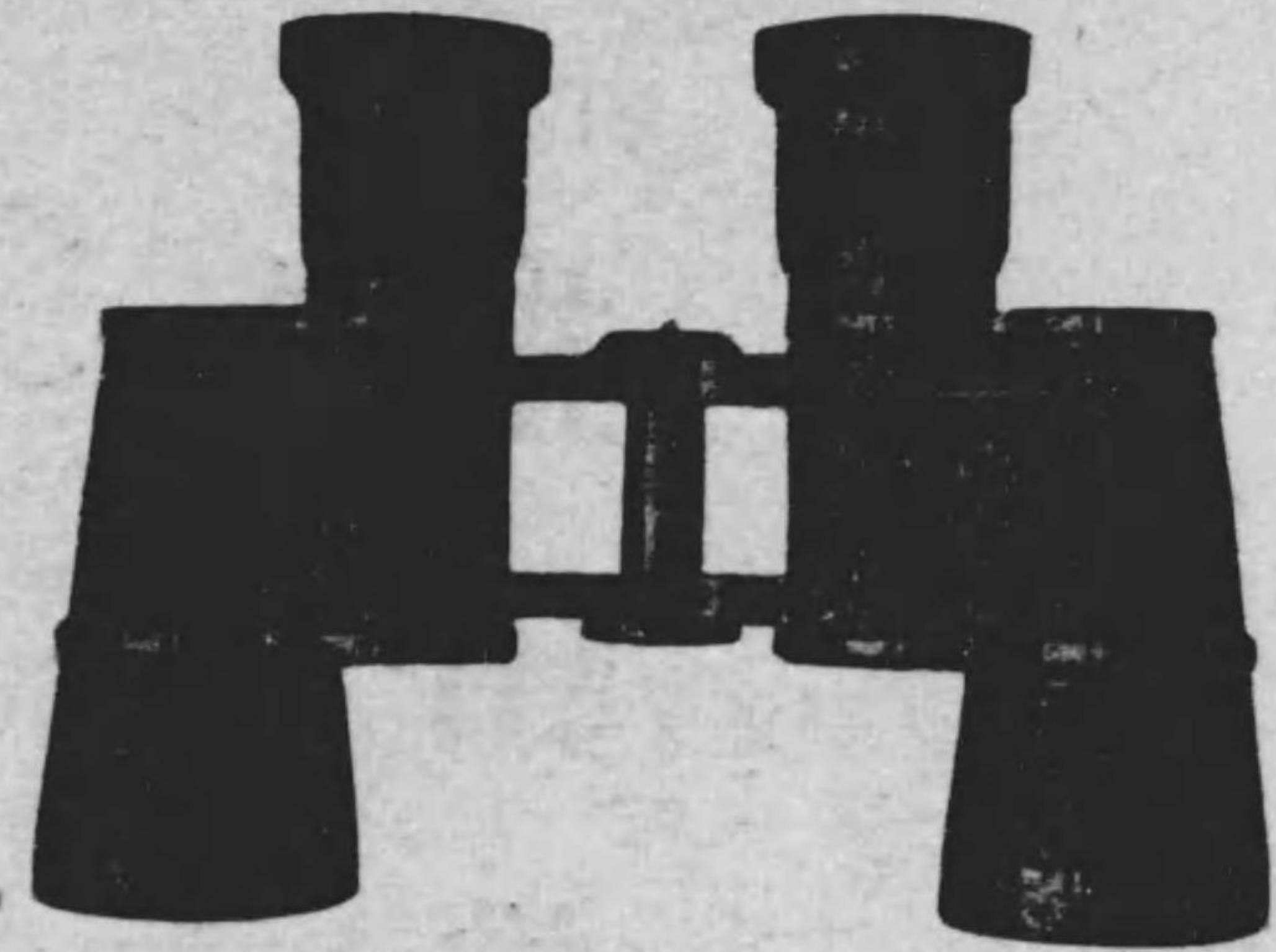
株式會社

大塚製作所

航空機及自動車部分品製作
各種金屬材料試驗機製作
精密機械器具設計製作
タイヤーチエン及一般リングチエン

東京市瀧野川區西ヶ原町一三八八
電話王子
三三八九一・三三五四
三三一・三八六〇

ワゴウ軍用双眼鏡



6倍 × 24 歩兵騎兵工兵輜重用
航空兵科用

8倍 × 30 砲兵航空兵科海上用

その他各種双眼鏡在庫豊富

東京市日本橋區通二(高島屋前)

日本商會光學部

電話日本橋2840・2841

陸海軍
指定工場

會 社
大 田 計 器 製 作 所

代表社員 大 田 彦 市

東京市杉並區成宗三丁目三九五番地
中野五八四四番
電話 荻窪(四七五七番(夜間用))

製 作 品 目

氣象觀測器
金屬製溫度計
硝子製溫度計
航空計器
精密諸計器

資本金壹億六百參拾壹萬圓
年產能力四百五十萬噸

社 長 淺 野 總 一 郎

淺 野 セ メ ン ト 株 式 會 社

本 店 營 業 所

東 京 市 麴 町 區 丸 ノ 內 一 ノ 六

海 上 ビ ル 三 階

陸海軍軍人ニ賜ル勅諭類用縮寫



勅諭
 一軍人の忠節を盡す
 一軍人の禮儀を正しくす
 一軍人は武勇を尚ぶ
 一軍人は信義を重んず
 一軍人の質素を旨とす

謹製所

文岳堂出版部

堺市大町東一丁一八
 今井平次郎
 電話七七八四
 振替大阪七〇七九六

御紋章謹押

勅語巻物

御紋章謹押
 桐箱入
 各金五圓

(用面類)

御紋章謹押
 陸海軍軍人ニ賜ハリタル勅諭類用
 陸海軍軍人ニ賜ハリタル勅諭類用
 陸海軍軍人ニ賜ハリタル勅諭類用
 陸海軍軍人ニ賜ハリタル勅諭類用
 陸海軍軍人ニ賜ハリタル勅諭類用
 陸海軍軍人ニ賜ハリタル勅諭類用
 陸海軍軍人ニ賜ハリタル勅諭類用
 陸海軍軍人ニ賜ハリタル勅諭類用
 陸海軍軍人ニ賜ハリタル勅諭類用
 陸海軍軍人ニ賜ハリタル勂諭類用

頒布價格
 各金壹圓五拾錢
 寸法 横二尺 縦一尺

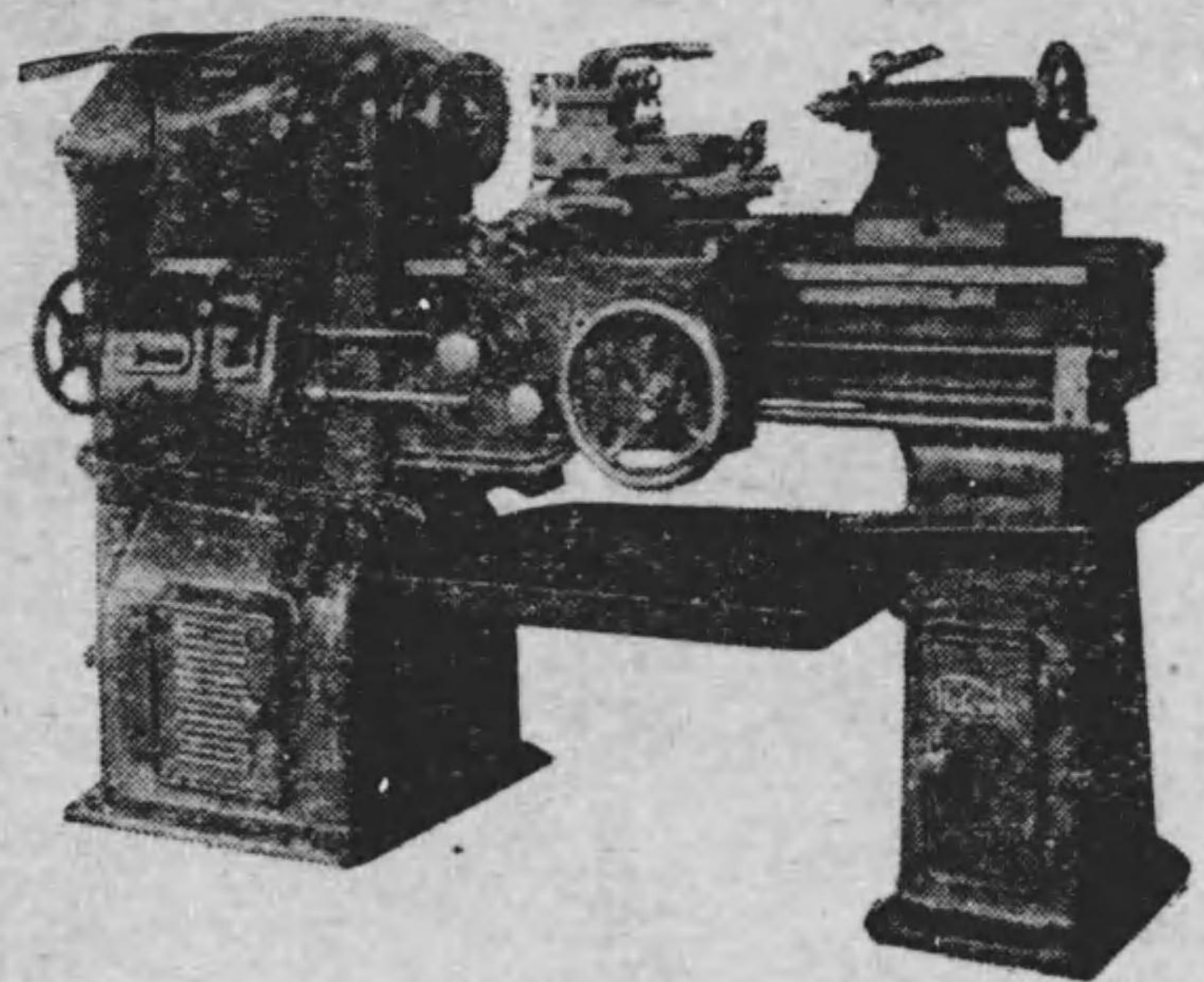
(類章紋御)

御紋章謹押
 陸海軍軍人ニ賜ハリタル勂諭類用
 陸海軍軍人ニ賜ハリタル勂諭類用
 陸海軍軍人ニ賜ハリタル勂諭類用
 陸海軍軍人ニ賜ハリタル勂諭類用
 陸海軍軍人ニ賜ハリタル勂諭類用
 陸海軍軍人ニ賜ハリタル勂諭類用
 陸海軍軍人ニ賜ハリタル勂諭類用
 陸海軍軍人ニ賜ハリタル勂諭類用
 陸海軍軍人ニ賜ハリタル勂諭類用
 陸海軍軍人ニ賜ハリタル勂諭類用

頒布價格
 各金拾貳圓
 寸法 横二尺 縦一尺

國民精神總動員と勅語奉體
 國民精神總動員が實施せられて、我々國民は業務の上に、生活の上に、強
 化を期せねばなりません。就いては此際國民精神總動員の趣旨を更に一
 層徹底するに努め、國民は常に長くも御勅諭の有り難き聖旨を奉體し、
 意々々々後の國民としての決意を我々の生活の上に實現することには最も有
 意義と存じまして、左記謹製品を謹んでお薦め致す次第で御座ぬます。

好評噴噴たる
T.S.K.五呎精密旋盤
 オールギヤ・モーター直結



型錄呈上

塚本商事株式會社製作部

東京市品川區東大崎五丁目
 電話大崎(49)一〇〇二番
 本社 東京市京橋區銀座西四丁目
 電話京橋(56) { 四五六一(三)番
 { 七〇七五番

株式會社
大 林 組

大阪市東區京橋三丁目七五

電話東
自八六〇至八六五
自五四〇至五四五

日 本 刀

營業所
小甲武刀
道
具冑器劍
買 賣

鍛錬場
新 作 刀
太 刀 軍 刀
御 守 護 短 刀

第一回新作日本刀展覽會
最高名譽文部大臣賞受領

大 日 本 鍛 刀 所

大阪府官幣大社住吉神社境內

御刀研磨並ニ軍刀調製

高 橋 義 宗 商 店

大阪市南區堺筋周防町角

電話南八二五番
振替大阪一一三五五六番



株式會社
日本興業銀行

中小工業資金低利融通
各種財團擔保長期工業金融
地方債社債引受・普通銀行業務

東京市麴町區丸ノ内一丁目八番地

電話丸ノ内 (23) 二二二〇
二二五〇
一 (代客事務)

支店所在地

- | | | | | | | | | |
|----------|-------------|------------|---------------|----------|---------|--------|---------|-------------|
| 日本橋支店 | 大板支店 | 神戶支店 | 名古屋支店 | 福岡支店 | 東京支店 | 富山支店 | 廣島支店 | 北海道支店 |
| 日本橋區通二丁目 | 大板市東區高麗橋五丁目 | 神戶市東區西區六丁目 | 名古屋市中區廣小路通六丁目 | 福岡市天神區大橋 | 東京市東區本橋 | 富山市中區橋 | 廣島市中區島本 | 札幌市北區三條西四丁目 |

目 品 造 製

及其金鏡磷硅滿鹽硫電發硫合合鹽四クエホ液金青過過鹽鹽高晒炭苛苛
他屬カド 化酸氣煙 成成 化鹽マレンス體ナ化 鹽 酸素素素 度 酸性性
藥醫化學工藥 素 亞亞亞硫 鹼鹽 各炭 リリグ鹽リ曹 ン 晒 加加曹
品ム鐵鐵鐵鉛鉛鉛酸酸酸酸酸種素ンル 素ム達達ア里達粉粉里里達



日本曹達株式會社

資本金 八千萬圓

取締役社長 中野友禮
常務取締役 小長谷新太郎
同 金井滋直
常任監査役 高橋眞男

本社 東京市麴町區大手町二丁目八番地七

- | | | | | | | | | | | |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|
| 江崎工場 | 第3工場 | 第2工場 | 第1工場 | 岩手工場 | 埼玉工場 | 東京工場 | 富山工場 | 高岡工場 | 會津工場 | 二本木工場 |
| 濱名 | 三 | 二 | 一 | 岩手 | 埼玉 | 東京 | 富山 | 高岡 | 會津 | 二本木 |
| 濱名 | 三 | 二 | 一 | 岩手 | 埼玉 | 東京 | 富山 | 高岡 | 會津 | 二本木 |
| 濱名 | 三 | 二 | 一 | 岩手 | 埼玉 | 東京 | 富山 | 高岡 | 會津 | 二本木 |
| 濱名 | 三 | 二 | 一 | 岩手 | 埼玉 | 東京 | 富山 | 高岡 | 會津 | 二本木 |



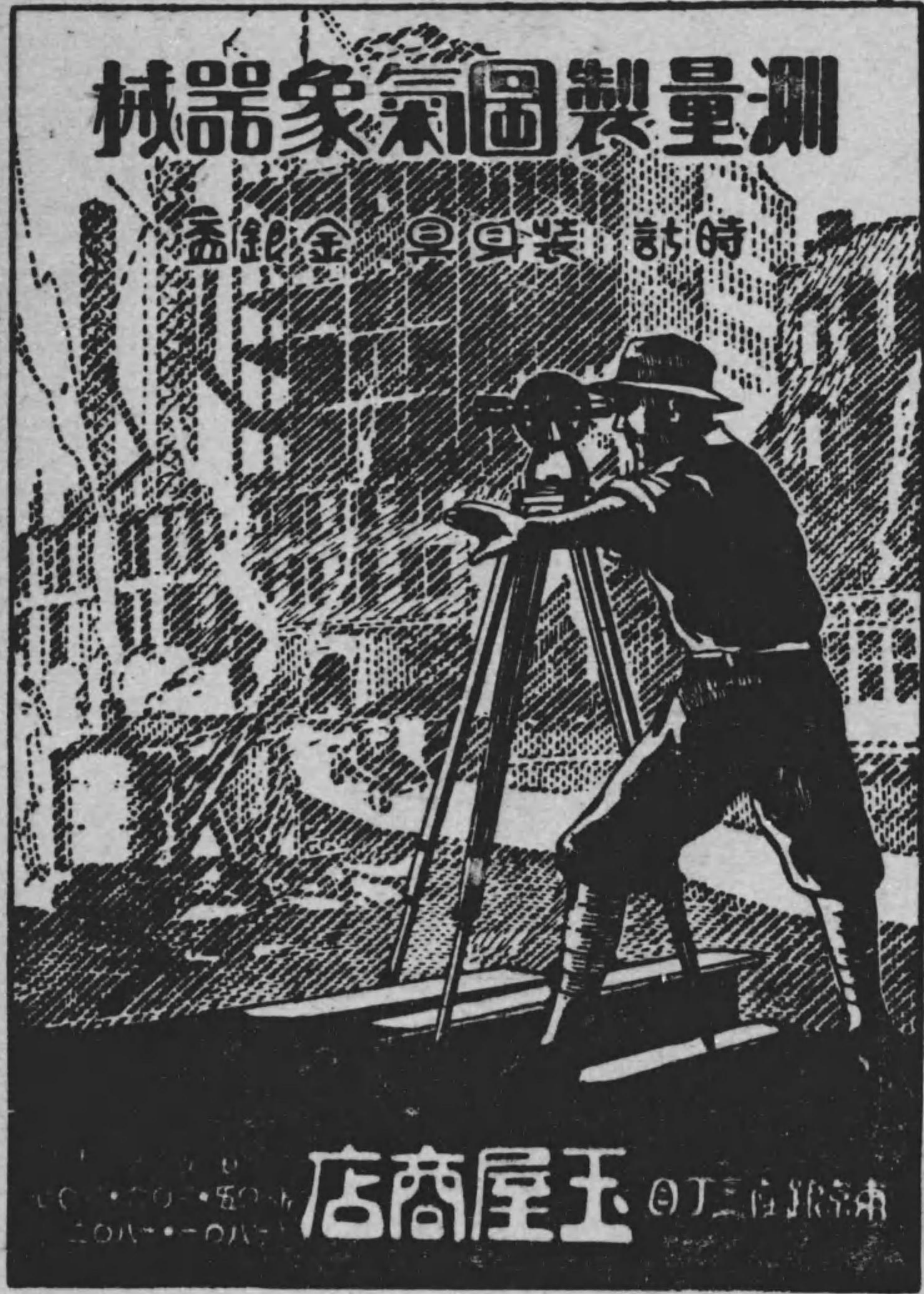
東京航空計器株式會社

取締役社長 和田 鎮 雄

神奈川縣川崎市木月二二〇番地
電話 田園調布 自 四二二一 至 四二二八 番

測量製圖氣象器械

時訪 裝具 金銀 盆



玉屋商店 東京市三丁目

金屬製品 其他

銅 及 銅 合 金
 アルミニウム及
 アルミニウム合金
 マグネシウム合金
 オイルレスベアリング
 板、條、帶板、管、棒
 押出型材、鋸、鍛造品
 鑄物、ダイカスト

工場

日光電氣精製所
 横濱電線製造所
 九州電線製造所
 大阪伸銅所
 大崎伸銅所
 横濱電池製作所
 理化試験所

研究所



古河電氣工業株式會社

本店 東京市麴町區丸ノ内二ノ八

電線電纜電池其他

裸電線、紙絕緣電線、ゴム絕緣電線
 被覆電線、海底電線、電線電纜附屬品
 電氣用金屬材料、絕緣材料、通信用機器
 鉛蓄電池、空氣ソーダ電池

營業所

東京市日本橋區室町二ノ八
 大阪 名古屋 京都 津
 大坂 京 名 古 屋
 門司 北 海 道
 上 海 奉 天
 奉 天 賓 州
 哈 爾 濱
 北 京

製品種目

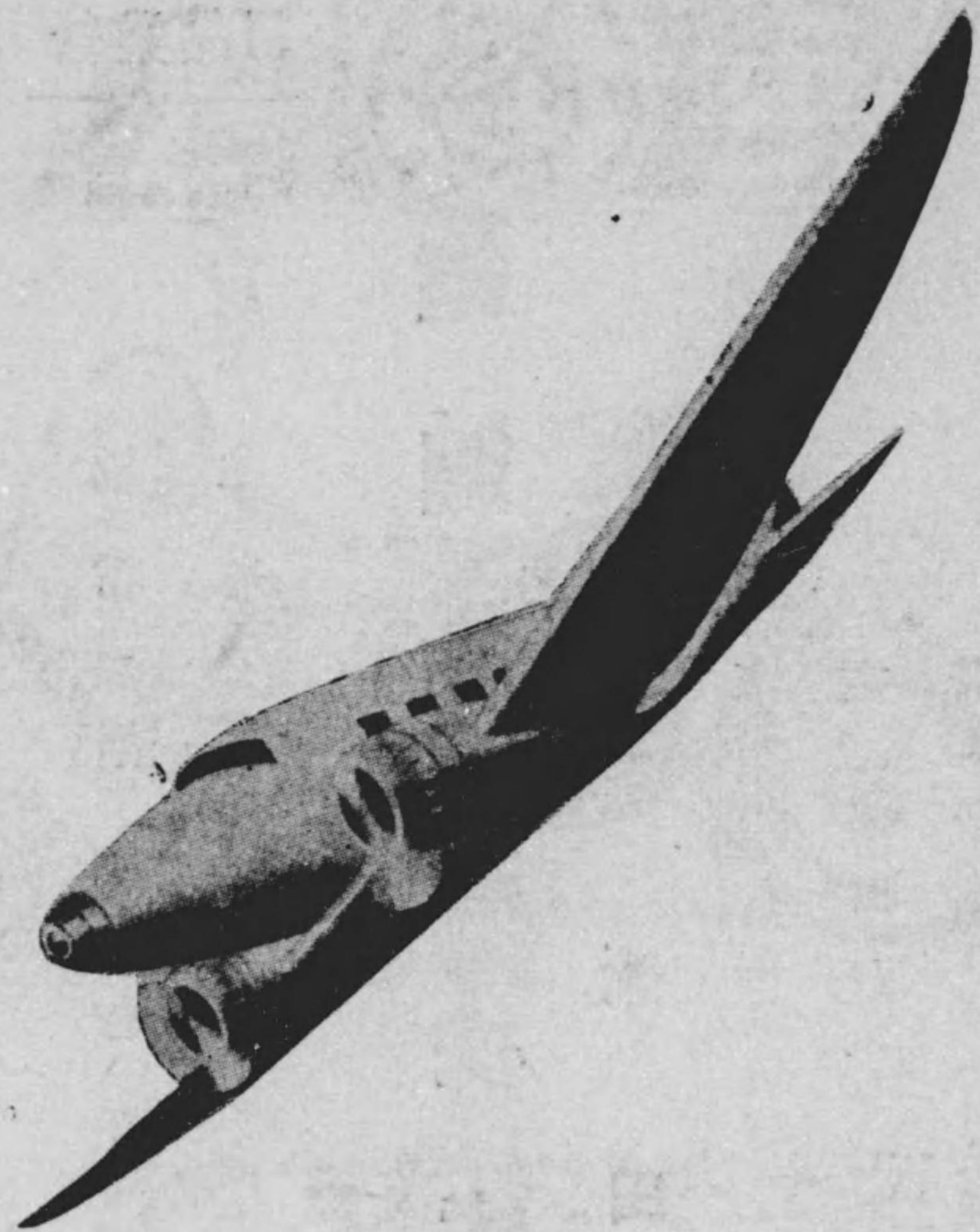
(本 社)
 諸兵器類
 製氷冷却装置
 鑄山及土木機械
 其他鍛鑄鋼製品
 マグネシウム合金
 電動機及發電機
 蓄電池式運搬車牽引車
 マグネシウム合金其他輕合金鑄鍛造品
 陸船用ディーゼル機關
 各種水壓機
 車輪其他壓延鋼材
 線材丸鋼其他輕合金
 アルミ其他輕合金
 變壓器其他電氣器具
 金錢登錄機
 空氣及瓦斯壓縮機
 化學工業用機械
 造船用材料
 ドリル其他切削工具
 一般伸銅製品
 電動工具類



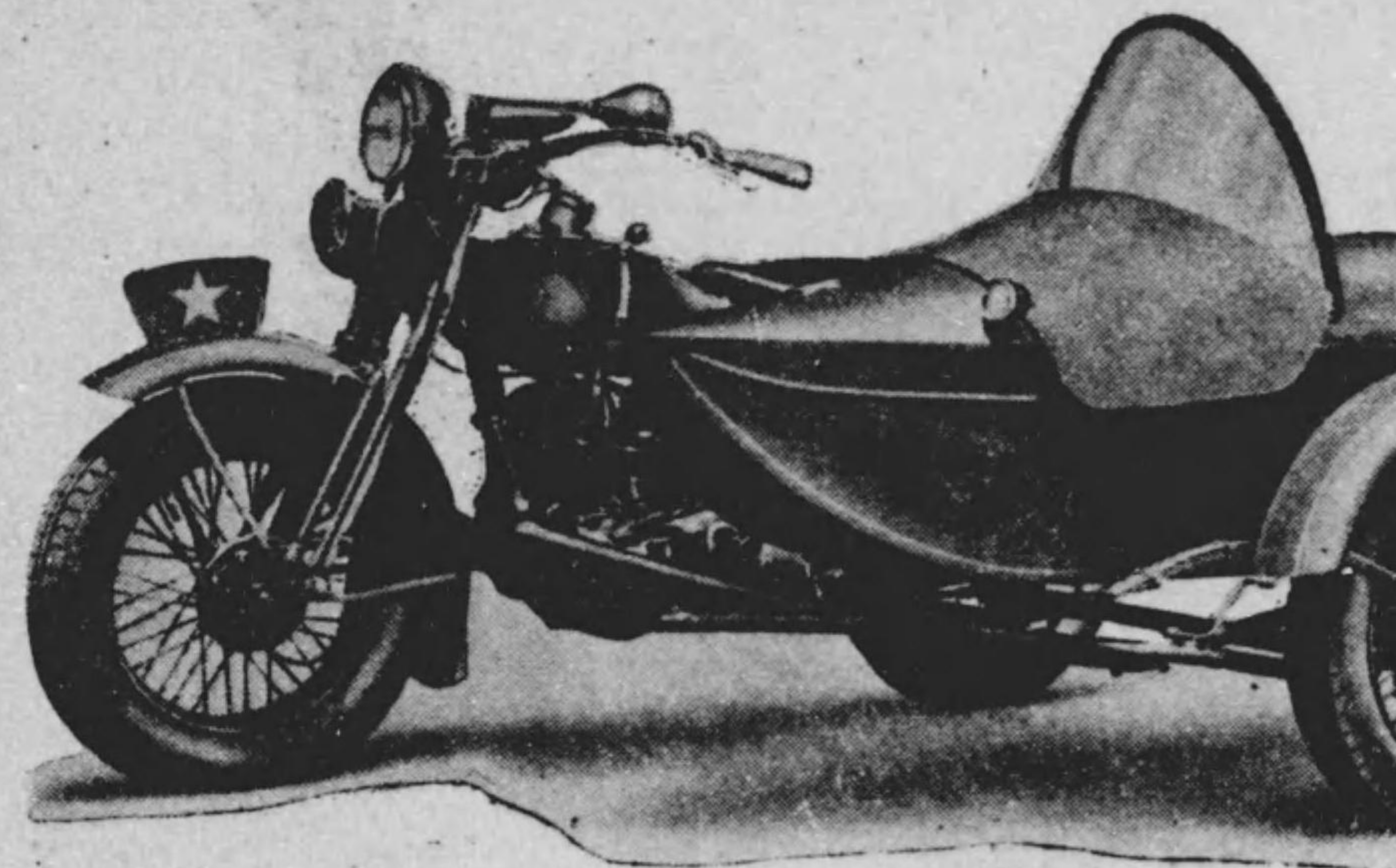
株式會社 神戶製鋼所

神戸市葦合區臨濱町壹丁目

山手工場 西海濱工場 東海濱工場 門司工場 鳥羽工場 名古屋工場 東京事務所 大阪出張所 吳出張所
 神戶市葦合區臨濱町 神戶市灘區日出町 神戶市小森町 門司市 三重縣鳥羽町 名古屋西區光音寺町 東京市麴町區丸ノ内(臺銀ビル) 大阪市西區江戶堀南通四丁目 吳市岩方通三丁目



中島飛行機株式會社



陸王內燃機株式會社

本社 東京市品川區北品川三丁目

製造工場 東京市品川區北品川三丁目

營業所 東京市赤坂區溜池町

出張所 大阪・福岡・大連
新京・哈爾賓・奉天



日本製鐵株式會社

營業品目

加工綿布	生糸	人絹	毛織
	綿糸	綿布	絹糸
			絹布

鐘淵紡績株式會社

社長 津田信吾

東京市向島區隅田町二丁目一六一二番地
 電話 墨田 (74) 三〇九番 二一〇番
 三三一一番 五三五四番
 營業所 神戸市林田區御崎町一丁目一番地

營業種目

銑鋼鋼合特副

金殊物

鐵管材料鐵產

資本金 壹億圓

日本鋼管株式會社

社長 白石元治郎

- 一、本社 東京市麴町區丸ノ内一ノ二
電話丸ノ内(三五七一三五七八)
- 二、川崎工場 神奈川県川崎市
- 三、富山電氣製鐵所 富山縣射水郡新湊町
- 四、新潟電氣製鐵所 新潟市沼垂大開山
- 五、大阪鋼管製造所 大阪市此花區大開町



航空機設計製作

日本飛行機株式會社

工場 橫濱市磯子區富岡町字昭和町

電話 橫濱長者町 (3) 二八三七・二八三八
二八三九

本店 東京市麴町區丸ノ内海上ビル新館五階

電話丸ノ内(23) 四、七五九

いすゞ
 國産自動車は郷兵器
 ！！

陸軍陸軍省標準型自動車
 陸軍省標準型自動車
 陸軍省標準型自動車
 陸軍省標準型自動車
 陸軍省標準型自動車



東京自動車工業株式會社
 川島町・東京

營業課目

航空機用機器
 自動車用機器
 車輛用機器
 計壓器精密機器類



東京機器工業株式會社

本社 大森區入新井一丁目

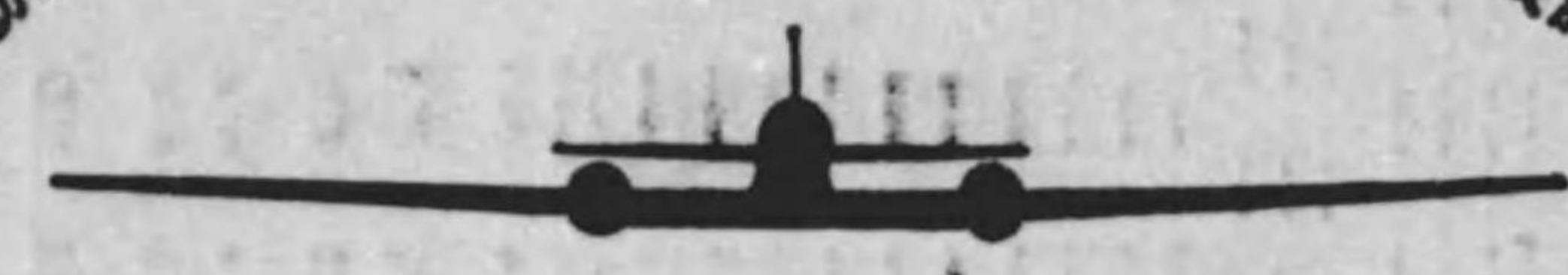
電話大森二、五一五・八、七〇一(七)

工場 川崎市 中島一番地

電話川崎三、六四五(五)代表

14.4
612

航空發動機 高級練習機 輕旅客機 中型旅客機 設計並製作



東京 大森
東京瓦斯電氣工業株式會社

電話大森(06)自8701至8707・2801・6789

目科業營

船舶、艇、建造、修理
航空機及同用發動機、並其修理
航空機、主機、補助機、其他
航空機用發動機、補助機、其他
陸軍用發動機、補助機、其他
汽車用發動機、補助機、其他
鋼鐵、鑄物、打物、工、製、鋼、製、金、類、品、類
鋼製家具類(鋼製家具類)

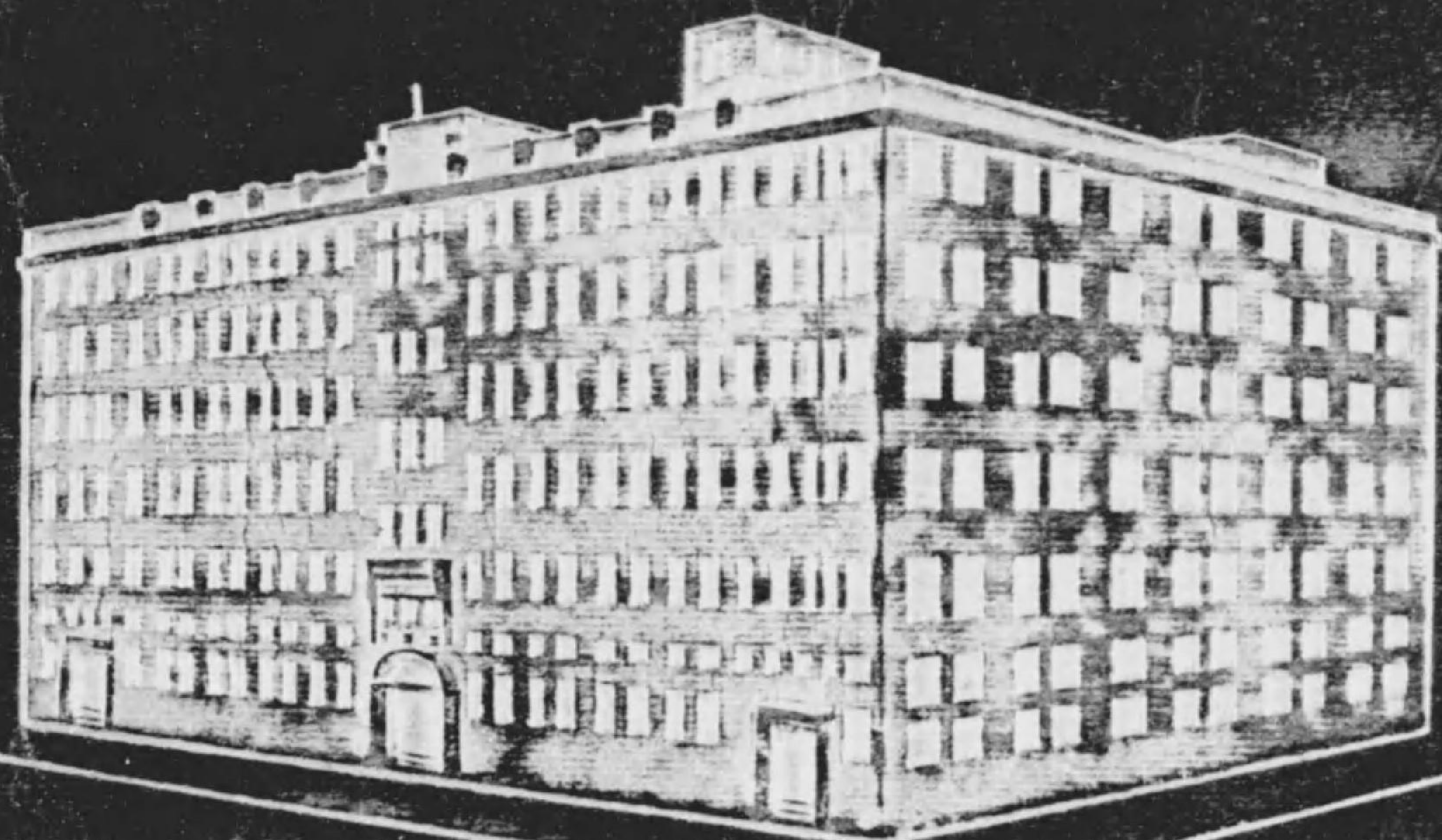


三菱重工業株式會社

本店 東京市麴町區丸ノ内

支店

長崎造船所
長崎兵器製作所
長崎濱船渠
長崎製鋼所
神戶造船所
橫濱船渠
名古屋發動機製作所
名古屋航空機製作所
東京機器製作所
玉川機器製作所



資本金 壹億五千萬圓

諸積立金 七千參百萬圓

株式會社 安田銀行

本社 東京市麴町區大手町一丁目

全國支店百參拾箇所